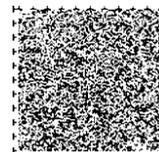
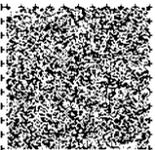


# 国分寺市子ども若者・子育て いきいき計画



令和2年3月  
国分寺市





## はじめに

国分寺市では、将来像「健康で文化的な都市一住み続けたいまち、ふるさと国分寺一」を掲げ、「国分寺市総合ビジョン」を頂点として、福祉保健分野の総合的な計画である地域福祉計画の子ども施策の分野の計画を策定し、子ども・子育て支援施策を進めてまいりました。



「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画」は、家庭や地域において、育つ喜びや子育ての喜びが実感でき、全ての子ども・若者たちが健やかに成長・自立していけるまちとなることを目指し、子ども・子育て支援法に規定する子ども・子育て支援事業計画をはじめとした複数の法制上の位置付けを持った、平成 27 年3月策定の「国分寺市子育て・子育ていきいき計画」の後継の計画として策定するものです。

この計画に基づく取組を進めることで、子どものいる御家庭や地域の方々がつながり、地域全体で子どもたちを温かく包み込み、その育ちを見守っていくことにより、市内の様々な場所が活気に満ち、魅力あるまちになっていくものと考えております。

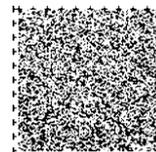
そして、これからも市民の皆様と力を合わせ、「子育てするなら国分寺がいい」「国分寺で生まれ育ってよかった」と思っていたいただけるようなまちの実現を目指してまいります。

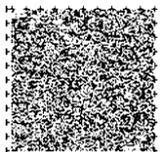
結びに、本計画の策定に当たり、平成 30 年度から2箇年にわたり、(仮称)国分寺市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会をはじめ、国分寺市子ども・子育て会議、国分寺市青少年問題協議会、国分寺市子どもの居場所づくり推進会議の委員の皆様から貴重な御意見をいただきました。さらに、関係団体・事業者の方々や市民の皆様には、アンケート調査に御協力をいただき、並びに関係団体懇談会、市民説明会、パブリック・コメントなどを通じて様々な御意見をいただきました。

改めて、本計画の策定に御尽力をいただきました皆様に、心より感謝申し上げます。

令和2年3月

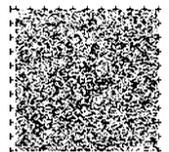
国分寺市長 井澤邦夫





# 目 次

<b>第 1 章 計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	2
2 計画の位置づけ .....	4
3 計画の期間 .....	5
4 計画の対象 .....	5
5 計画の推進に係る考え方 .....	5
<b>第 2 章 国分寺市の子どもを取り巻く状況</b> .....	<b>6</b>
1 国分寺市の子どもと家庭 .....	7
2 教育・保育の提供状況 .....	13
3 アンケート調査等からみる子ども・若者・子育ての状況 .....	18
4 国分寺市子育て・子育ていきいき計画の施策評価 .....	40
5 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画に向けた課題 .....	44
<b>第 3 章 計画の基本理念, 基本目標</b> .....	<b>49</b>
1 基本理念 .....	50
2 基本目標 .....	51
3 施策の体系 .....	53



## 第4章 施策の展開..... 54

基本目標Ⅰ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をします。.....	55
基本目標Ⅱ 子育て・子育てしやすい環境を整備します。.....	63
基本目標Ⅲ 多様な子育て支援サービスを充実します。.....	85
基本目標Ⅳ 子ども・若者の健やかな成長と自立を支援します。.....	97

## 第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策, 実施時期..... 111

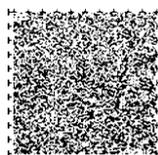
1 本計画上のつながり.....	112
2 教育・保育提供区域の設定.....	112
3 人口の見込み.....	113
4 幼稚園, 保育所, 認定こども園, 地域型保育事業等.....	114
5 地域子ども・子育て支援事業.....	120
6 教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項.....	137
7 その他の取組.....	138

## 第6章 計画の推進..... 140

1 計画の進捗管理・評価方法.....	141
2 関係機関との連携強化.....	142

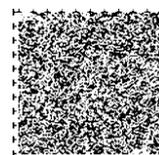
## 資料編..... 143

1 (仮称)国分寺市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会設置要綱.....	144
2 (仮称)国分寺市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会名簿.....	146
3 国分寺市子ども・子育て会議設置条例.....	147
4 国分寺市子ども・子育て会議名簿.....	149
5 国分寺市青少年問題協議会条例.....	150
6 国分寺市青少年問題協議会名簿.....	152
7 国分寺市子どもの居場所づくり推進会議設置要綱.....	153
8 国分寺市子どもの居場所づくり推進会議名簿.....	155
9 計画策定の経緯.....	156
10 用語解説.....	160





# 第1章 計画の概要



## 1 計画策定の背景と趣旨

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済へ深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

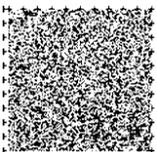
また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちの存在など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす技術が発展しており、こうした変化に対応するためには、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが必要です。

これまで国では、平成 24 年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成 27 年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

しかしながら、25 歳から 44 歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育所の申込者数の増加などにより、平成 31 年4月時点の全国の待機児童数は1万 6,772 人となっており、保育を必要とする全ての児童・保護者が利用できていない状況となっています。

待機児童の解消は喫緊の課題であり、国では平成 29 年 6 月に「子育て安心プラン」を公表し、平成 30 年度から令和4年度末までに女性の就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

就学児童においても、共働き家庭等の児童数の更なる増加が見込まれることから、平成 30 年9月に策定された、「新・放課後子ども総合プラン」では、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象とした学習や体験・交流活動などの事業を計画的に整備していくこととされました。

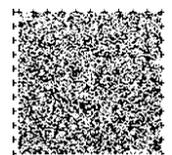


また、子ども・若者を取り巻く環境の変化や、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者がいることから、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進を図るため、平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」のもと、平成28年2月に「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

東京都は、平成27年8月に、全ての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指すため、子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画として「東京都子供・若者計画」を策定しました。

国分寺市（以下「本市」といいます。）においては、これまで平成27年3月に「国分寺市子育て・子育ていきいき計画（第3期次世代育成支援対策地域行動計画）（子ども・子育て支援事業計画）」（以下「国分寺市子育て・子育ていきいき計画」といいます。）を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的に進めてきました。

これらのことを踏まえ、社会状況の変化に対応しながら、各計画と連携を図りつつ、子ども・子育て支援施策と若者支援施策を切れ目なく総合的に推進していくために「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画」を策定します。



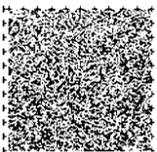
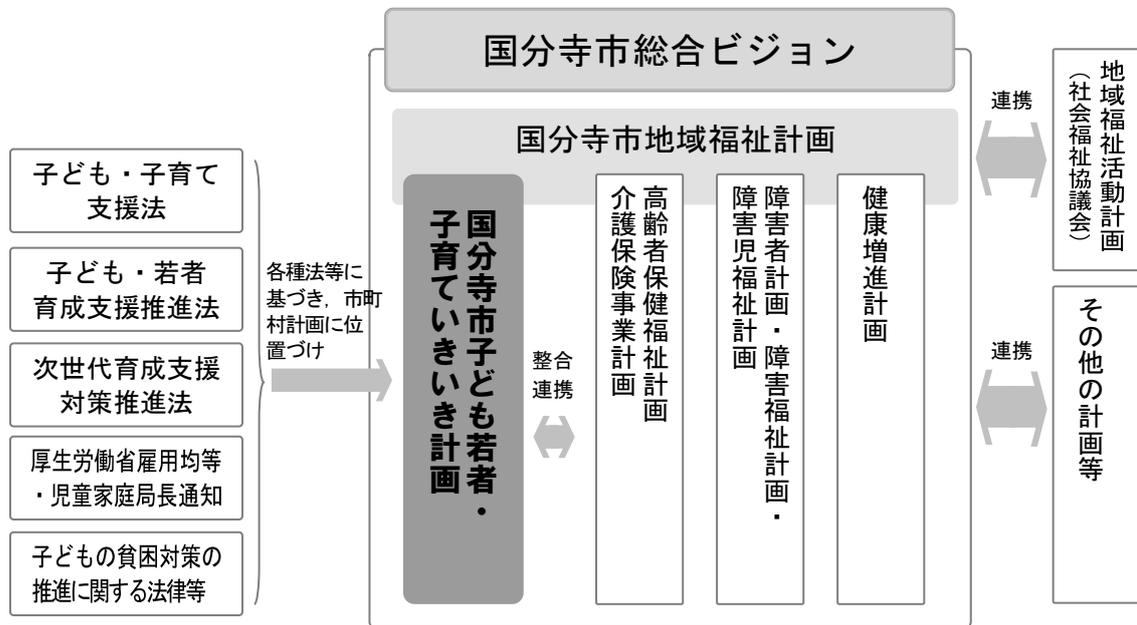
## 2 計画の位置づけ

本計画は、「国分寺市地域福祉計画」の子ども分野に係る計画として位置づけられ、本市における今後の子ども・子育て・若者支援施策の具体的な方向や取組内容について定めるものです。

また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、平成26年6月17日付雇児第0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づく「母子保健計画」として位置づけられるものです。

さらに、上記法律等に基づく計画の他に、子どもの貧困対策の推進に関する法律及び子どもの貧困対策に関する大綱を勘案した子どもの貧困対策に係る市の方針としての位置づけも含まれます。

なお、本市では、子ども・子育て・若者支援を推進する総合的な計画として、「国分寺市総合ビジョン」をはじめ、上記「国分寺市地域福祉計画」等の上位・関連計画と整合性・連携を図りながら、子ども・子育て支援施策や若者支援施策を進めていきます。



### 3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年度において本計画の見直しを行うものとします。

### 4 計画の対象

本計画の対象となる子ども・若者の範囲は、国が定めた「子供・若者育成支援推進大綱」を勘案し、乳幼児期から青年期までの青少年としますが、施策によっては、40歳未満までのポスト青年期も対象とします。

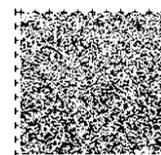
そのほか、本市に居住する全ての子どもの保護者、出産予定のある市民、地域における子育て支援活動を行う市民などを対象に、子ども・子育て支援施策や若者支援施策を総合的に展開していきます。

### 5 計画の推進に係る考え方

国分寺市子育て・子育ていきいき計画では、個別具体の事業については、実施計画において定めていたことから、計画としての評価を実施するに当たっては、各事業全ての評価をしておりました。

この手法による評価は、各事業の単体のものに終始してしまい、基本理念・基本目標に基づいた施策としての評価が、分かりづらい傾向にありました。

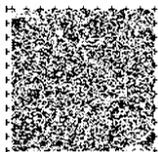
そこで、本計画では、各施策において重点となる事業を設け、この重点事業を点検・評価することにより、施策の評価を効果的に実施し、もって第6章にあるPDCAサイクルを確保し、本計画の計画的かつ円滑な推進を図るものとします。





第2章

## 国分寺市の子どもを取り巻く状況



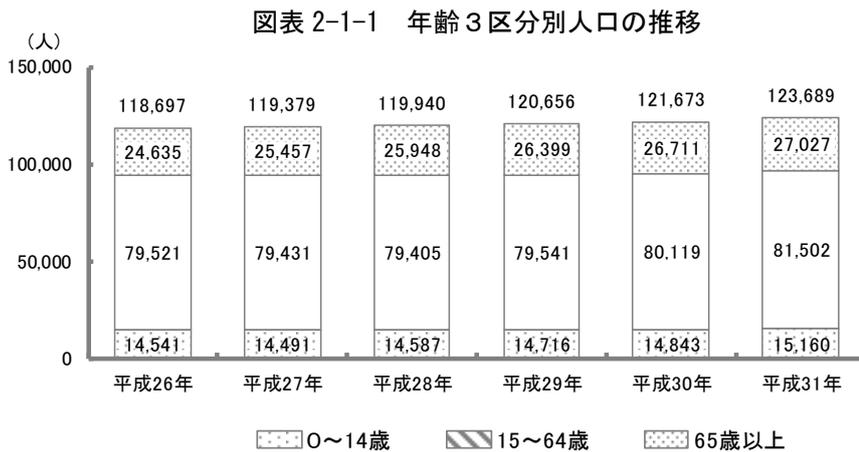
# 1 国分寺市の子どもと家庭

## (1) 妊娠・出産を取り巻く状況・・・・・・・・

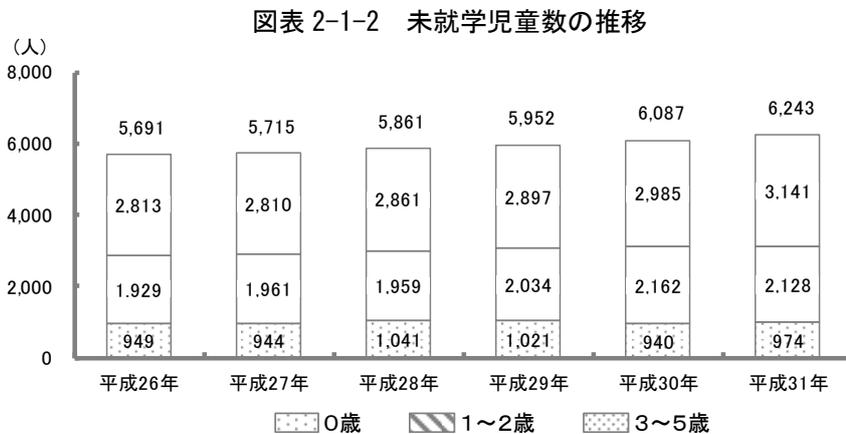
本市の人口は、転入による社会増などを背景に増加傾向にあります。65歳以上人口は増加傾向にあり、高齢化が徐々に進んでいるものの、14歳以下の年少人口や、未就学人口も増加傾向で推移しています（図表2-1-1、図表2-1-2）。

一方で、合計特殊出生率は、東京都の平均を上回る水準となっているものの、これまで増加傾向にあった出生数は、平成27年以降は減少に転じており、将来的に未就学人口が減少に転じていくことがうかがえます（図表2-1-3、図表2-1-4）。

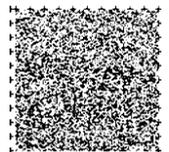
また、女性の就業率が高まってきているなか、特に25～34歳の女性の就業率は全国平均より高い水準にあることから（図表2-1-5、図表2-1-6）、就業する女性の増加に伴う保育ニーズの高まりがうかがえます。



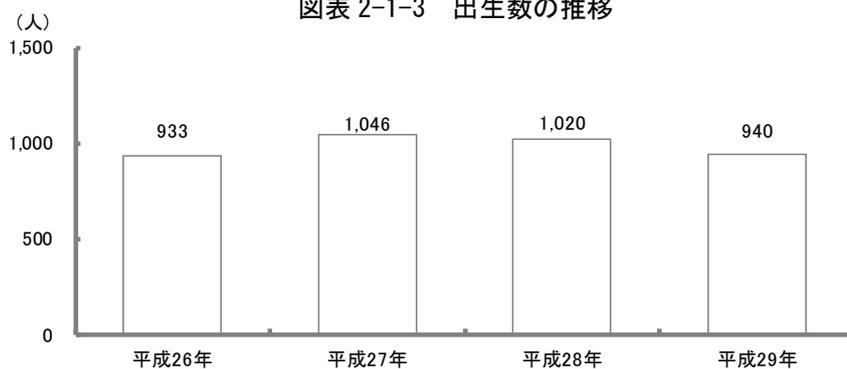
資料：東京都「住民基本台帳」（各年1月1日）



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

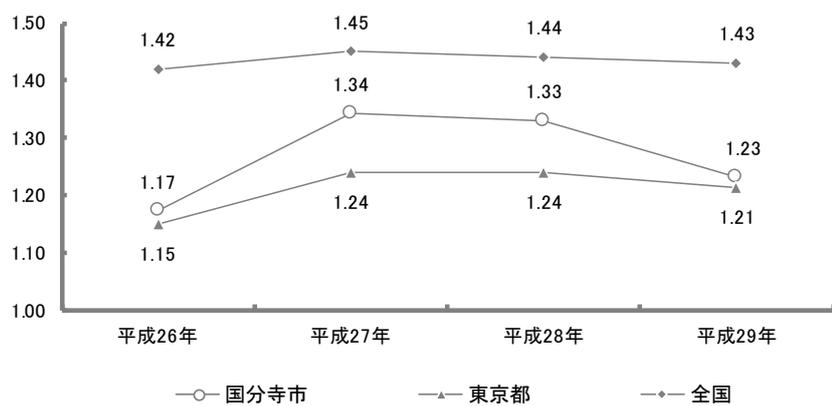


図表 2-1-3 出生数の推移

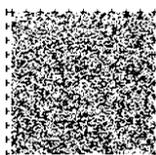


資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」

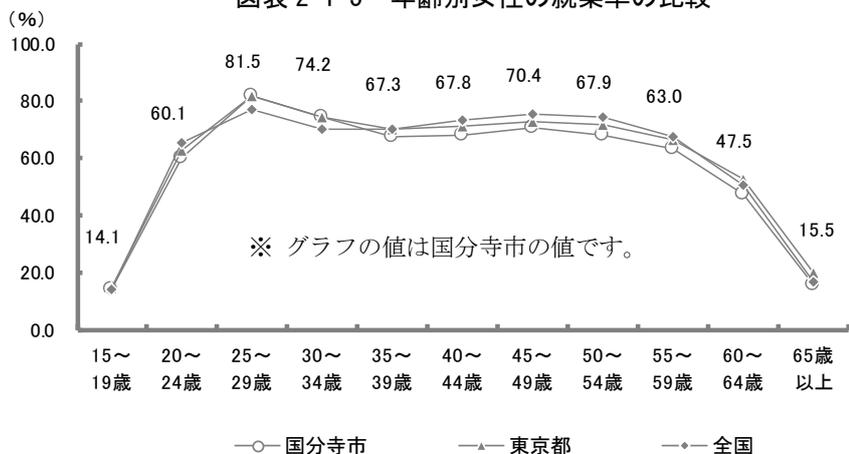
図表 2-1-4 国分寺市・東京都・全国における合計特殊出生率の比較



資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」  
厚生労働省「人口動態調査」

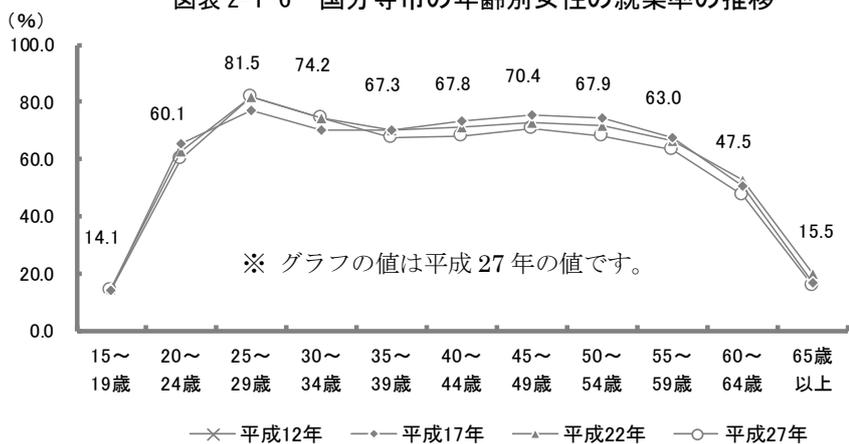


図表 2-1-5 年齢別女性の就業率の比較

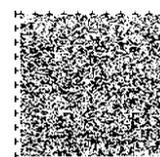


資料：国勢調査（平成27年）

図表 2-1-6 国分寺市の年齢別女性の就業率の推移



資料：国勢調査

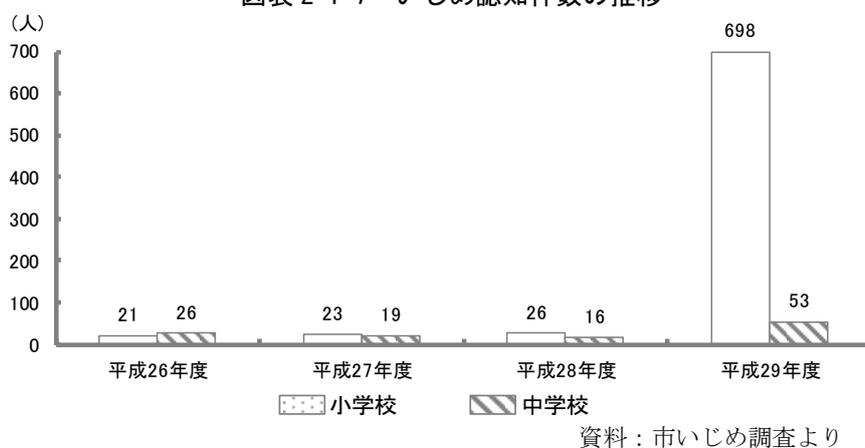


## (2) 子ども・若者を取り巻く環境・・・・・・・・

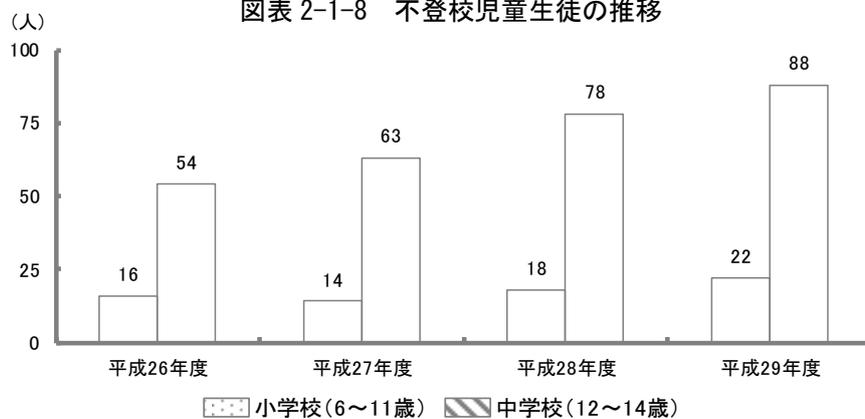
いじめの認知については、より丁寧に実態を把握するため、平成29年度から認知方法の転換を図りました。このことにより、大幅に件数が増加しています。また、不登校児童・生徒については、小学校・中学校ともに、増加傾向にあります（図表2-1-7、図表2-1-8）。

各種相談窓口での相談件数の推移をみると「子どもの発達相談」、「子どもと子どもを育てる家庭の総合相談」の件数が多くなっています。また、「虐待等に関する相談」は、平成26年度は100件を下回っていたものの、その後増加傾向にあります（図表2-1-9）。

図表 2-1-7 いじめ認知件数の推移



図表 2-1-8 不登校児童生徒の推移

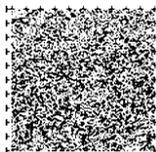


図表 2-1-9 各種相談窓口での相談件数の推移

単位：件，人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
虐待等に関する相談	99	150	154	138	202
子どもの発達相談	564	490	552	549	511
子どもと子どもを育てる家庭の総合相談	413	492	426	454	647
心の健康相談	33	26	19	24	26

資料：庁内資料

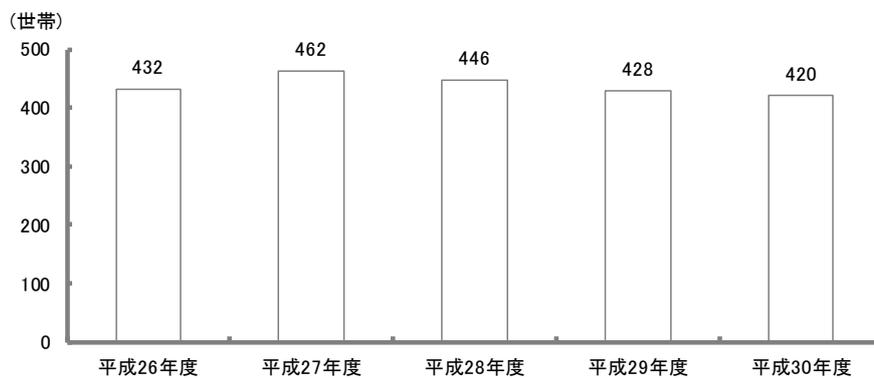


(3) 子どもや子育て家庭を取り巻く経済状況・・・・・・・・

児童扶養手当受給世帯数は、平成27年に増加したものの、以降は減少しています(図表2-1-10)。

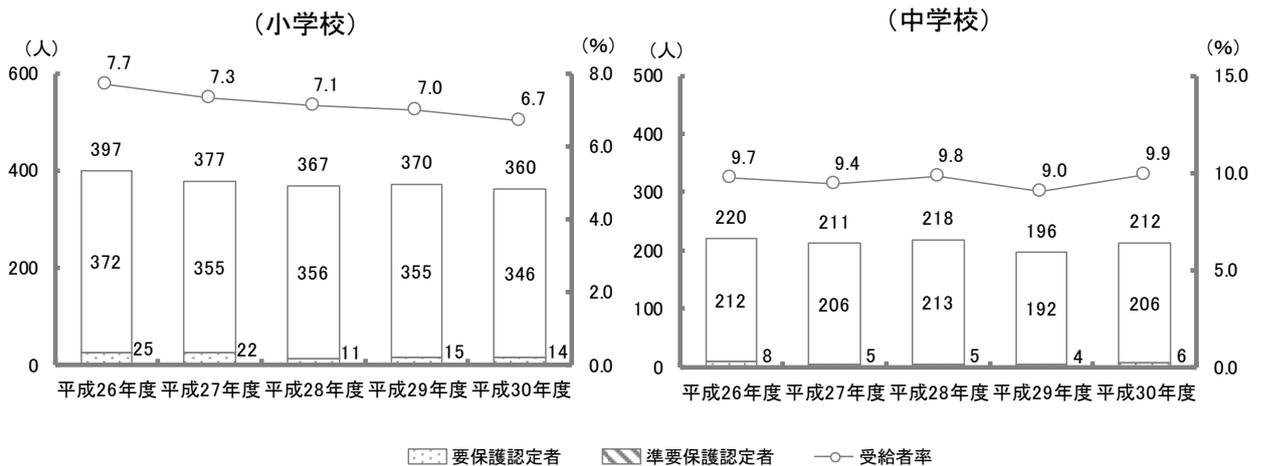
また、就学援助の認定者数については、小学校では減少傾向にあり、中学校ではほぼ横ばいとなっている一方、生活困窮者自立支援事業における学習支援事業の利用者数は増加しています(図表2-1-11、図表2-1-12)。

図表 2-1-10 児童扶養手当受給世帯数の推移

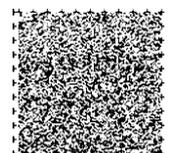


資料：庁内資料

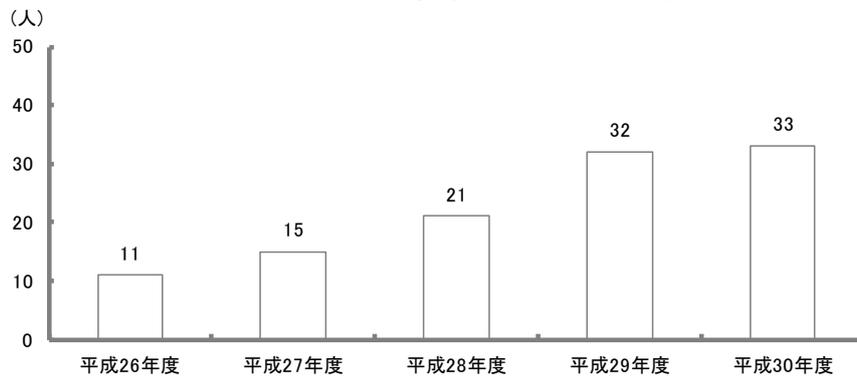
図表 2-1-11 就学援助の認定者数の推移



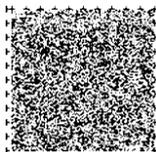
資料：庁内資料



図表 2-1-12 学習支援事業の利用者数の推移



資料：庁内資料



## 2 教育・保育の提供状況

### (1) 子育て環境や子育てに関わる地域資源の状況・・・・・・・・

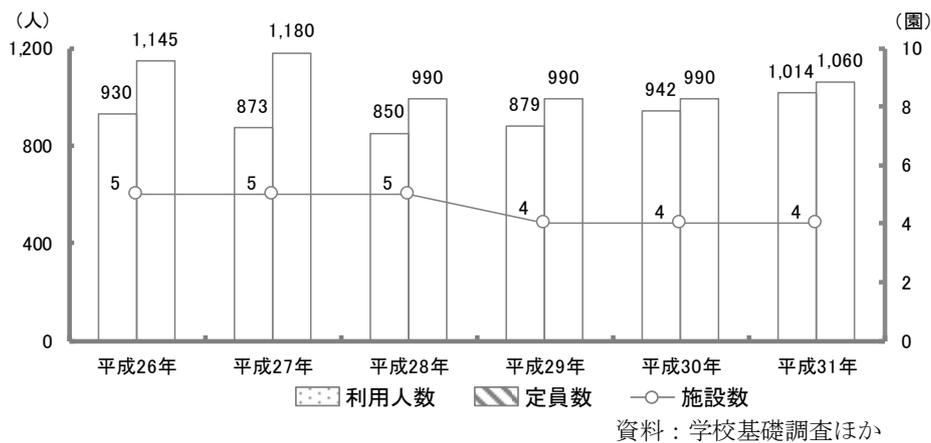
幼稚園の利用人数は、減少傾向で推移していましたが、平成28年以降は増加に転じています（図表2-2-1）。

認可保育所は一貫して利用人数が増加しています。また、認証保育所は弾力的運用により、定員を超えて利用者がいる年もあり、家庭的保育事業はほぼ定員数まで利用者がいる状態にあります（図表2-2-2、図表2-2-3、図表2-2-4）。

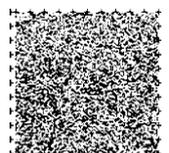
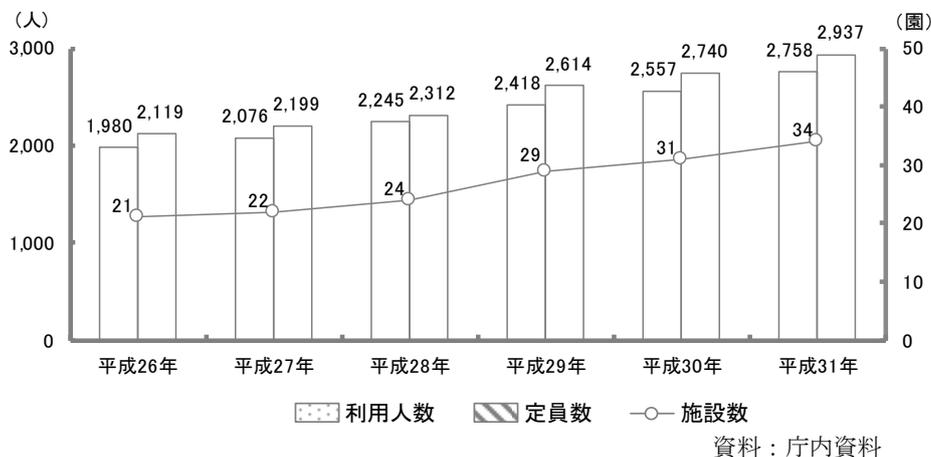
本市では、認可保育所の整備を進めていますが、1～2歳を中心に、待機児童が生じています（図表2-2-5、図表2-2-6）。

学童保育所（「放課後児童クラブ」）のことです。以下同じです。）については、登録児童数が年々増加し、公立の学童保育所については、定員数を上回って受け入れているところもあり、狭隘状況にあります（図表2-2-7）。

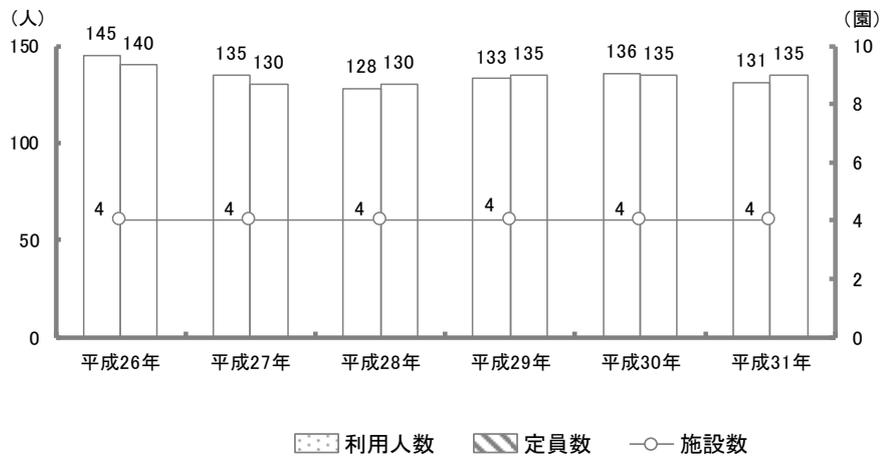
図表2-2-1 幼稚園の利用人数・定員数・施設数の推移



図表2-2-2 認可保育所の利用人数・定員数・施設数の推移

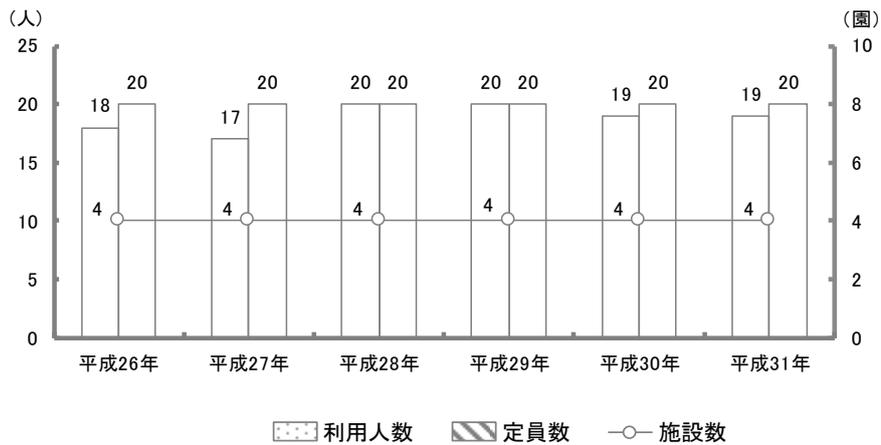


図表 2-2-3 認証保育所の利用人数・定員数・施設数の推移

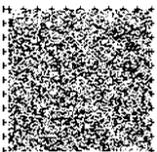


資料：庁内資料

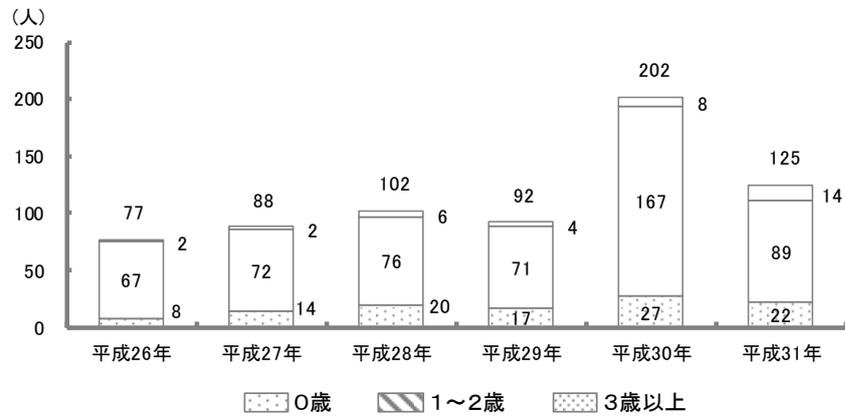
図表 2-2-4 家庭的保育事業の利用人数・定員数・施設数の推移



資料：庁内資料



図表 2-2-5 待機児童数の推移



資料：庁内資料

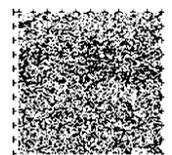
図表 2-2-6 地域別の待機児童数の推移

単位：人

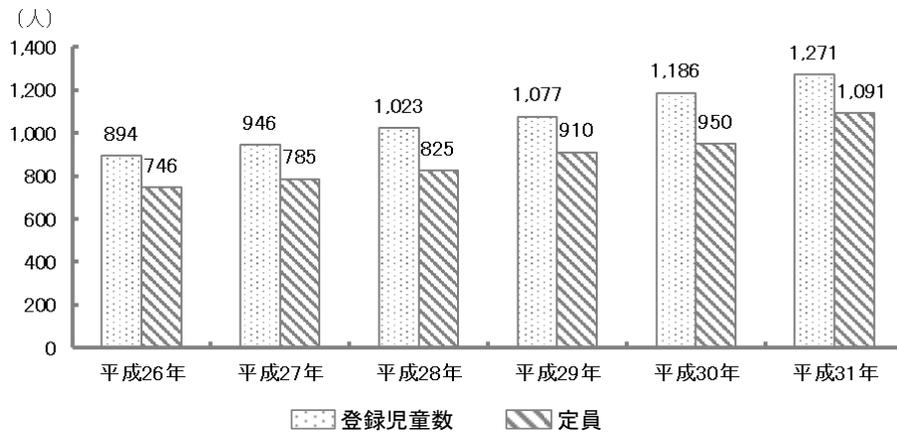
地域の区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
東元町	11	9	9	7	19	15
西元町	5	5	6	6	6	1
南町	7	5	4	4	15	5
泉町	7	15	14	12	19	6
本町	3	0	4	8	8	5
本多	3	7	4	6	10	3
東恋ヶ窪	11	8	14	5	27	11
西恋ヶ窪	3	3	3	2	9	10
東戸倉	1	0	4	1	8	3
戸倉	5	4	8	12	7	5
日吉町	2	6	5	5	10	11
内藤	3	9	1	2	9	8
富士本	2	5	6	2	9	3
新町	0	0	0	6	8	3
並木町	1	2	1	0	4	3
北町	2	2	1	1	8	6
光町	3	3	9	1	15	5
高木町	3	2	0	4	4	7
西町	5	3	9	8	7	15
計	77	88	102	92	202	125

資料：庁内資料

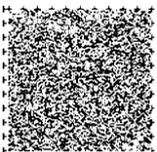
- ※ 地域の区分は保育施設の所在地に基づくものです。
- ※ 待機児童数は新定義による数値となっています。



図表 2-2-7 学童保育所の登録児童数と定員数の推移



資料：庁内資料



## (2) 子育て支援サービスの状況・・・・・・・・

地域子育て支援拠点事業，一時預かり事業，病児・病後児保育事業の各種事業の利用は，増加傾向となっており，ファミリー・サポート・センター事業は，利用会員が増加傾向となっています（図表 2-2-8，図表 2-2-9，図表 2-2-10，図表 2-2-11）。

図表 2-2-8 地域子育て支援拠点事業の実施状況

単位：日，人，施設

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開設日数	492	487	748	1,081	1,049
延べ利用人数	22,543	26,980	39,968	44,705	47,503
実施か所数	2 か所	2 か所	4 か所	6 か所	6 か所

資料：庁内資料

図表 2-2-9 一時預かり事業の実施状況

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
非定型	1,082	1,389	1,418	1,605	1,746
緊急	505	224	569	286	236
合計	1,587	1,613	1,987	1,891	1,982

資料：庁内資料

図表 2-2-10 病児・病後児保育事業の実施状況

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 日あたり定員	16	16	16	16	16
延べ利用人数	1,354	1,485	1,512	1,483	1,491

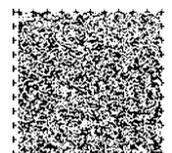
資料：庁内資料

図表 2-2-11 ファミリー・サポート・センター事業の実施状況

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用会員	600	929	1,086	1,305	1,454
援助会員	376	361	228	232	242
両方会員	8	11	14	15	16
合計	984	1,301	1,328	1,552	1,712

資料：庁内資料



### 3 アンケート調査等からみる子ども・若者・子育ての状況

#### (1) アンケート調査の実施概要・・・・・・・・

##### ① 調査の目的

「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画」策定の基礎資料として、調査を実施しました。

##### ② 調査対象

回収状況の区分に基づき、住民基本台帳から無作為抽出

##### ③ 調査期間

平成30年11月1日から平成30年11月30日

##### ④ 調査方法

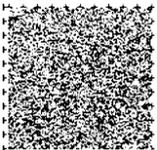
郵送による配布・回収

##### ⑤ 回収状況

区 分	配 布 数	有効回答数	有効回答率
就学前調査	1,500 通	742 通	49.4%
小学生調査	1,500 通	788 通	52.5%
中学生調査	200 通	95 通	47.5%
15歳～18歳調査※ <sup>1</sup>	200 通	77 通	38.5%
18歳～39歳調査※ <sup>2</sup>	300 通	91 通	30.3%

※1…平成12年（2000年）4月2日生まれから平成15年（2003年）4月1日生まれまで

※2…昭和54年（1979年）4月2日生まれから平成12年（2000年）4月1日生まれまで



(2) 調査結果 . . . . .

① 妊娠・出産・乳幼児支援

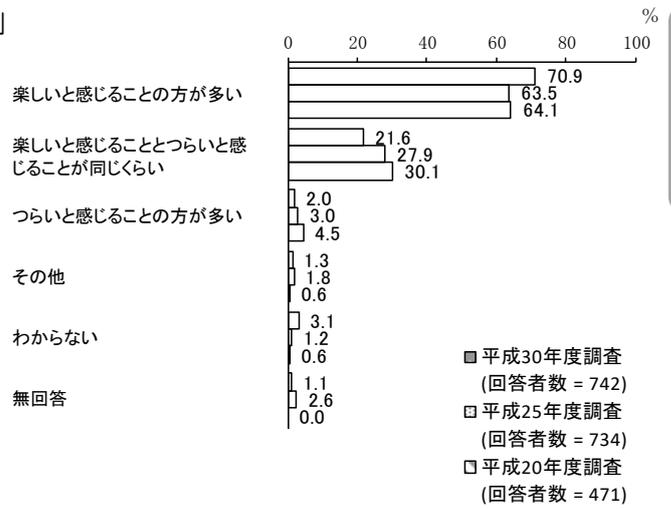
○子育てについて、どのように感じているか（就学前児童保護者）

「楽しいと感じることの方が多い」

の割合が70.9%と最も高く、次いで「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」の割合が21.6%となっています。

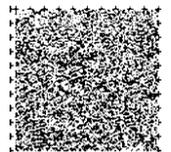
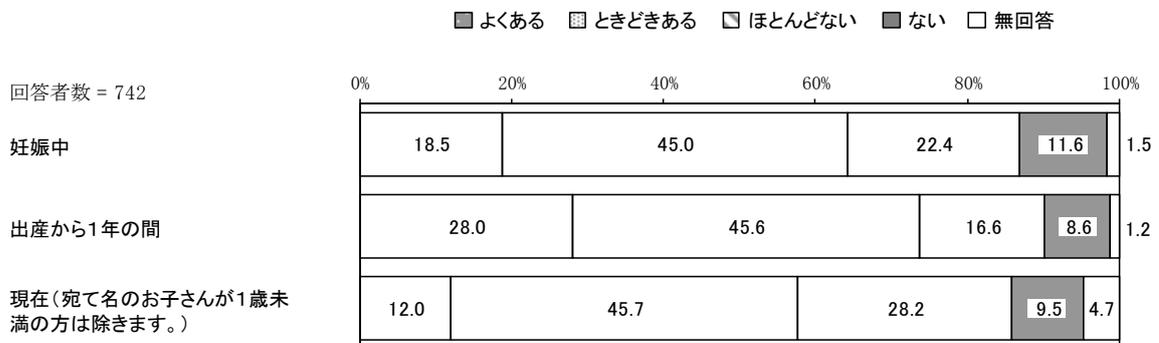
平成25年度調査と比較すると、「楽しいと感じることの方が多い」の割合が増加しています。一方、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」の割合が減少しています。

平成20年度調査と比較すると、「楽しいと感じることの方が多い」の割合が増加しています。一方、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」の割合が減少しています。



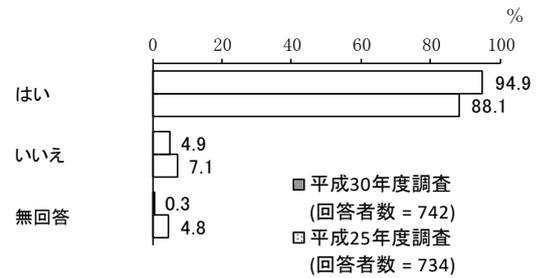
○妊娠中から現在までで、子育てについて、不安を感じたり自信が持てなくなったことがあるか（就学前児童保護者）

「妊娠中」で「よくある」、「ときどきある」の割合が6割以上となっています。また「出産から1年の間」でも、「よくある」、「ときどきある」の割合が高く、7割以上となっています。



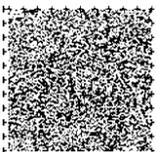
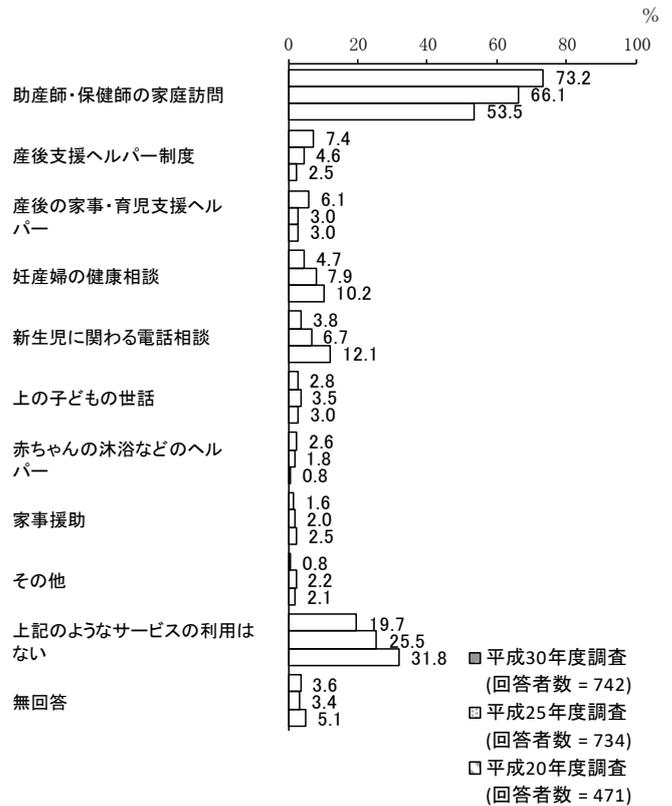
○日頃から、子育てについて相談できる人や場所を持っているか  
(就学前児童保護者)

「はい」の割合が 94.9%、「いいえ」の割合が 4.9%となっています。  
平成 25 年度調査と比較すると、「はい」の割合が増加しています。



○産前産後に利用したサービス (就学前児童保護者)

「助産師・保健師の家庭訪問」の割合が 73.2%と最も高く、次いで「上記のようなサービスの利用はない」の割合が 19.7%となっています。  
平成 25 年度調査と比較すると、「助産師・保健師の家庭訪問」の割合が増加しています。一方、「上記のようなサービスの利用はない」の割合が減少しています。  
平成 20 年度調査と比較すると、「助産師・保健師の家庭訪問」の割合が増加しています。一方、「妊産婦の健康相談」、「新生児に関わる電話相談」、「上記のようなサービスの利用はない」の割合が減少しています。

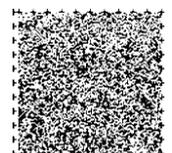
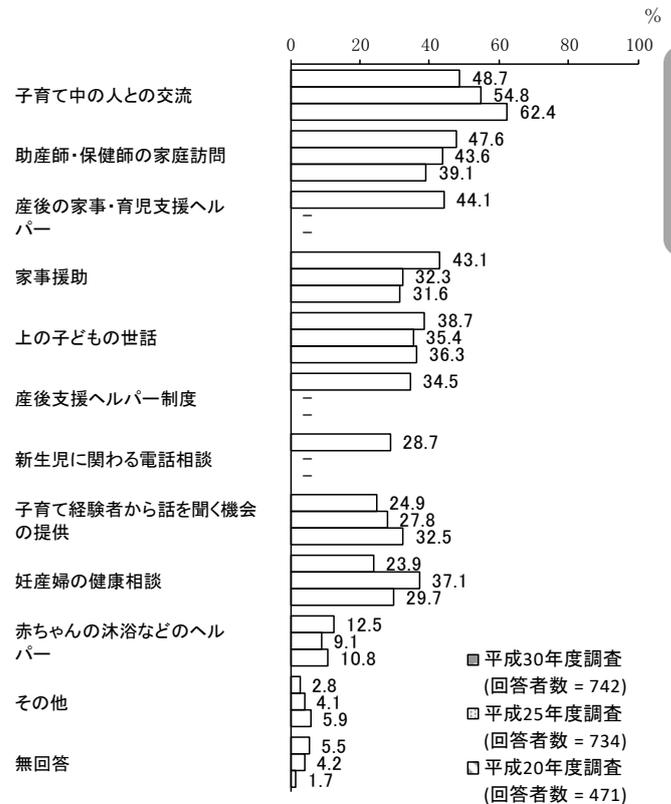


○妊娠中や出産後の支援として重要なサービス（就学前児童保護者）

「子育て中の人との交流」の割合が48.7%と最も高く、次いで「助産師・保健師の家庭訪問」の割合が47.6%、「産後の家事・育児支援ヘルパー」の割合が44.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「家事援助」の割合が増加しています。一方、「子育て中の人との交流」、「妊産婦の健康相談」の割合が減少しています。

平成20年度調査と比較すると、「助産師・保健師の家庭訪問」、「家事援助」の割合が増加しています。一方、「子育て中の人との交流」、「子育て経験者から話を聞く機会の提供」、「妊産婦の健康相談」の割合が減少しています。



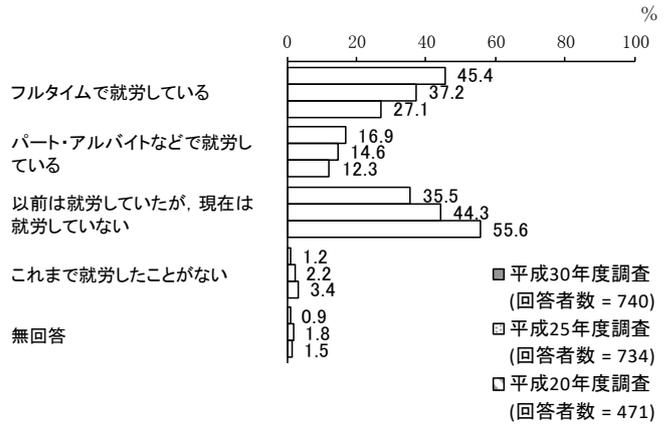
② 子育て環境整備

○母親の就労状況（就学前児童保護者）

「フルタイムで就労している」の割合が 45.4%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が 35.5%、「パート・アルバイトなどで就労している」の割合が 16.9%となっています。

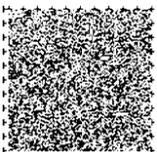
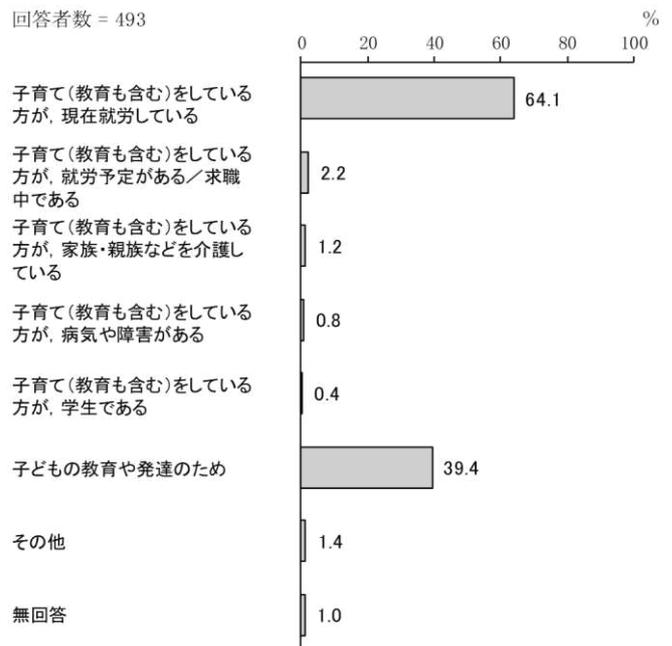
平成 25 年度調査と比較すると、「フルタイムで就労している」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。

平成 20 年度調査と比較すると、「フルタイムで就労している」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



○教育・保育事業を利用している理由（就学前児童保護者）

「子育て（教育も含む）をしている方が、現在就労している」の割合が 64.1%と最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」の割合が 39.4%となっています。



○平日の教育・保育事業を選択するに当たり、重視すること  
(就学前児童保護者)

「園長・保育士・教諭・職員スタッフなどの対応や園の印象がよい」の割合が 85.4%と最も高く、次いで「自宅の近く」の割合が 84.9%、「給食を提供している」の割合が 68.9%となっています。

回答者数 = 742

園長・保育士・教諭・職員スタッフなどの対応や園の印象がよい

自宅の近く

給食を提供している

施設・設備が清潔で整っている

教育や保育の理念や内容がよい

地域の評判がよい

夜間や休日、延長保育に対応している

兄弟姉妹が通っている

夏休みなどの長期休業がないこと

行事が充実している

利用料金が安い

駐車場がある

送迎サービスを行っている

駅の近く

0歳児保育を実施している

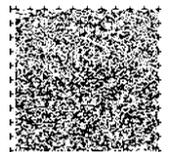
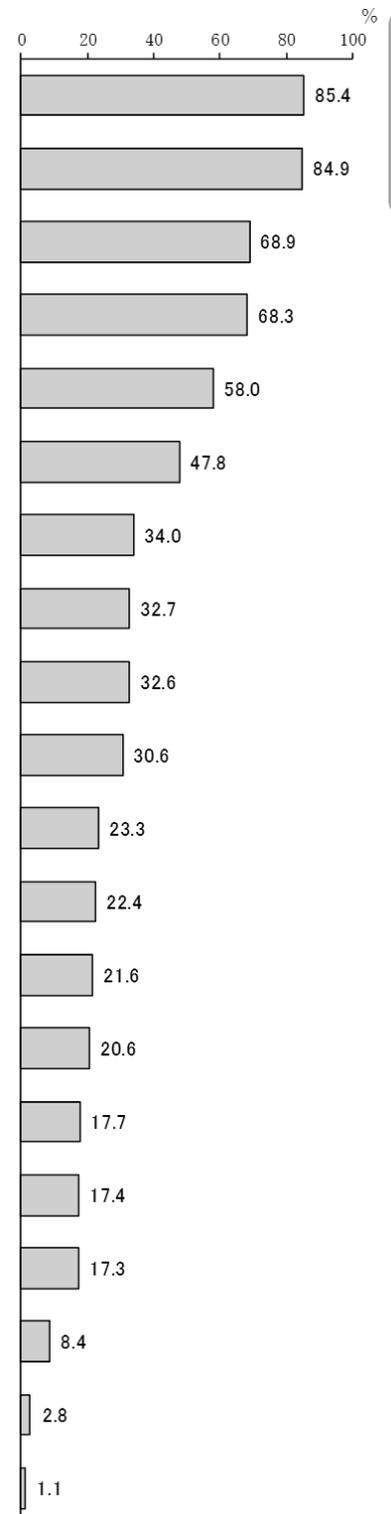
子どもが将来通う小学校区内にあること

病児や病後児の対応を行っている

職場の近く

その他

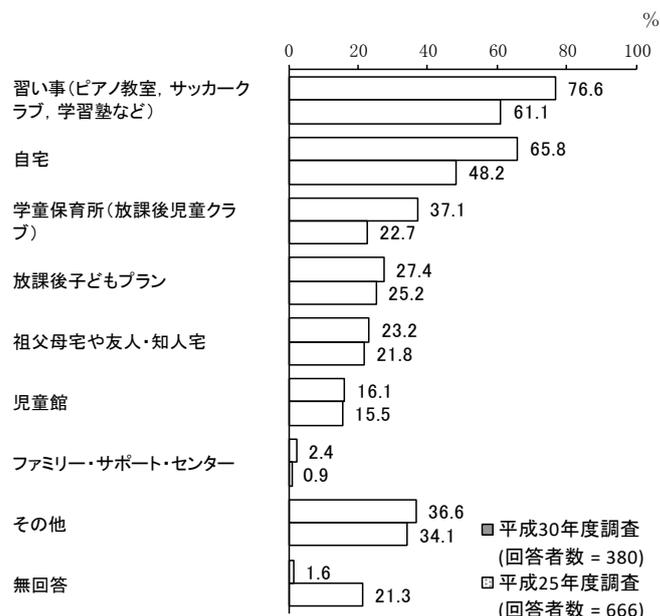
無回答



○低学年（1～3年生）時に、放課後を過ごさせたい場所  
（小学生児童保護者）

「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が76.6%と最も高く、次いで「自宅」の割合が65.8%、「学童保育所（放課後児童クラブ）」の割合が37.1%となっています。

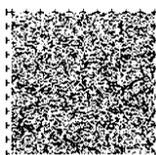
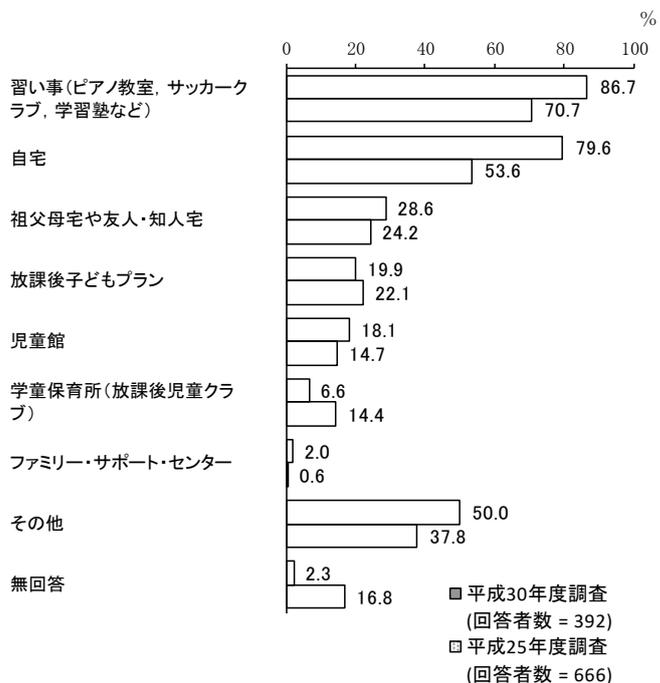
平成25年度調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、「自宅」、「学童保育所（放課後児童クラブ）」の割合が増加しています。



○高学年（4～6年生）時に、放課後を過ごさせたい場所  
（小学生児童保護者）

「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が86.7%と最も高く、次いで「自宅」の割合が79.6%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が28.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、「自宅」の割合が増加しています。一方、「学童保育所（放課後児童クラブ）」の割合が減少しています。

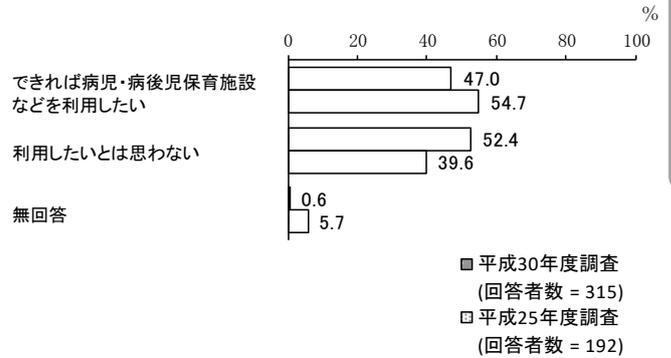


③ 子育て支援サービス

○病児・病後児のための保育施設などを利用したいと思ったか  
(就学前児童保護者)

「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」の割合が47.0%、「利用したいとは思わない」の割合が52.4%となっています。

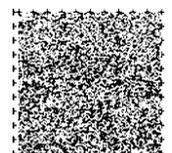
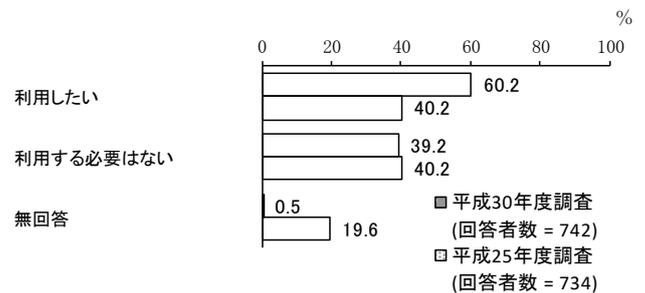
平成25年度調査と比較すると、「利用したいとは思わない」の割合が増加しています。一方、「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」の割合が減少しています。



○親の外出や通院、不定期の就労などの目的で、一時預かりなどの事業を利用したいか (就学前児童保護者)

「利用したい」の割合が60.2%、「利用する必要はない」の割合が39.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「利用したい」の割合が増加しています。



〇市などの行政機関が中心となって提供している子育て支援のサービスなどの  
認知状況・利用状況・利用希望（就学前児童保護者）

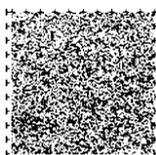
「事業・施設などを知っている」の割合は、「H ファミリー・サポート・センター」,  
「R 保育園の一時保育」で高くなっています。

「これまでに利用したことがある」の割合は、「C 乳幼児の健康診断（3・4か  
月～3歳児健診など）」で高くなっています。

「今後、利用したいと思う」の割合は、「P 図書館の児童書コーナーなどのサー  
ビス」で高くなっています。

単位：%

	事業・施設などを知っている	これまでに利用したことがある	今後、利用したいと思う	無回答
A 出産・子育て応援（ゆりかご・こくぶんじ）事業	19.4	15.4	6.2	62.8
B 母親学級，両親学級，育児学級	34.1	35.0	5.8	33.7
C 乳幼児の健康診断（3・4か月～3歳児健診など）	22.4	79.4	12.3	7.3
D 保健センターが行っている子育て支援サービス	27.9	16.3	8.2	51.9
E 母子父子自立支援相談員	14.4	0.1	3.9	81.8
F 教育相談センター・教育相談室	21.3	4.3	6.6	69.7
G 子ども家庭支援センター（相談）	35.0	11.5	5.8	51.1
H ファミリー・サポート・センター	46.8	12.1	12.9	34.2
I 子育て短期支援事業（ショートステイ）	19.4	0.7	5.7	75.1
J 市が発行している子育て情報誌	20.6	9.0	7.7	64.7
K 育児サークル（民間・自主的なものも含む）	24.9	7.4	6.6	63.5
L 公民館（保育室を含む）での子育て支援サービス	24.0	16.4	9.6	55.5
M 児童館	32.6	50.0	15.4	19.1
N 親子ひろば事業	26.0	40.2	9.6	36.5
O 保育園での地域交流や園庭開放など	38.3	17.0	13.7	37.6
P 図書館の児童書コーナーなどのサービス	28.6	41.5	17.4	28.2
Q 児童相談所（都）	28.3	1.9	3.0	67.1
R 保育園の一時保育	43.1	8.6	12.4	41.1
S 学校の施設開放	21.8	6.5	12.0	62.7
T 赤ちゃんふらっと	16.6	4.7	4.2	75.9
U こどもの発達センターつくしんぼ	36.8	8.9	3.1	54.2
V 子ども食堂	16.8	0.3	10.4	72.8
W フードバンクによる食糧支援	10.2	0.0	4.4	85.4



④ 子ども・若者支援

○この1か月ぐらいの間に、ストレス（不安や悩みなど）を感じたことがあったか（18歳～39歳）

「将来のこと」の割合が41.8%と最も高く、次いで「仕事のこと」の割合が37.4%、「自分の身体・健康」の割合が34.1%となっています。

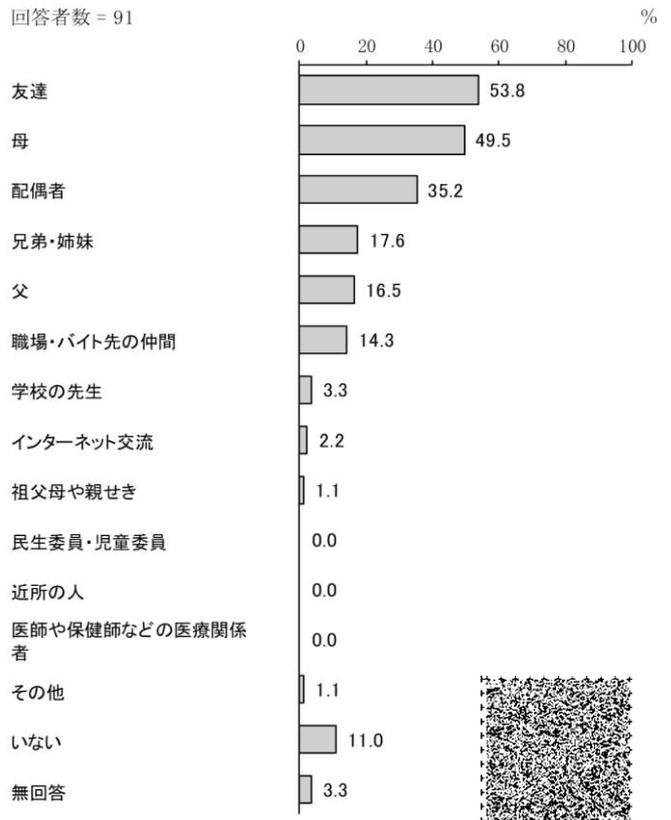
回答者数 = 91



○悩みや相談ごとについての主な相談相手（18歳～39歳）

「友達」の割合が53.8%と最も高く、次いで「母」の割合が49.5%、「配偶者」の割合が35.2%となっています。

回答者数 = 91



## ⑤ 子どもの貧困対策支援

## 【生活困難類型の分類（就学前保護者、小学生保護者）】

## ア 低所得者の分類

就学前児童，小学生保護者の等価世帯所得\*が平成 29 年度の国民生活基礎調査から算出した基準未満\*\*の人を低所得と分類します。

※ 等価世帯所得とは，世帯所得（公的年金などを含みます。）を世帯人数の平方根で割って調整した所得のことです。

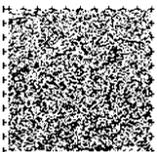
※※ 平成 29 年度の国民生活基礎調査の世帯所得の中央値を平均世帯人数の平方根で除した値の 50%である 140 万 6,189 円とします。

	基礎とする設問の趣旨	
就学前児童保護者	問	宛名の子ども的人数
	問	宛名の子どもと同居している人
小学生児童保護者	問	宛名の子どもと生計をともにしている世帯全員の方のおおよその年間収入（税込）

## イ 家計のひっ迫層の分類

就学前児童，小学生保護者の家計のひっ迫状況から，家計のひっ迫層を導き出します。基礎となる設問のうち，1つ以上該当を家計のひっ迫層と分類します。

	基礎とする設問の趣旨	
就学前児童保護者	問	過去 1 年間に家族が必要とする食料を買えないことがあったか
	問	過去 1 年間に家族が必要とする衣類を買えないことがあったか
小学生児童保護者	問	過去 1 年間に電話料金等のサービス・料金について，支払えないことがあったか



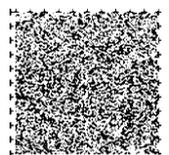
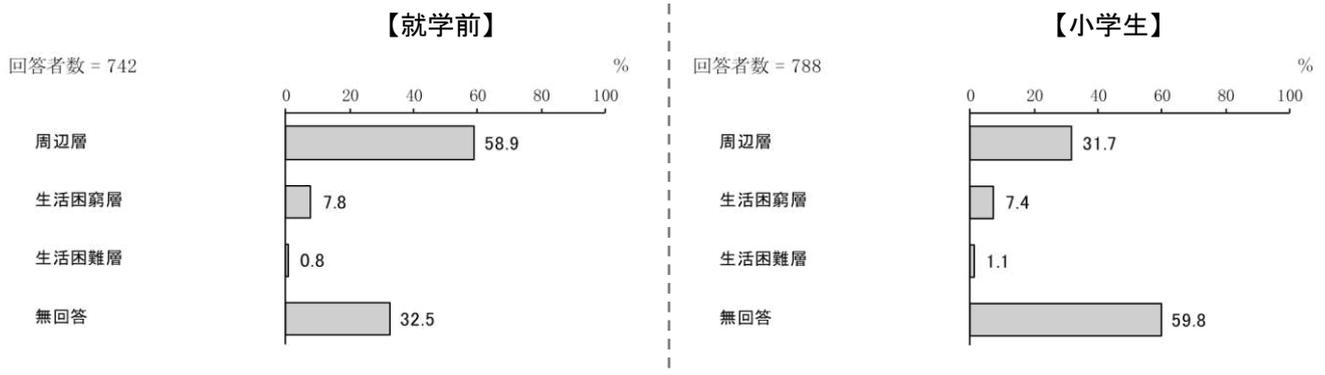
### ウ 体験や所有物の欠如層の分類

就学前児童，小学生保護者の体験や所有物の欠如から，体験や所有物の欠如層を導き出します。基礎となる設問のうち，12項目（小学生保護者は13項目）中3つ以上該当を体験や所有物の欠如層と分類します。

	基礎とする設問の趣旨
就学前児童保護者	問 過去1年間において子どもと海水浴，遊園地に行くなどの体験をしたか
小学生児童保護者	問 子どもに習い事や学習塾に通わせる，旅行に行くなどのことをしているか

### 生活困難類型の分類（就学前保護者，小学生保護者）

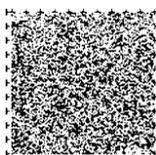
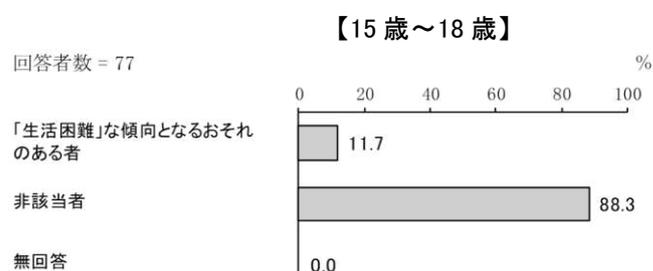
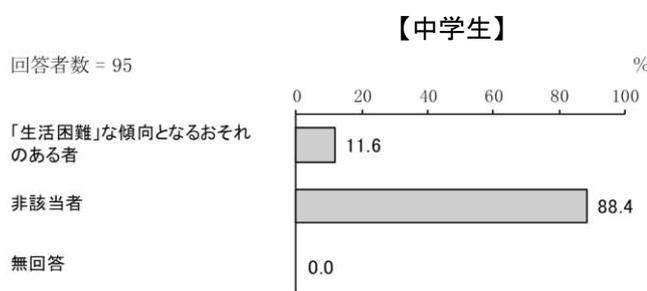
ア～ウのいずれか1つに該当すれば「周辺層」，2つに該当すれば「生活困窮層」，3つに該当すれば「生活困難層」と分類します。



## 【生活困難類型の分類（中学生，15歳～18歳）】

保護者に経済的状況を聞いていないことから、必ずしも「生活困難」な側面からの結果であるとはいえません。しかし、所有物の欠如項目は一般的に生活する上で重要と思われる物品であることから、3つ以上「ない（ほしい）」があれば該当とし、「生活困難」な傾向となるおそれのある者として把握します。

	基礎とする設問の趣旨
中学生	問 自分が使うことができるものがいくつあるか、ない場合それはほしいものか
15歳～18歳	



## 【生活困難傾向別集計】

## ＜習い事（音楽・スポーツ，習字など）に通わせる＞

就学前保護者では，生活困難傾向別でみると，生活困難層で「経済的にできない」の割合が高くなっています。

小学生保護者では，生活困難傾向別でみると，生活困窮層，生活困難層で「経済的にできない」の割合が高くなっています。

単位：％

区分		有効回答数 (件)	している	したくない (方針で しない)	経済的に できない	無回答
就学前保護者	周辺層	437	32.0	43.2	8.2	16.5
	生活困窮層	58	17.2	25.9	39.7	17.2
	生活困難層	6	16.7	0.0	83.3	0.0
小学生保護者	周辺層	250	92.8	6.4	0.4	0.4
	生活困窮層	58	72.4	6.9	20.7	0.0
	生活困難層	9	66.7	0.0	33.3	0.0

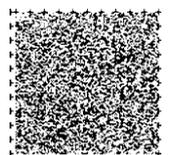
## ＜自宅で勉強をすることができる場所＞

中学生では，生活困難傾向別でみると，「生活困難」な傾向となるおそれのある者で「ない（ほしい）」の割合が高くなっています。

15歳～18歳では，生活困難傾向別でみると，「生活困難」な傾向となるおそれのある者で「ない（ほしい）」の割合が高くなっています。

単位：％

区分		有効回答数 (件)	ある	ない		無回答
				ほしい	ほしくない	
中学生	「生活困難」な傾向となるおそれのある者	11	72.7	18.2	9.1	0.0
	非該当者	84	96.4	0.0	1.2	2.4
15歳～18歳	「生活困難」な傾向となるおそれのある者	9	77.8	22.2	0.0	0.0
	非該当者	68	97.1	1.5	0.0	1.5



### ＜自分専用の勉強机＞

中学生では、生活困難傾向別でみると、「生活困難」な傾向となるおそれのある者で「ない（ほしい）」の割合が高くなっています。

単位：％

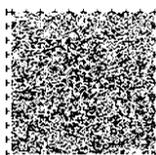
区分		有効回答数 (件)	ある	ない		無回答
				ほしい	ほしくない	
中学生	「生活困難」な傾向となるおそれのある者	11	54.5	45.5	0.0	0.0
	非該当者	84	92.9	1.2	4.8	1.2

### ＜自分に投資するお金（自己啓発本，職業訓練コースなど）＞

15歳～18歳では、生活困難傾向別でみると、「生活困難」な傾向となるおそれのある者で「ない（ほしい）」の割合が高くなっています。

単位：％

区分		有効回答数 (件)	ある	ない		無回答
				ほしい	ほしくない	
15歳～18歳	「生活困難」な傾向となるおそれのある者	9	0.0	77.8	22.2	0.0
	非該当者	68	63.2	7.4	25.0	4.4



### <配偶関係>

就学前保護者，小学生保護者ともに，生活困難傾向別でみると，生活困難層で「配偶者はいない」の割合が高くなっています。

単位：％

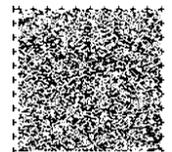
区分		有効回答数 (件)	配偶者がいる	配偶者はいない	無回答
就学前保護者	周辺層	437	97.0	2.7	0.2
	生活困窮層	58	91.4	6.9	1.7
	生活困難層	6	83.3	16.7	0.0
小学生保護者	周辺層	250	96.2	3.6	0.4
	生活困窮層	58	86.2	12.1	1.7
	生活困難層	9	66.7	33.3	0.0

### <母親の就労状況>

就学前保護者，小学生保護者ともに，生活困難傾向別でみると，生活困難層で「パート・アルバイトなどで就労している」の割合が高くなっています。

単位：％

区分		有効回答数 (件)	フルタイムで就労している	パート・アルバイトなどで就労している	以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	無回答
就学前保護者	周辺層	436	47.2	15.1	36.0	1.1	0.5
	生活困窮層	58	39.7	29.3	27.6	0.0	3.4
	生活困難層	6	16.7	50.0	33.3	0.0	0.0
小学生保護者	周辺層	249	30.9	40.2	26.1	2.4	0.4
	生活困窮層	58	25.9	37.9	34.5	1.7	0.0
	生活困難層	9	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0



### <父との会話>

中学生、15歳～18歳ともに、生活困難傾向別でみると、「生活困難」な傾向となるおそれのある者で「話さない」の割合が高くなっています。

単位：%

区分		有効回答数 (件)	いつも話す	時々話す	話さない	無回答
中学生	「生活困難」な傾向となるおそれのある者	10	40.0	30.0	30.0	0.0
	非該当者	75	68.0	30.7	1.3	0.0
15歳～18歳	「生活困難」な傾向となるおそれのある者	7	42.9	28.6	28.6	0.0
	非該当者	62	53.2	38.7	8.1	0.0

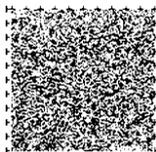
### <母との会話>

中学生では、生活困難傾向別でみると、大きな差異はみられません。

15歳～18歳では、生活困難傾向別でみると、「生活困難」な傾向となるおそれのある者で「時々話す」の割合が高くなっています。

単位：%

区分		有効回答数 (件)	いつも話す	時々話す	話さない	無回答
中学生	「生活困難」な傾向となるおそれのある者	11	100.0	0.0	0.0	0.0
	非該当者	82	95.1	4.9	0.0	0.0
15歳～18歳	「生活困難」な傾向となるおそれのある者	9	77.8	22.2	0.0	0.0
	非該当者	66	86.4	13.6	0.0	0.0



### ＜自分のことが好きだ＞

小学生では、生活困難傾向別でみると、生活困難層で「とても思う」と「思う」をあわせた“思う”（以下“思う”と表記します。）の割合が低くなっています。

中学生では、生活困難傾向別でみると、大きな差異はみられません。

15歳～18歳では、生活困難傾向別でみると、「生活困難」な傾向となるおそれのある者で“思う”の割合が低くなっています。

単位：％

区分		有効回答数 (件)	とても 思う	思う	あまり 思わない	思わない	無 回答
小学生	周辺層	118	23.7	48.3	19.5	2.5	5.9
	生活困窮層	30	20.0	43.3	26.7	0.0	10.0
	生活困難層	4	0.0	25.0	25.0	50.0	0.0
中学生	「生活困難」な傾向となるおそれのある者	11	9.1	45.5	27.3	18.2	0.0
	非該当者	84	19.0	35.7	33.3	10.7	1.2
15歳～18歳	「生活困難」な傾向となるおそれのある者	9	0.0	33.3	44.4	22.2	0.0
	非該当者	68	19.1	50.0	26.5	4.4	0.0

### ＜私は困っている人の役にたてる＞

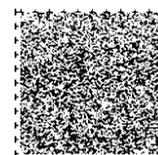
小学生では、生活困難傾向別でみると、生活困難層で“思う”の割合が低くなっています。

中学生では、生活困難傾向別でみると、大きな差異はみられません。

15歳～18歳では、生活困難傾向別でみると、非該当者に比べ、「生活困難」な傾向となるおそれのある者で“思う”の割合が低くなっています。

単位：％

区分		有効回答数 (件)	とても 思う	思う	あまり 思わない	思わない	無 回答
小学生	周辺層	118	10.2	50.0	28.0	5.1	6.8
	生活困窮層	30	23.3	43.3	20.0	6.7	6.7
	生活困難層	4	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
中学生	「生活困難」な傾向となるおそれのある者	11	27.3	27.3	45.5	0.0	0.0
	非該当者	84	11.9	45.2	32.1	10.7	0.0
15歳～18歳	「生活困難」な傾向となるおそれのある者	9	22.2	11.1	44.4	11.1	11.1
	非該当者	68	19.1	50.0	26.5	1.5	2.9



### <私は自分を頑張る人だと思う>

小学生では、生活困難傾向別でみると、生活困難層で“思う”の割合が低くなっています。  
中学生では、生活困難傾向別でみると、非該当者に比べ、「生活困難」な傾向となるおそれのある者で“思う”の割合が低くなっています。

15歳～18歳では、生活困難傾向別でみると、大きな差異はみられません。

単位：%

区分		有効回答数 (件)	とても 思う	思う	あまり 思わない	思わない	無 回答
小学生	周辺層	118	19.5	40.7	24.6	8.5	6.8
	生活困窮層	30	20.0	33.3	36.7	3.3	6.7
	生活困難層	4	25.0	25.0	50.0	0.0	0.0
中学生	「生活困難」な傾向となるおそれのある者	11	0.0	36.4	45.5	18.2	0.0
	非該当者	84	11.9	40.5	38.1	9.5	0.0
15歳～18歳	「生活困難」な傾向となるおそれのある者	9	0.0	55.6	22.2	22.2	0.0
	非該当者	68	19.1	38.2	33.8	8.8	0.0

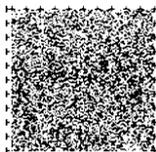
### <私には良いところがたくさんある>

小学生では、生活困難傾向別でみると、生活困窮層で“思う”の割合が低くなっています。  
中学生では、生活困難傾向別でみると、非該当者に比べ、「生活困難」な傾向となるおそれのある者で“思う”の割合が低くなっています。

15歳～18歳では、生活困難傾向別でみると、非該当者に比べ、「生活困難」な傾向となるおそれのある者で“思う”の割合が低くなっています。

単位：%

区分		有効回答数 (件)	とても 思う	思う	あまり 思わない	思わない	無 回答
小学生	周辺層	118	16.1	50.0	20.3	6.8	6.8
	生活困窮層	30	16.7	36.7	36.7	3.3	6.7
	生活困難層	4	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0
中学生	「生活困難」な傾向となるおそれのある者	11	18.2	18.2	45.5	18.2	0.0
	非該当者	84	11.9	31.0	47.6	9.5	0.0
15歳～18歳	「生活困難」な傾向となるおそれのある者	9	0.0	44.4	33.3	11.1	11.1
	非該当者	68	16.2	45.6	33.8	2.9	1.5



### <私は家族から大切に思われている>

小学生では、生活困難傾向別で見ると、生活困難層で“思う”の割合が低くなっています。

中学生では、生活困難傾向別で見ると、非該当者に比べ、「生活困難」な傾向となるおそれのある者で“思う”の割合が低くなっています。

15歳～18歳では、生活困難傾向別で見ると、非該当者に比べ、「生活困難」な傾向となるおそれのある者で“思う”の割合が低くなっています。

単位：%

区分		有効回答数 (件)	とても思う	思う	あまり思わない	思わない	無回答
小学生	周辺層	118	49.2	42.4	1.7	0.8	5.9
	生活困窮層	30	50.0	33.3	3.3	6.7	6.7
	生活困難層	4	50.0	0.0	25.0	25.0	0.0
中学生	「生活困難」な傾向となるおそれのある者	11	36.4	36.4	18.2	9.1	0.0
	非該当者	84	54.8	29.8	10.7	3.6	1.2
15歳～18歳	「生活困難」な傾向となるおそれのある者	9	22.2	55.6	0.0	22.2	0.0
	非該当者	68	52.9	41.2	4.4	1.5	0.0



### (3) 関係団体懇談会からみた子ども・若者・子育て支援の現状・・・

#### ① 関係団体懇談会の趣旨

「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画」の策定検討に当たり、国分寺市における子ども・若者・子育てに関する現状を把握するため、関係団体による懇談会を開催しました。

#### ② 日時・場所

平成31年1月22日 午後6時～午後8時 cocobunjiプラザ リオンホールA

#### ③ 出席者

保育園・幼稚園事業者，子育て支援団体，社会福祉協議会，若者支援団体等から20名が出席

#### ④ 懇談会からの主な意見

##### ○保護者や子どもへのケアについて

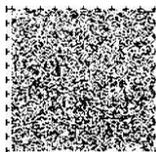
- ・妊娠中，産後すぐから，乳幼児期までの子育て保護者及び子どもへの継続的なサポートが必要である。
- ・地域で孤立した保護者への対応や支援をどのように行っていくべきか。
- ・子どもが「やりたいこと」ができるか，親の価値観で，子どもをしばっていないか。

##### ○教育・保育について

- ・保育園に入れず，働きたくても働けない親がいる。
- ・保育園，幼稚園，学童保育所などの質を上げるためにはどうしたら良いか。
- ・学童保育所の狭隘状況をどうしていくかが問題となっている。

##### ○相談する場所について

- ・相談できる場が分かりにくい。
- ・夜間，24時間つながるところ，相談するところがない。



### ○子どもの居場所・親子の居場所について

- ・子どもの遊び場が減少している。子どもがおしゃべりできる場所がほしい。
- ・習い事で遊ぶ時間がない。
- ・学校以外の居場所がなく，特に4年生からの居場所はどこにあるのか。
- ・居場所がない親子がいる（人，地域とのつながりがない）。

### ○居場所の施設等の環境整備

- ・公共施設（公園，スポーツ，集える場所）が不足している。
- ・保育園増加による（園庭など）公園整備が必要である。
- ・児童館を更に充実させることが必要である。

### ○発達障害について

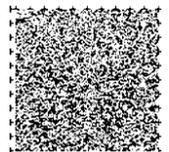
- ・子どもの発達障害が診断されやすくなる一方で，家族へのフォローが少なく感じる。

### ○不登校について

- ・不登校児童 100 人はどのように過ごしているのか。不登校の生徒とコンタクトがとれない。
- ・親にも先生にも相談できずに悩んでいる小学生がいる。

### ○学校教育について

- ・各児童に十分な教育，対応が行き届いているか。そのためにも学習支援が必要ではないか。

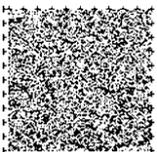


## 4 国分寺市子育て・子育ていきいき計画の施策評価

「国分寺市子育て・子育ていきいき計画推進協議会」において、これまでの「国分寺市子育て・子育ていきいき計画」の取組について次のような課題や提言が挙げられています。

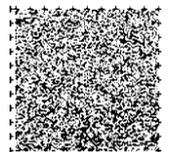
### (1) 全体評価・・・・・・・・

- ① 子育て・子育てに関わるあらゆる施策の原点は、国分寺市の子どもたちの幸せを増進することにある。施策の展開において、常に子どもたちの健やかな育ちに寄与するという視点から評価と更なる工夫に取り組んでいく必要がある。
- ② 様々な施策の策定と展開において、国や東京都の法律や条例、制度等を踏まえる必要があるのは当然だが、国分寺市独自の政策判断や施策形成も可能である。国分寺市の現状に応じ、国や東京都の基準を参考にしつつ、市独自の施策の展開を図っていく必要がある。
- ③ 全体として、制度を実際に利用する子どもや母親等ばかりが支援の対象にされている。制度を把握できていない人や、声を挙げたくとも挙げにくい人々もいる。潜在的なニーズを抱えた当事者へのアプローチや、制度、支援へのつなげ方について、より工夫をしていく必要がある。
- ④ 市内には、子どもたちの健やかな育ちを促し、幸せに寄与しようと尽力している個人や団体が多くある。これらの人や団体は子どもや関係者の実態にも詳しい。個々の施策や事業の実施においては、民間と積極的に協働することが、成果を導くために必須である。官民が「国分寺市内の子どもたちの幸せを増進する」という一点で一致し、力を合わせていくことが、市民と市の協働による子育て・子育て支援の推進を一段と実体化することに繋がる。

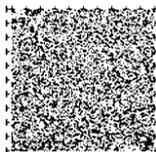


## (2) 施策評価 . . . . .

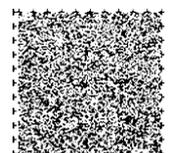
施策	課題・提言
子どもの居場所づくりの充実	「子どもの居場所づくり推進協議会」が設置されたことにより「子どもの居場所づくりに関する市民ワークショップの開催」が廃止された。しかし、委員ではない市民が、自由に参加できるワークショップを開催することは、子どもの権利の普及啓発や職員の研修としても位置付けることができる。
子どもの自立支援	「養育家庭普及事業」及び「子ども家庭支援センター運営協議会の開催」は、概ね充実した活動が行われている。しかし、「子どもの自立支援」という観点から見ると、全国的には学習支援、貧困対策などの多様な取組が発展しており、国分寺市との違いは明確である。今後、支援メニューの拡大に向けた議論の活性化が必要である。
早期発見と一貫した支援の充実	<p>「親子ひろば事業の充実」では、父親の参加が増えていることは評価できるが、妊娠期の利用者数が少ないことは課題である。具体的改善策を明らかにし、実施していくことが必要である。なお、3～4箇月児健診において、事業の広報ができたことにより、利用者が増えた。</p> <p>「親子遊びの教室・集団指導教室・個別指導教室」では、子どもの発達に心配のある人は、不安を抱えているが、定員に達しているからと利用できない人がいることは看過しがたい。利用を希望した人全員の受入れが可能になるよう体制強化を図っていく必要がある。</p> <p>「乳幼児育成事業」では、利用者が目的をもって相談を受けていることは、親への重要な支援になっていると考えられるが、相談に行けず不安を抱えている親もいることが推測されるため、なお一層の支援が必要である。</p>
児童館の充実	<p>「児童館の整備計画」が未実施であるのは看過しがたい。</p> <p>「児童館での乳幼児・小学生・中高生向け事業」では、企画数については評価に値するが、どのような形で各年齢のニーズに対応した企画が実施されたのか、内容が不明確であるため評価することは難しい。また、事業へ参加していない児童、障害児へのニーズに対応した企画内容を検討していく必要がある。「地域の子どもの居場所づくり」では、「空き店舗や空き家の活用」と記されているが、進展がない。物件の紹介件数を明記するなど、取組や進捗状況を分かりやすくすると同時に、「子どもの居場所づくり推進会議の設置」の議論と併せ、今後の取組を行っていくことが必要である。</p> <p>「児童館の開館日の見直し」は、事業の実施方法等について再考を要する問題である。なお、休日に児童館以外での行事が実施されている。「児童館運営委員会の設置」では、地域の関係者や利用者から意見を聴取することがあるが、子どもからの意見や考えは、見過ごされがちであるため、委員会の設置、意見の集約方法等には十分に工夫を図ることが必要である。</p>



施策	課題・提言
子どもの遊び場・公園等の整備	<p>「子ども野外事業」では、「青空ひろば」として午前中のひろばが、9か所になり、市内の各地区に遊びの場を広げていくことが市民のニーズに応えるものである。「プレイステーション事業」では、火の使用の制限等によっていきいきと遊べる空間になっているか疑問である。基地遊びの禁止、大型遊具の撤去、火の使用の制限など、年々冒険遊びとは乖離してきている。結果、ルールが多くなる中で、ルールの範囲内で子どもたちが十分な遊びを展開できるようになるには、プレイリーダーの役割が重要となる。利用者拡充に繋げるため、活発な活動が必要である。「青少年地域リーダー養成講習会」への参加者が目標数値を大きく下回っている。より多くの受講者の参加となるよう工夫していくことが必要である。</p>
公共施設等の中高生の利用機会の拡大	<p>「公民館、地域センター等を活用した「居場所」づくり事業」によって、フリースペースやジュニアサロン等が設置された。今後変わりゆく、中高生の立場から見た利用のしやすさの工夫や、新たなニーズに合わせた事業の実施について検討していく必要がある。また、「公民館・学校施設・スポーツセンター等を利用した子どもの居場所づくり」においては、中高生の利用も視野に入れた事業の設定の検討が必要である。</p>
地域における子育て支援サービスの充実	<p>「子育てガイド「ホッとおれんじこくぶんじ」の作成と普及」について、掲載内容等の誤りが多く再発行する必要があったが、他の事業の自己評価が概ね順調に進展しており目立っている。「親子ひろば事業の拡充」については、開催日数や時間の拡充のほか、巡回による地域ネットワークの形ができていく。</p>
保育所等への受け入れ児童数の計画的拡充	<p>「保育所定員数の適正化」、「認証保育所事業」、「待機児童解消のための認可保育所の増設」の事業の取組によって、既存保育所の定員変更、認可保育所の新設によって受入児童数は拡充している。しかし、待機児童0には至っておらず、引き続き様々な手法によって待機児童解消に取り組んでいくことが必要である。</p>
保育の質の向上への取組	<p>保育関係の施策について、「質の高い保育」という表現がよく使われている。質の高さについて具体的な記載がなければ客観的な評価は難しい。</p> <p>「基幹型保育所と外部機関等との相互連携推進事業」、「基幹型保育所によるその他の事業」において、外部の関係機関との交流・連携について、親の認知度がどのくらいあるのか、また有効性についても検証していく必要がある。</p>
多様な保育サービスの展開	<p>「多様な保育サービスの展開」については、様々な保育サービスがある中、「産休明け保育事業」、「障害児保育事業」の量的拡充に向けて積極的な改善が必要である。</p>



施策	課題・提言
学童保育所の充実	学童保育所の全入、「学童保育所中学生障害児保育」については評価できる。「学童保育事業」については、民設民営学童保育所を整備したことで、入所定員は増えたが、狭隘状況が解消されていない。民設民営学童保育所による三季休業中の昼食配食や20時までの延長保育を実施する等、民間のノウハウを活用したサービス拡大が図られている。「小学校高学年の放課後の居場所づくり」については、学童保育所の狭隘状況により、高学年を受け入れる体制は整っておらず、期待できない。まずは、狭隘状況の解消が優先的な課題としてあるが、小学校高学年の放課後の居場所を確保する視点をしっかり見据えた上での事業展開が必要である。
中高生が乳幼児とふれあう機会の確保	「中高生が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家族の大切さを理解できるようにする」とあり、親子ひろば事業において、「中高生と乳幼児のふれあい事業」を行っている。貴重な機会を提供していることは評価できるが利用者数12人は絶対数が不足している。
不登校児童・生徒への施策の充実	「不登校児童・生徒への支援」として適応指導教室（トライルーム）が設置されている。平成29年度現在不登校児童・生徒の数は中学生82人、小学生22人（いずれも昨年度より4人増）となっている。平成29年度は前年度に比べて利用者の割合が増えており、昨年度から実施をしている中学生の親を対象とした電話相談などの取組が一定の成果をあげている。
ひとり親家庭等の支援	「母子自立支援員による母子相談 母子福祉資金の貸付」は、様々な手当に繋がる事業であり丁寧な相談が求められる。周知に努め、更に取り組んでいくことが必要である。「ひとり親ホームヘルプサービス」は東京都の要件変更により対象が拡大し、支援が広がった。ひとり親の生活安定のため制度周知が重要であることから、実績が少ない事業であっても事業の継続及び周知の工夫を積極的に図っていくことが必要である。



## 5 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画に向けた課題

### (1) 妊娠・出産・乳幼児支援に関する視点での課題・・・・・・・・

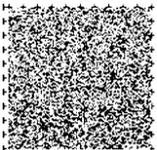
全国的に出生数は減少傾向にある中、本市では、合計特殊出生率は全国に比べ低いものの、東京都と比べると高く、未就学児童数も増加傾向にあります（p7～p8）。

アンケート調査結果をみると、妊娠中においては、6割以上が、また出産から1年の間では7割以上の保護者が、子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなったことがあると回答しています（p19）。また、子育てについて、楽しいと感じることの方が多く人の割合が7割と高くなっていますが、一方で、楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらいある人の割合が2割となっています（p19）。

また、日頃から、子育てについて相談できる人や場所を持っている人の割合は9割以上と高くなっている一方、相談する人や場所のない保護者もいます（p20）。

産前産後に利用したサービスについては、「助産師・保健師の家庭訪問」の割合が高くなっています（p20）。そのほかに、妊娠中や出産後の支援として重要なサービスでは、「子育て中の人との交流」や「産後の家事・育児支援ヘルパー」の割合も高くなっています（p21）。

以上のことから、子育て世帯の不安感や負担感の軽減を図るため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の体制づくりを推進していくことが重要であり、また、地域において子どもや保護者が孤立することのない仲間づくりの場の提供や、妊娠・出産・育児に向けた環境を整えられるように、母子保健サービスの情報を得る機会等を充実していくことが重要です。



## (2) 子育て環境整備に関する視点での課題・・・・・・・・

核家族化や共働き家庭の増加などにより、保育ニーズが高まっており、本市においても、幼稚園、認可保育所の利用者数は年々増加しており（p13）、1～2歳を中心に待機児童が生じています（p15）。

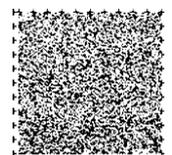
アンケート調査結果をみると、母親の就労状況は、フルタイムで就労している割合が増加しており（p22）、教育・保育事業を利用している理由についても、「子育て（教育も含む）をしている方が現在就労している」と回答している割合が6割半ばと最も高くなっています（p22）。

本市においては、保育所定員数を適正化することや、認可保育所を増設することにより、受入児童数の拡充を進めていますが（p13）、今後も保育ニーズの高まりが予測される中で、保護者のニーズを適切に把握しながら、待機児童の解消に向け、保育施設の整備に取り組んでいくことが重要です。

また、平日の教育・保育事業を選択するに当たり、重視することとして、「園長・保育士・教諭・職員スタッフなどの対応や園の印象がよい」、「施設・設備が清潔で整っている」、「教育や保育の理念や内容がよい」の割合が高くなっており（p23）、教育・保育の量の確保だけでなく、質の向上にも取り組んでいくことが必要です。

年少人口の増加（p7）や就業する母親の増加に伴い、学童保育所については登録児童数が増加している状況にあります（p16）。アンケート調査結果においても、低学年時に放課後を過ごさせたい場所として「学童保育所（放課後児童クラブ）」を希望する割合が37.1%と、平成25年度調査と比較すると増加しています（p24）。また、関係団体懇談会において、4年生以上の居場所がないなどの課題も挙がっており（p39）、「国分寺市子育て・子育ていきいき計画推進協議会」からも学童保育所が狭隘状況にあり、高学年を受け入れる体制が整っていないことが指摘されています（p43）。

今後も、学童保育所の利用者数の増加が見込まれる中で、民設民営の学童保育所を整備し、狭隘状況の解消に取り組むとともに、小学校高学年の受入れについては、高学年の発達に応じた相応しい居場所としての視点も踏まえた検討が必要です。

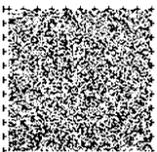


### (3) 子育て支援サービスに関する視点での課題・・・・・・・・

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業の各種事業の利用は増加傾向にあり、ファミリー・サポート・センター事業の利用会員は増加傾向にあります（p17）。

アンケート調査結果において、一時預かりなどの事業を「利用したい」とする割合が就学前児童で6割と、平成25年度調査と比較して利用を希望する割合が増加しています（p25）。一方で、病児・病後児のための保育施設の利用意向については、「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」とする割合が平成25年度調査と比較して減少しており（p25）、市民のニーズの変化がうかがえます。「国分寺市子育て・子育ていきいき計画推進協議会」において、様々な保育サービスがある中、「産休明け保育事業」、「障害児保育事業」の量的拡充に向けて積極的な改善を求める声もあり（p42）、多様な子育て支援サービスの提供体制を整備していくことが求められます。

また、子育て支援サービスの認知状況をみると、「ファミリー・サポート・センター」及び「保育園の一時保育」は認知度が4割を超えている一方で、認知度が2割を下回っている事業もみられ、市民の事業の認知状況には差があります（p26）。今後も、子育て支援サービスなどの情報提供について充実化を図り、子育て家庭へ広く周知をするとともに、円滑な利用につなげられるような利用者支援体制を整えていくことが必要です。「国分寺市子育て・子育ていきいき計画推進協議会」では、制度を把握できていない人や、声を挙げたくとも挙げにくい人もいることが考えられることも指摘されており（p40）、潜在的なニーズを抱えた当事者へのアプローチや、制度、支援へのつなげ方について、より工夫をしていくことが必要です。



#### (4) 子ども・若者支援に関する視点での課題・・・・・・・・

市内の公立学校におけるいじめの認知件数は、平成29年度から大幅に増加しています。これは、より丁寧に実態を把握するため、いじめの認知方法の転換を図ったためです。具体的には、児童・生徒が嫌な思いをした件については、まず認知することとし、認知した件の一つひとつに対応をしています。各学校では、どんな些細なことも見逃さない姿勢を大切にしています(p10)。

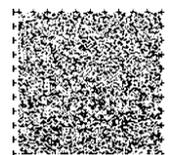
このような、早期発見・早期対応に資する取組に加え、更に大切になるのは、いじめの未然防止です。そのために、児童・生徒の豊かな心の育成を図る取組をより充実させていく必要があります。

不登校児童・生徒は、近年、増加傾向にあり、特に、中学校では、その傾向が顕著になっています(p10)。不登校児童・生徒への支援として設置している適応指導教室は、「国分寺市子育て・子育ていきいき計画推進協議会」においても一定の成果をあげていると評価されており(p43)、引き続き不登校児童・生徒個々に応じた支援や学習・体験活動等を通して、一人ひとり向き合っていくことが必要です。

若者支援という観点からは、「子ども・若者育成支援推進法」において、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、修学及び就業のいずれにも結び付かない若者やひきこもりの状態にあるなどの若者に対し、自立に向けた支援を行っていくことが課題となっています。18歳以上への若者のアンケート調査結果では、「将来のこと」や「仕事のこと」で不安や悩みなどを感じている人が多くなっており、また、これらの悩みや相談ごとについて、気軽に相談できる人がいないと答えた人が1割ほどみられます(p27)。自立に困難を有する若者本人とその家族の状況や心情に寄り添った相談、助言や指導を行うことができるよう、専門職による相談員の配置などを視野に入れた相談・支援体制の充実や支援に携わる人材養成などが求められます。

各種相談窓口での相談において、子どもの発達相談の件数が多くなっています(p10)。本市としても早期発見・早期支援の取組を進めていますが、依然として潜在的なニーズがあることがうかがえ、施策の充実が求められます。

そのほかに、虐待等に関する相談も増加傾向にあります(p10)。全国的に深刻な児童虐待事件が起きており、本市においても引き続き、児童相談所と緊密な連携を図りながら発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図っていくことが必要です。



## (5) 子どもの貧困対策支援に関する視点での課題・・・・・・・・

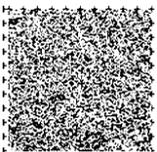
児童扶養手当受給世帯数は平成 27 年に増加したものの、以降は減少しています (p11)。また、就学援助の認定者数は、小学校では減少傾向にあり、中学校ではほぼ横ばいとなっている一方、学習支援事業の利用者数が増加しており (p11~p12)、経済的な支援を必要とする人における学習支援のニーズの高まりがうかがえます。

アンケート調査において、家庭の所得、家計のひっ迫状況、体験や所有物の欠如などからみた生活困窮層・生活困難層は、就学前児童、小学生では、生活困窮層が 8% ほど、生活困難層が 1% ほど見られます (p29)。中学生、15 歳~18 歳未満への調査でも「生活困難」な傾向となるおそれのある者が 1 割ほどみられます (p30)。

さらに、就学前児童、小学生の調査では、習い事に通わせるなどの子どもへの支出については、生活困難層になるにつれ、「経済的にできない」の割合が高くなり (p31)、また、中学生、15 歳~18 歳未満への調査でも、自宅で勉強することができる場所、自分専用の勉強机、自分に投資するお金 (自己啓発本、職業訓練コースなど) などにおいて「生活困難」な傾向となるおそれのある者で、「ない(ほしい)」の割合が高くなっている (p31~p32) など、経済的な状況が子どもの学習環境に影響している状況がうかがえます。「国分寺市子育て・子育ていきいき計画推進協議会」においても、「子どもの自立支援」という観点から、全国的に学習支援、貧困対策などの多様な取組が展開されていることが指摘されており (p41)、本市においても、今後、学習支援、貧困対策における支援メニューの充実を検討していくことが求められます。

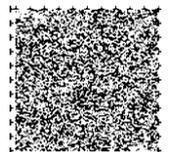
また、アンケート調査において、生活困窮層・生活困難層は配偶者がいない割合が高くなっています (p33)。「国分寺市子育て・子育ていきいき計画推進協議会」においても、ひとり親の生活安定のため制度周知の重要性が指摘されており (p43)、ひとり親家庭の自立支援に向けた取組の継続と周知の工夫を積極的に行っていくことが必要です。

そのほかに、アンケート調査において、生活困難度によって保護者との会話の状況や子どもの自己肯定感に差がみられ (p34~p37)、ひとりで過ごす時間が長い子どもたちに対し、居場所づくりなどを通じた孤立感の解消を図っていくことが必要です。





## 第3章 計画の基本理念，基本目標



## 1 基本理念

この計画の基本理念は、「国分寺市子育て・子育ていきいき計画」で掲げた基本理念を引き続き継承し、この理念を具現化するために各施策を進めていきます。

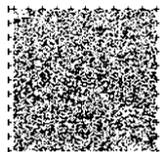
### 基 本 理 念

「一人ひとりを大切に  
みんながみんなの中で心豊かに  
育ち合い、支え合う」

全ての子どもと大人の「一人ひとりを大切に」、子どもだけでなく保護者、そして若者も含めた、ほっとできる居場所づくりをみんなが進めていくことを大切にするとともに、全ての子どもや若者が「みんなの中で」それぞれに合った成長や自立をしていくために支援していきます。

また、子育ては、いろいろな人が見守っている中で、子どもも大人も「みんなが、みんなの中で」、楽しく、支え合いにより進められることが必要です。それにより、子どもたちは、「心豊かに」育つものです。

「みんなで」全ての子どもと一緒に育ち合うことが可能となるよう、「みんなで」支え合って子育てを進めていきます。



## 2 基本目標

本計画では、以下の4つの基本目標の下に、子ども・子育て支援施策や若者支援施策の総合的な推進を図ります。

### 基本目標Ⅰ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をします。

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの保護者のみならず、在宅で子育てをする保護者を含む全ての子育て中の保護者及び子どもを対象として、妊娠期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

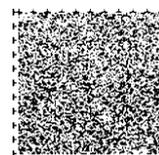
子育てに不安や悩みを抱えた保護者が、孤立することがないように、また、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、子どもが健やかに育つことができるよう、市だけでなく、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して子育て・子育て支援に係る取組を進めます。

### 基本目標Ⅱ 子育て・子育てしやすい環境を整備します。

核家族化や共働き家庭の増加などの社会状況の変化によって、保育ニーズが高まっていることから、乳幼児期及び就学時期における保育サービスの充実を計画的に進めていきます。

また、就労状況等にかかわらず、保護者が子どもと触れ合うきっかけづくりにつながる取組や、子どもが健やかに育つことができるよう、成長段階に応じた居場所の確保に係る取組を進めます。

そのほかに、安全な道路交通環境や生活環境、防犯といった観点からも、安心して子育て・子育てができる環境づくりに取り組みます。



**基本目標Ⅲ 多様な子育て支援サービスを充実します。**

子育ての状況は、核家族化の進行やライフスタイル・価値観の変化に伴い、多様化しており、各々の子どもや家庭のニーズに対応したサービスの質・量を充実させる必要があります。

地域において子どもたちが健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、発達が気になる子どもや障害のある子どものいる家庭、ひとり親家庭、生活が困難な家庭等を含む全ての家庭がそれぞれのニーズに応じたサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援に取り組みます。

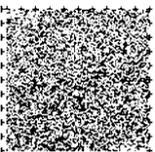
また、心豊かに育ち合う上で、子どもと保護者の健康づくりは重要な課題であり、全ての子どもとその保護者が心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

さらに、置かれた状況や心身の状態にかかわらず、全ての子どもが、地域社会の中で育まれるよう、必要な支援を進めます。

**基本目標Ⅳ 子ども・若者の健やかな成長と自立を支援します。**

子ども・若者の健やかな成長を図るため、様々な学びの機会や自立に向けた支援に係る取組を進めます。

また、子どもの尊厳や人権を脅かし、侵害するいじめ・虐待から子どもを守り、その未然防止を図る取組や、全ての子ども・若者の権利が守られるための取組を進めます。



### 3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策]

一人ひとりを大切に  
みんながみんなの中で心豊かに  
育ち合い、支え合う

I 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をします。

(1) 妊娠期からの段階や状況に応じた子育て・子育て支援を充実する

(2) 市民との連携による子育て・子育て支援を充実する

II 子育て・子育てしやすい環境を整備します。

(1) 教育・保育環境を充実する

(2) 仕事と生活との調和を実現する

(3) 子どもが「居場所」と思える場所と環境を整える

(4) 安全・安心な生活が保障される環境を整える

III 多様な子育て支援サービスを充実します。

(1) 各家庭に応じた子育て支援サービスを充実する

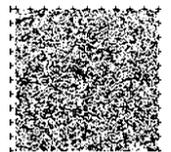
(2) 親子の健康支援サービスを充実する

IV 子ども・若者の健やかな成長と自立を支援します。

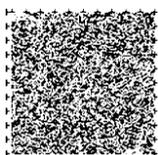
(1) 子どもの権利を理解し、守る

(2) 確かな学力と豊かな心を育む

(3) 困難を有する若者を支援する



# 第4章 施策の展開



## 施策（１） 妊娠期からの段階や状況に応じた子育て・子育て支援を充実する

## 【 現状・課題 】

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、孤立した不安な子育てを余儀なくされている保護者が増えていると考えられている中、本市では、子ども家庭支援センターを総合相談窓口として、子育て・子育てに関する各種の相談を受けている等、身近な相談の場の充実に取り組むとともに、市報やホームページ、ツイッター、子育てガイドブックなどにより、住み慣れた地域で安心して子育てができるように情報提供の充実を図っています。

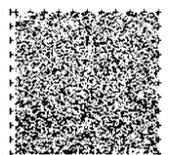
アンケート調査結果をみると、子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなったことがあると回答している保護者が、妊娠中においては6割以上、出産から1年の間では7割以上となっています。

また、日頃から子育てについて相談できる人や場所を持っている就学前児童の保護者の割合は、9割以上となっている一方、中には相談する人や場所がない保護者もいます。

そのため、妊娠・出産・子育てなど、子どもや保護者の多岐にわたる悩みや不安を相談できる体制を継続し、更に妊産婦・乳幼児期の支援を強化していくとともに、子育て中の方が必要とするときに必要なサービスを受けることができるよう、一人ひとりが必要とする子育てに関する情報を提供していくことが重要です。

生活困窮・困難家庭について、アンケート調査結果をみると、配偶者がいないひとり親家庭の割合が高い傾向がみられます。

ひとり親家庭においては、親の負担が大きく、家事等や経済面で困難を抱えやすく、健康面に影響を及ぼしやすい状況にあることから、幅広い支援が必要です。



## 【 方向性 】

住み慣れた地域で安心して妊娠・出産・子育てができるよう、一人ひとりに合った支援をしていきます。

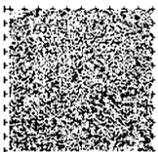
子どもの総合相談窓口である子ども家庭支援センター、子育て応援パートナーによる親子ひろばへの巡回相談、健康推進課の地区担当保健師による相談等を通して、妊娠期から子育て期にわたり、不安を軽減していくことや必要な支援を受けることができるよう各種サービスに係る情報を提供していくとともに、妊婦全数を対象とする出産・子育て応援（ゆりかご・こくぶんじ）事業や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査事業を通して、自ら相談に来ることが出来ない人も各種サービスにつながっていくよう、働きかけを行っていきます。

また、出産・子育て応援（ゆりかご・こくぶんじ）事業や子育て応援パートナーでの相談のうち、継続的支援や他の機関との連携が必要な方には、子育て世代包括支援センター事業において把握し、庁内各課や関係機関、地域の子育て支援活動団体等とともに連携しながら支援を行っていきます。

さらに、保育コンシェルジュが、保育施設の保育サービスに係る相談に応じ、円滑な利用に向けた情報提供や提案を行います。

上記に併せて、発育や発達支援に特に配慮が必要な子ども及びその保護者への支援や、家事等や経済面で困難を抱えやすいひとり親家庭の生活自立に向けた支援についても継続して実施していきます。

各種子育てサービスに係る情報については、引き続き関係部署の連携を強化し、各種媒体を活用しながら、分かり易くかつ幅広く提供できるよう工夫していきます。また、妊娠期から必要な情報を受け取ることができるよう、上記相談の場を活用するなど、一人ひとりに合わせ細やかに提供していきます。



## 【重点事業】

通番	事業名	事業内容	所管課	
1	利用者支援事業（基本型）の充実	子育て応援パートナーが、親子ひろば事業など地域の子育て支援施設等を巡回し、子育て家庭等からの相談に応じるとともに、子育て支援事業及び保育サービスの利用に当たっての情報提供及び助言を行う。	子育て相談室	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	利用者支援事業（基本型）実施場所：市内2か所	地域子育て支援拠点事業や地域の子育て支援活動を行う団体と連携し、地域における子育て支援サービスを提供した。	利用者支援事業（基本型）実施場所：市内3か所 ※子育て世代包括支援センター事業を除く。	地域子育て支援拠点事業や地域の子育て支援活動を行う団体との連携が強化され、一人ひとりに合わせたきめ細やかな子育て支援サービスが提供されている。

☞ 子ども・子育て支援法に基づく量の見込み・確保方策については、(p120~121)を参照

通番	事業名	事業内容	所管課	
2	出産・子育て応援（ゆりかご・こくぶんじ）事業	全ての妊婦を対象として、妊娠期から専門職がかかわることにより、出産・子育てに関する不安を軽減する。また、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行うことにより、妊婦並びに乳幼児及びその保護者の心身の健康の保持及び増進を図る。	健康推進課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	ゆりかご・こくぶんじ面接率：78%	ゆりかご・こくぶんじに満足している者の割合：97.7%	ゆりかご・こくぶんじ面接率：100%	ゆりかご・こくぶんじに満足している者の割合：100%

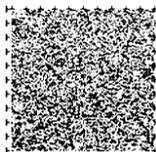
☞ 子ども・子育て支援法に基づく量の見込み・確保方策については、(p120~121)を参照



通番	事業名	事業内容	所管課	
3	両親学級 (わくわくクラス・ひかりクラス・プレママプレパパセミナー)	妊婦とその家族を対象として、妊娠・出産・育児に関する知識の習得、母子保健サービスに関する情報提供、妊娠中の不安の軽減を図り、地域での仲間づくりを進める。	健康推進課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	両親学級：10回実施 {わくわく：4回 (参加人数：212人)} {ひかり：6回 (参加人数：383人)} プレママ・プレパパセミナー：2回実施 (参加人数：25人)	両親学級に参加することで地域の妊婦とその家族と顔の見える関係ができ、仲間づくりにつながった。また、妊婦とその家族が妊娠・出産に関する知識を得ることができ、地域で安心して出産・子育てをすることにつながっている。	両親学級：10回実施 プレママ・プレパパセミナー：3回実施	地域での仲間づくりができている。 健康・妊娠・育児に関する知識や情報を得ることができ、安心して出産・育児ができる。

通番	事業名	事業内容	所管課	
4	子育て世代包括支援センター事業 (「親と子の相談室」を含む)	主に妊産婦及び乳幼児期の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて関係機関との連携を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的なサービスを提供する。このことを通じて、妊産婦及び乳幼児等の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、切れ目のない支援を提供する。	健康推進課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	—	—	事業評価は数値化しづらい	①妊娠・出産について満足している者の割合：85% ②本市で子育てを継続したいと思う親の割合：95%

☞ 子ども・子育て支援法に基づく量の見込み・確保方策については、(p120~121)を参照

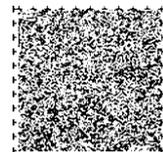


通番	事業名	事業内容	所管課	
5	保育コンシェルジュ事業	保育コンシェルジュが利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設を円滑に利用できるようサポートする。さらに、関係機関との連絡・調整を行い、利用者目線で、一人ひとりに寄り添った子育て支援を実施する。	子ども子育てサービス課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	コンシェルジュの体制：1人	待機児童の保護者、障害のある子どもの保護者、疾病のある保護者など、それぞれに寄り添った対応ができるよう支援を行い、情報提供等を行った。	コンシェルジュの体制：2人	情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設を円滑に利用できるようサポートする。

☞ 子ども・子育て支援法に基づく量の見込み・確保方策については、(p120~121)を参照

通番	事業名	事業内容	所管課	
6	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者等の自立を促進するために、児童扶養手当受給者等の相談を受け、個々の状況やニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、継続的な自立・就業支援を行う。	生活福祉課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	プログラム策定数：7件	プログラムを策定したことにより、自立した生活を送ることができるようになった。	プログラム策定数：8件	プログラムを策定した市民が、自立した生活を送ることができている。

通番	事業名	事業内容	所管課	
7	ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の自立の促進、ひとり親家庭の親の学び直しやひとり親家庭の児童の進学を支援することを目的に、①自立支援教育訓練給付金、②高等職業訓練促進給付金、③高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の給付金を支給する。	生活福祉課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	①支給件数：1件 ②支給件数：4件 ③支給件数：0件	①により能力開発ができた。 ②により就職に有利な資格取得に向けた訓練が受けられた。	ひとり親家庭を対象とした自立支援給付金事業等の利用者数：14人	安定的に雇用され、経済的に自立できている。



## 施策（２） 市民との連携による子育て・子育て支援を充実する・・・・・・・・

### 【現状・課題】

子育て支援の取組は、市だけでなく、地域を知り、地域の中で活動している市民や市民活動団体等と連携し、支え合いながら進めていくことが重要です。

施策（１）の【現状・課題】でも記載しましたが、アンケート調査結果をみると、子育てについて不安を感じたり自信が持てなくなったことがあると回答している保護者が、妊娠中においては６割以上、出産から１年の間では７割以上となっています。

また、日頃から子育てについて相談できる人や場所を持っている就学前児童の保護者の割合は９割以上となっている一方、中には相談する人や場所がない保護者もいます。

支援を必要とする子どもや保護者においては、個々のサービスはもちろん重要ですが、子ども同士・保護者同士が情報交換を行うことで、地域でつながり、支え合っていくことのできる子育て環境が大きな力となります。

そのため、地域で子どもや保護者がともに支え合うための活動をする市民や市民活動団体等との協働の推進と連携を強化していく取組が必要です。

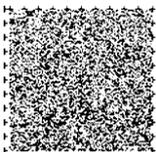
また、地域全体で子どもを見守り、育てる環境をつくるため、子育てを相互援助する取組や、野外活動等を通して地域の人や多世代の人と交流することのできる取組も必要です。

子どもと保護者を取り巻く環境が変化し、問題や課題が多様化・複雑化する中においては、地域におけるきめ細やかな支援体制を構築し、地域でともに支え合う環境づくりが重要です。

### 【方向性】

地域でともに支え合う環境づくりを進めるため、市民や市民活動団体等と意見交換や情報交換を行うことのできる場を設けるとともに、市内において実施されている子育て支援活動を周知する取組やその活動について支援する取組を実施します。

また、地域における子育ての相互援助を図る取組を支援するための事業を継続的に実施していくとともに、地域の子どもを知り、また市民が自ら参加することにより、地域における子育て支援のきっかけづくりとなる野外活動やボランティアの受入れ・育成・活動支援事業、多世代交流の視点を持った事業についても引き続き実施していきます。

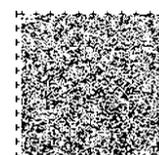


なお、事業を実施するに当たっては、働いている方が参加しやすいように可能な限り配慮していきます。

## 【重点事業】

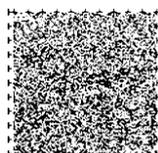
通番	事業名	事業内容	所管課	
8	子育て支援活動の推進（地域組織化活動）	地域に「ともに支え合う」環境づくりを進めるために、市内において実施されている子育て支援事業や活動を、市民活動団体等との連携のもと支援する。 ①子ども・子育て支援円卓会議の実施 ②市内子育て支援活動の広報 ③市内子育て支援活動の活動援助（イベント実施，研修含む） ④地域ボランティアの育成，活動支援	子育て相談室	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質的実績	量的目標	質的目標
	・円卓会議：12回開催 ・研修会：1回開催 ・こっこっこひろば月間におけるイベント延べ参加者数：3,997人	円卓会議，研修会，こっこっこひろば月間におけるイベントにおいて，多くの団体が参加し，情報の共有化ができたことで，地域支援ネットワークづくりを支援することができた。	①毎月1回開催 ②～④年1回	子どもとその家庭を支援するネットワークが形成され，市民や市民活動団体等との日常的な連携・協働関係のもと，市民への円滑なサービスが提供されている。

通番	事業名	事業内容	所管課	
9	こくぶんじ青空ひろば	乳幼児及びその保護者等に対し，市内公園を活用して，安心して過ごすことのできる遊びの場を提供することにより，保護者同士の交流を図るとともに，地域全体で子どもを見守り，育てる環境をつくる。	子ども子育て事業課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質的実績	量的目標	質的目標
	9公園	市内公園を活用し，乳幼児親子へ遊びと交流の場を提供することにより，保護者同士の交流の機会となった。 また，公園活動ボランティア等地域住民が青空ひろばの活動支援に加わった。	10公園	市内公園を活用した乳幼児親子の遊びの場を提供することにより，保護者同士が交流し，また，地域住民が子どもの遊びを身近に感じ，子育て支援について理解している。



通番	事業名	事業内容	所管課	
10	児童館における行事の充実	地域に根ざし、地域に開かれた児童館として、乳幼児期、児童期及び思春期の発達段階に応じた子どもたちの健全な遊びや日常生活を支援するとともに、地域社会との連携及び地域の高齢者・学生等との多世代交流を図りながら、様々な行事等を実施し、地域とともに子どもたちの健全育成を進める。	子ども子育て事業課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	多世代交流行事実施回数：19回 地域とのかかわり行事実施回数：105回 ※全児童館の合計実施回数	各児童館において、地域施設や市民と交流を図りながら、事業を実施することができた。	多世代交流行事実施回数：30回 地域とのかかわり行事実施回数：120回 ※全児童館の合計実施回数	地域社会との連携及び地域の高齢者・学生等との多世代交流を図りながら、事業が実施されている。

通番	事業名	事業内容	所管課	
11	児童館におけるボランティア等受入れ事業	児童館において、多様な経験・知識等を持つ地域住民をボランティア等として受け入れ、児童館の活動に参加できる機会を提供していくことを通じて、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築いていき、地域とともに子どもたちの健全育成を進める。	子ども子育て事業課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	地域住民のボランティア等の受入れ数：合計100人	地域住民をボランティア等として受け入れ、児童館の活動に参加できる機会を提供することができた。	地域住民のボランティア等の受入れ数：合計140人	地域住民をボランティア等として受け入れ、児童館の活動に参加できる機会を提供していくことを通じて、地域の人材・組織等との連携・協力関係が築かれている。



## 基本目標Ⅱ 子育て・子育てしやすい環境を整備します。

### 施策（１）教育・保育環境を充実する・・・・・・・・

#### 【現状・課題】

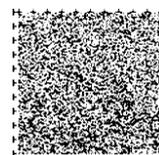
本市では、待機児童をゼロにすることを目標に既存保育所の定員変更，認可保育所の増設を進めてきていますが，女性の社会進出が進んでいることなどから保育ニーズが高まっており，待機児童は解消されていない状況があります。また，令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されたことにより，今後は，特に3歳から5歳までの保育ニーズが増加することが予想されます。

就学前児童の保護者のアンケート調査結果をみると，母親の就労状況はフルタイムで就労している割合が増加しており，今後の母親の就労希望においてもパート・アルバイト等からフルタイムの就労を希望している方や，未就労から就労を希望する方がおり，潜在的な保育ニーズがうかがえます。また，平日の教育・保育事業を選択するに当たり，重視することとして，「園長・保育士・教諭・職員スタッフなどの対応や園の印象がよい」，「施設・設備が清潔で整っている」，「教育や保育の理念や内容がよい」の割合が高く，質へのニーズもあることから，教育・保育の量の確保とともに，質の向上にも取り組むことが必要です。

学童保育所については，主として民設民営学童保育所の整備を進めてきましたが，依然として狭隘状況が継続しています。また，高学年を受け入れる体制が整っていないことも指摘されています。

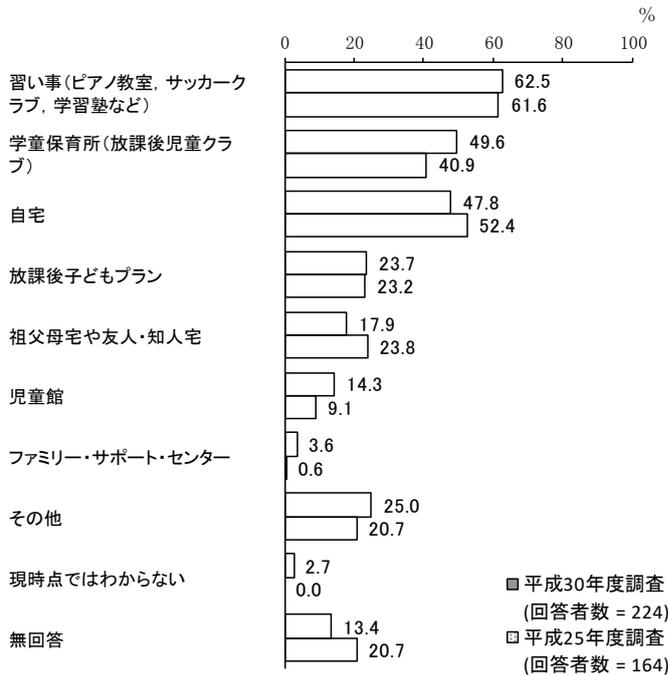
アンケート調査結果においても，就学前児童の保護者が，低学年時に放課後を過ごさせたい場所として「学童保育所（放課後児童クラブ）」を希望する割合が，平成25年度調査と比較すると増加しており，また，高学年においても一定のニーズがみられます。

今後も，学童保育所の狭隘状況に対しては，定員拡充により解消に取り組んでいくとともに，質の維持・向上を図っていく必要があります。



放課後を過ごさせたい場所

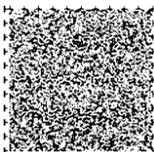
<就学前児童保護者>



【 方向性 】

待機児童の解消に向け、計画的に保育施設を整備していくとともに、保育の質の維持・向上を図るため、指導検査の充実を始めとした様々な取組を実施していきます。さらに、保育施設が、外国にルーツがあることや障害の有無にかかわらず、全ての子どもがともに成長していく場となるよう努めていきます。また、保育施設職員が、これらの子どもと保護者の気持ちを理解し、支援することができるよう、職員の知識・技術の向上や、保育の充実を図っていくなど、今後も多様な保育ニーズに応じた教育・保育環境を整備します。

学童保育所については、施設の狭隘状況の解消を目指し、民設民営学童保育所を整備するとともに、新たな公設学童保育所の整備を進めていきます。また、子どもが安全・安心に過ごせるよう、可能な範囲で放課後等に学校教室等を利用するとともに、今後も放課後子どもプランとの協議の場を設定するなど、両事業が連携していくことにより、多様な体験・活動を行うことのできる環境の充実を図ります。これらの施策を推進していく中で、施設の状態を見ながら、高学年の受入れについても検討していきます。



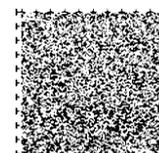
併せて、要望の多い小学校4年生の夏休みの受入れについては、民設民営学童保育所や学校施設、児童館などを活用することにより対応することができないか検討していきます。

### 【重点事業】

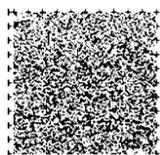
通番	事業名	事業内容	所管課	
12	待機児童解消のための認可保育所の増設	子ども・子育て支援事業計画に基づき待機児童を解消する。	子ども若者計画課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	施設整備数：3 待機児童数：202人 (平成30年4月1日現在)	待機児童の地域的偏在及び認可保育所設置場所に係るニーズを考慮し、必要がある場所へ整備を行った。	適正に認可保育所が整備され、待機児童が0人になっている。	待機児童の地域的偏在がなく、状況に応じて認可保育所が整備されている。

☞ 子ども・子育て支援法に基づく量の見込み・確保方策については、(p114~119)を参照

通番	事業名	事業内容	所管課	
13	基幹型保育所システム事業	市内を3つのエリアに分け、各エリア内に基幹型保育所を設定する。基幹型保育所同士での連携や、基幹型保育所から保育施設に対して情報の共有・助言指導・各種研修等を行うことにより、もって保育の質の維持・向上を図る。	子ども若者計画課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	職種別連絡会、学校訪問、各種機関との連携、各種研修等を実施した。  ・主な実施事業実績 研修：10回 看護職連絡会：5回 (うち1回は研修) 栄養士連絡会：4回 (うち1回は研修) 保育士連絡会：3回 学校訪問：訪問児童数 435人(学校見学会を含む)	保育施設職員の知識・技術の向上や、各施設による情報交換・交流が図られたことから、実施した各事業は、保育の質の維持・向上につながっていると認められる。	保育所保育指針に適応した各種研修等、保育の質の維持・向上を図るため、各種事業を実施する。	保育の質の維持・向上が図られている。



通番	事業名	事業内容	所管課	
14	障害児保育事業	保育所において、保育に欠け、かつ、心身に障害がある児童を当該障害児のよりよい心身発達と豊かな人間性の育成に資するため、適切な環境のもとで保育が実施できるよう支援する事業である。多様な保育ニーズに対応するため、心身に障害がある児童を受け入れるに当たり、手厚い保育ができるよう、保育士等の加配などに対して補助を行う。	子ども子育て事業課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	補助金交付：42件	職員加配に対する補助を実施したことで、適切な環境・体制で保育が実施できた。	補助金交付：58件	職員加配に対する補助を実施することで、適切な環境・体制で保育を実施できるようにする。



通番	事業名	事業内容	所管課	
15	学童保育所整備事業	<p><b>【公設】</b>                      学童保育所が狭隘状況にある第二小学校及び第五小学校区について、子ども・子育て支援事業計画及び新・放課後子ども総合プランに基づき、学校敷地内に「一体型」※の公設学童保育所を新たに整備し、放課後子どもプラン（放課後子供教室）と連携して実施する。令和元年度に設計を実施し、令和2年度に整備工事をを行い、令和3年4月1日に開設する。</p> <p>※「一体型」とは、学童保育所と放課後子どもプランを統合（一の事業として行う。）することではなく、現在行われているように、同一の小学校等において両事業が実施され、プログラム等の共有を通じ、学童保育所の児童が放課後子どもプランに参加可能とされているものをいう。</p> <p><b>【民設】</b>                      学童保育所の狭隘状況の解消のため、子ども・子育て支援事業計画に基づき民設民営学童保育所を整備する。</p>	子ども若者計画課 子ども子育て事業課	
		<p style="text-align: center;">平成30年度現在</p>	<p style="text-align: center;">令和6年度目標</p>	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	<p><b>【公設】</b>                      整備に向けた検討を行った。</p> <p><b>【民設】</b>                      2施設整備                      [一体型の事業量]                      7校区（9施設）                      ※平成30年度時点</p>	<p><b>【公設】</b>                      整備に向けた検討を行った。</p> <p><b>【民設】</b>                      開所する学童保育所において児童が安全・安心に過ごし、多様な経験・活動を行うことができるよう、書面審査のみならず、現に運営している学童保育所の現地調査を行った上で、運営法人を選定した。</p>	<p><b>【公設】</b>                      2箇所（4施設）整備</p> <p><b>【民設】</b>                      子ども・子育て支援事業計画に基づき各年度に整備する。                      [一体型の事業量]                      8校区（15施設）</p>	<p><b>【公設】</b>                      学校敷地内に学童保育所を新設し、放課後子どもプラン（放課後子供教室）を一体的に実施することで、児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにする。</p> <p><b>【民設】</b>                      公設の学童保育所の狭隘状況が解消されているとともに、学童保育所に通う児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにする。</p>

☞ 子ども・子育て支援法に基づく量の見込み・確保方策については、(p123~124)を参照



## 施策（２）仕事と生活との調和を実現する・・・・・・・・

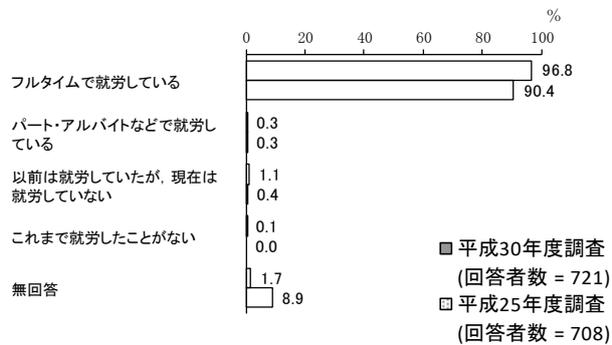
### 【 現状・課題 】

本市では、父親が子育てにおける役割を担うための支援として、こどもの発達センターつくしんぼや子ども家庭支援センターにおいて、啓発事業を実施しており、参加者は増加しています。

アンケート調査結果をみると、就学前児童及び小学生児童の保護者の父親の就労状況については変化がないものの、母親の就労状況は、未就労の人が減少しており、共働き世帯が増加していることがうかがえます。一方で、父親が子育てにおける役割を担うという視点で、平成30年度調査における父親の就労状況をみると、フルタイムで就労している割合が、就学前児童の保護者では96.8%、小学生児童の保護者では95.0%となっており、また、父親の帰宅時間をみると、就学前児童の保護者では47.4%、小学生児童の保護者では52.7%が21時以降となっており、仕事と子育ての両立が困難である現状がうかがえます。このことから、父親が子育てにおける役割を担うために支援をすることが必要です。

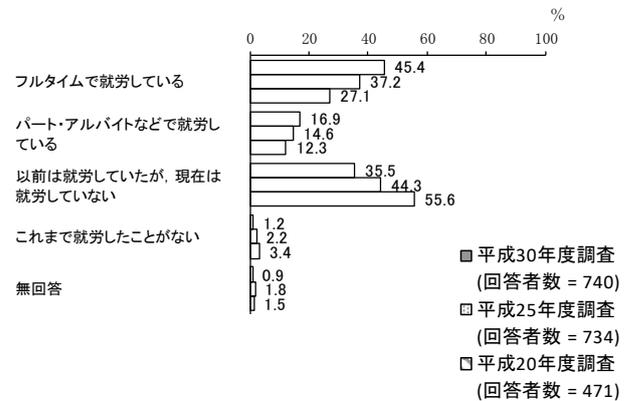
父親の就労状況

<就学前児童保護者>

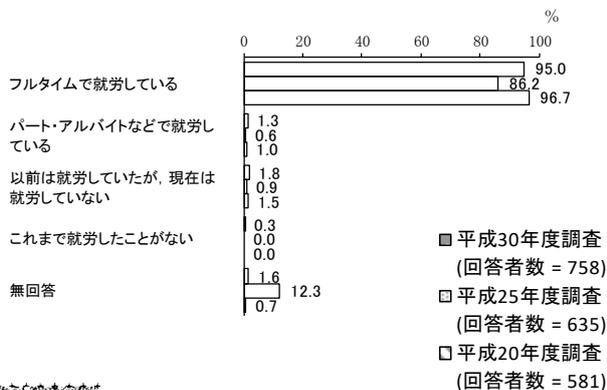


母親の就労状況

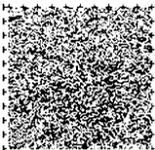
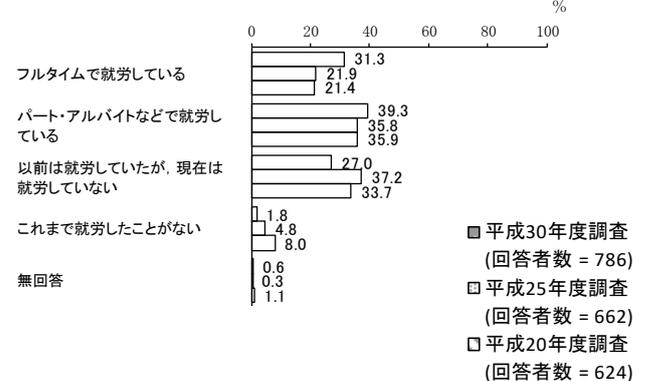
<就学前児童保護者>



<小学生児童保護者>

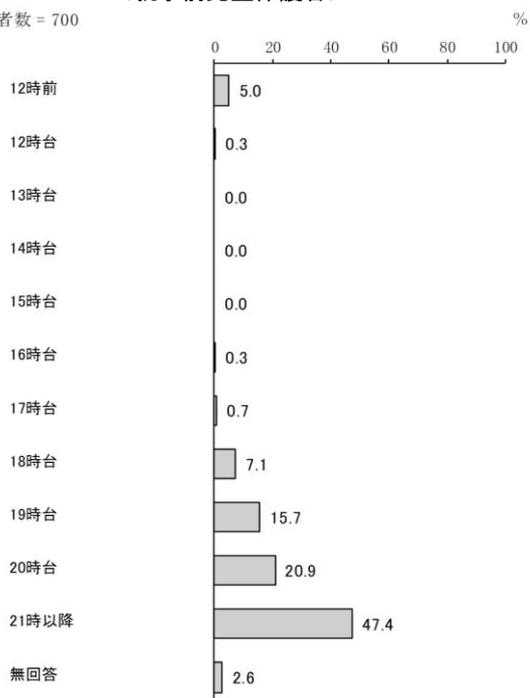


<小学生児童保護者>



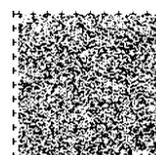
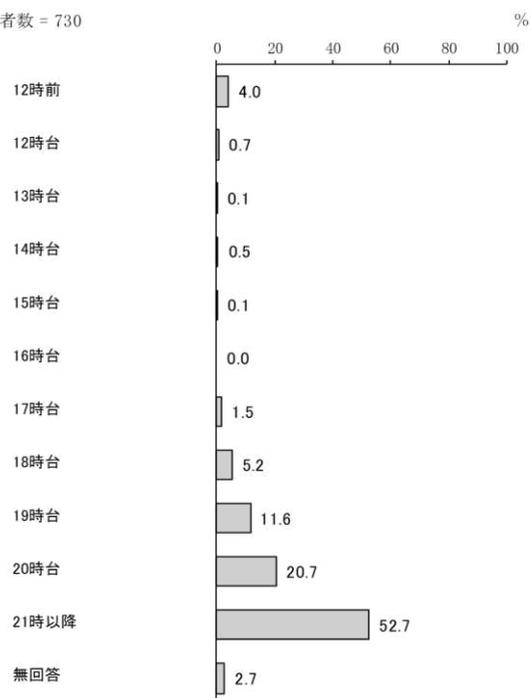
父親の帰宅時間  
 <就学前児童保護者>

回答者数 = 700



<小学生児童保護者>

回答者数 = 730



【 方向性 】

父親が子育てにおける役割を担うため、男性が家事・育児を担うことへの意識啓発や学習の場の提供等といったきっかけづくりに取り組みます。

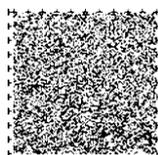
また、アンケート調査結果では、フルタイムで就労する父親が多いことから、子どもと一緒に参加できる野外イベント等を実施する際には、開催日時・場所などについて、できるだけ多くの方が参加できるよう配慮するとともに、引き続き所管課において適切な情報提供を行っていきます。

なお、本市においては、本市職員の子育てへのかかわりについて、積極的に取り組んでいきます。

【 重点事業 】

通番	事業名	事業内容	所管課	
16	男性が家事・育児に参画するための環境づくり	男性が積極的に家事・子育て・介護に携わることができるよう、講座の開催などをし、様々なスキルや支援の情報提供を行う。	人権平和課	
	平成 30 年度現在		令和 6 年度目標	
	量的実績	質的実績	量的目標	質的目標
	講座 1 回 (ワーク・ライフ・バランスの推進・子育て支援講座「お父さんと作ろう!おにぎりのみそ汁」)	参加者の男性に対し、家事・育児を担うことへの意識啓発を行うことができた。	毎年又は隔年で 1 回の講座実施	男性に対し、仕事と家庭との調和の意識づくりへの情報提供がなされ、定期的に講座が開催されている。

通番	事業名	事業内容	所管課	
17	特定事業主行動計画の推進及び啓発	特定事業主行動計画の啓発を行い、働きやすい職場環境の整備を進める事業	職員課	
	平成 30 年度現在		令和 6 年度目標	
	量的実績	質的実績	量的目標	質的目標
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産介護休暇取得率 83.3%</li> <li>・ 育児参加休暇取得率 75%</li> <li>・ 男性育児休業取得率 50%</li> </ul>	平成 30 年 10 月に「育児・介護・特別活動に関する休暇制度について」改訂版を庁内で案内し、休暇制度の周知を図った。 また、子が産まれた男性職員に直接育児休業取得の勧奨を行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産介護休暇取得率 100%</li> <li>・ 育児参加休暇取得率 100%</li> <li>・ 男性育児休業取得率 50%</li> </ul>	職員向けに休暇制度の周知を年 2 回程度行い、職員及び所属長の制度への理解を深め、職場環境の改善を進める。



## 施策（3）子どもが「居場所」と思える場所と環境を整える・・・・・・・・

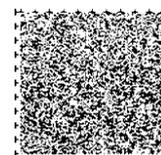
### 【 現状・課題 】

本市では、子どもの居場所として、児童館、公民館、図書館、公園その他公共施設等を利用できるようにしています。

アンケート調査結果をみると、子どもたちが1年間に利用した主な施設は、小学生では「公園」の割合が最も高いですが、中学生では、「公園」及び「図書館」の割合が同じくらい高く、15歳～18歳では「図書館」の割合が最も高くなっており、子どもの年代に応じて、居場所が変化していくことがわかります。

また、子どもを安心して産み、育てられる環境をつくっていくために、市に期待することとして、「野外でのびのび遊べる場所を増やす」の割合が、就学前児童保護者では62.0%と平成25年度調査に比べると増加しており、小学生保護者でも平成25年度調査に比べ減少していますが55.2%と依然高く、野外での子どもの遊び場についての保護者のニーズは高いといえます。一方で、小学生保護者では「屋内でのびのび遊べる場所を増やす」と「中高生が気軽に過ごせる公共施設を増やす」の割合も高くなっています。

以上のことから、子どもの成長にあわせ、全ての子どもが自由に集まることができ、安全で安心できる環境の中で、語り、遊び、自分らしく過ごせる「居場所」を地域の中につくることが重要です。

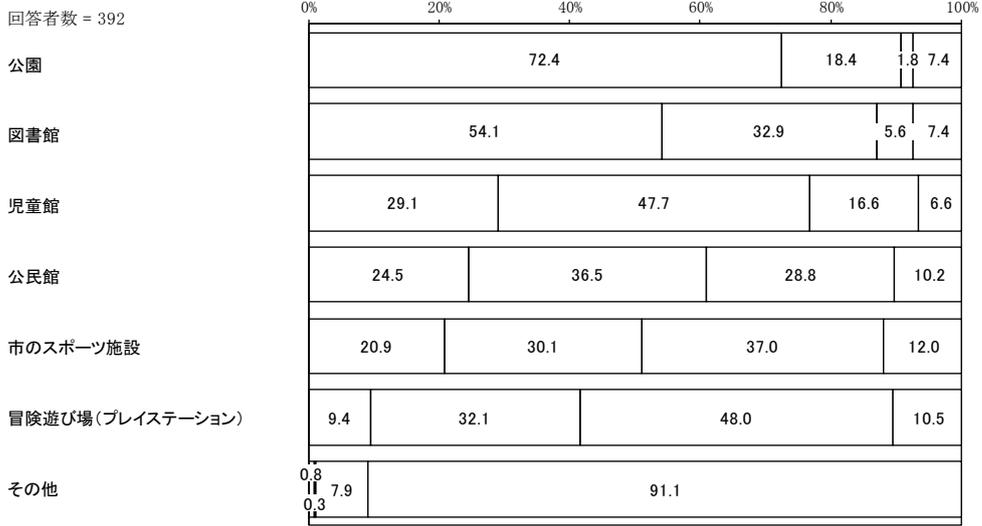


### 利用した主な施設

<小学生>

- 現在利用している
- 利用したことはあるが、今は利用していない
- 利用したことがない
- 無回答

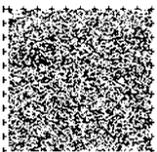
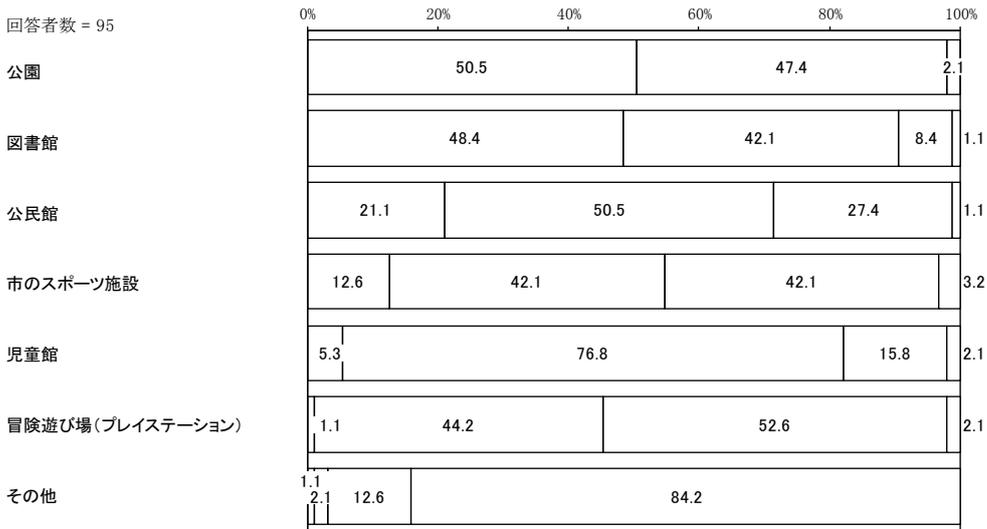
回答者数 = 392



<中学生>

- 現在利用している
- 利用したことはあるが、今は利用していない
- 利用したことがない
- 無回答

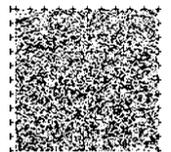
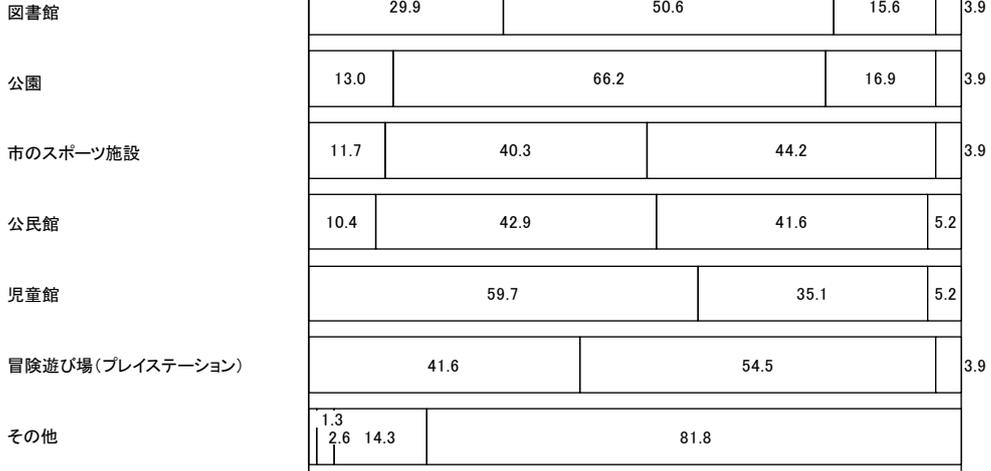
回答者数 = 95



<15歳～18歳>

- 現在利用している
- 利用したことはあるが、今は利用していない
- 利用したことがない
- 無回答

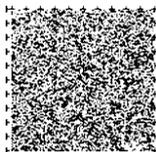
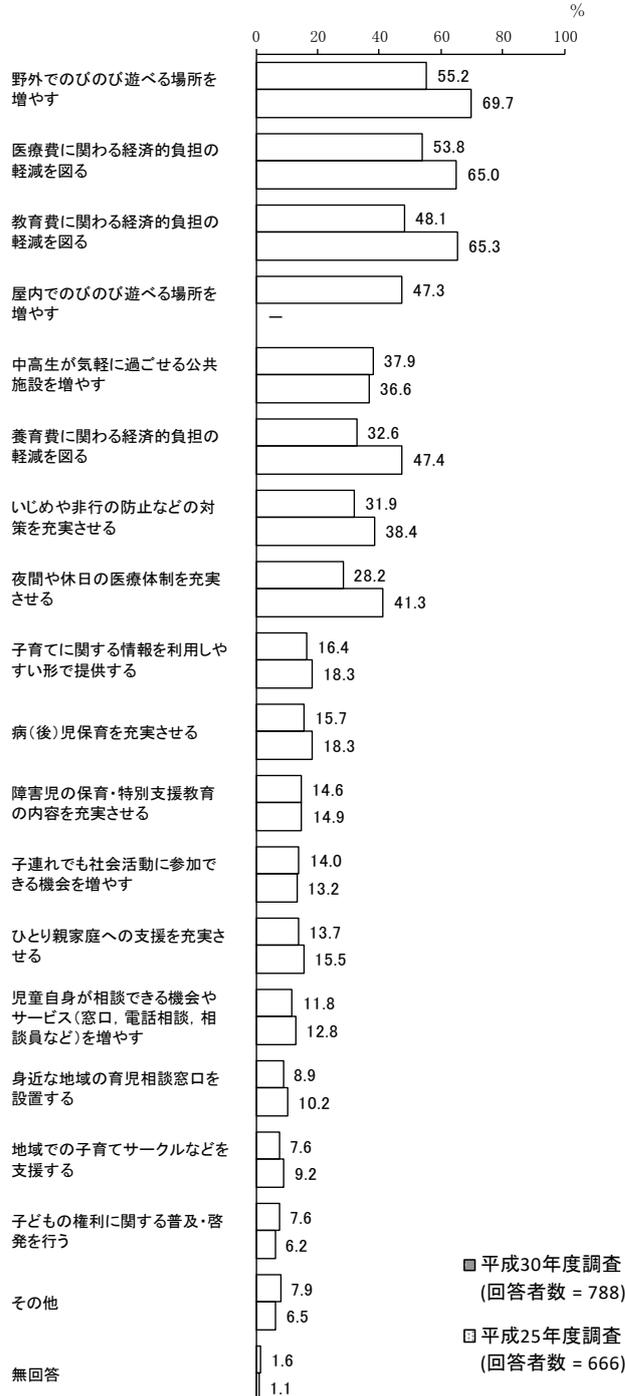
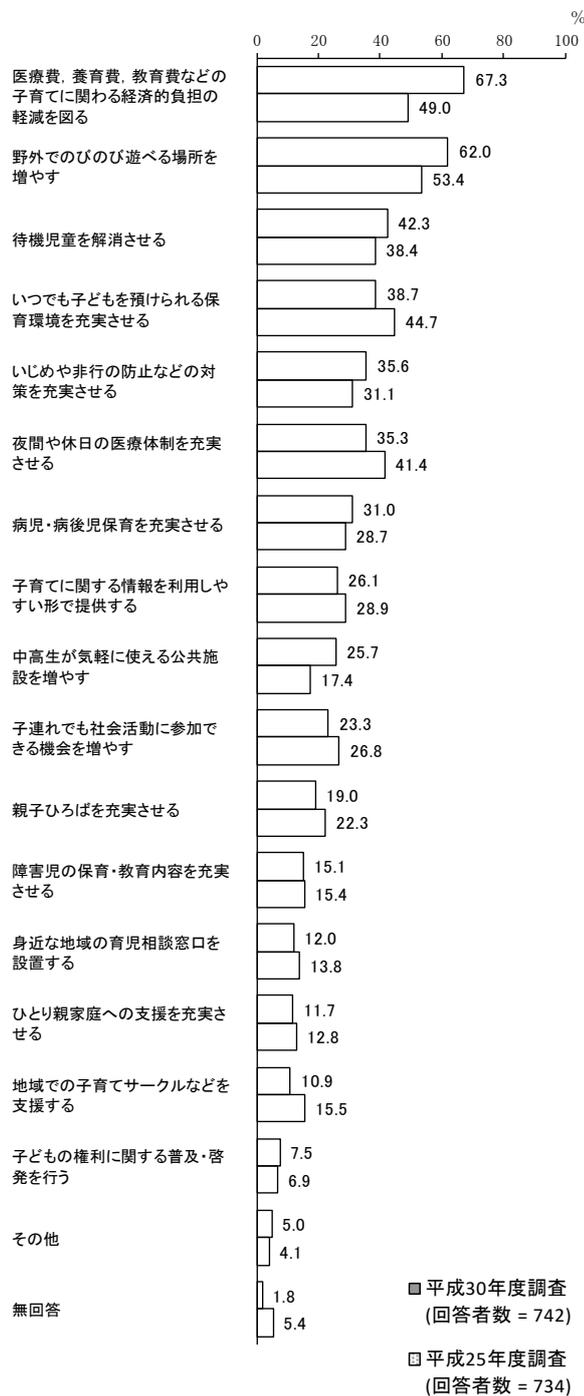
回答者数 = 77



## 市に期待すること

### <就学前児童保護者>

### <小学生保護者>



## 【 方向性 】

どのような場所を居場所と感じるかは、子どもによって様々です。

本市では、子どもの居場所とは、大人が「ここが子どもの居場所である。」と指定し、子どもたちにそこへ行くようなことを指示するような性質の場所ではなく、子どもたち自身が、そこへ行くことを選び取っていくような場所であると考えます。

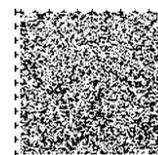
したがって、年代を問わず、外国にルーツを持つ子どもや障害のある子ども、生活に困難を抱える家庭の子どもを含め、全ての子どもに居場所を提供できるよう、児童館や公園をはじめとした市内公共施設の環境を整えて行くとともに、多種多様な事業や行事を行い、子どもたちの選択肢を増やしていきます。

加えて、子どもたちに、市内にどのような居場所があるかを知ってもらう手助けとなるよう、また、子どもたちの居場所がどのようなものであるかについて、周知を図るとともに、今後の子どもの居場所づくりを推進していくための検討の場を確保します。

## 【 重点事業 】

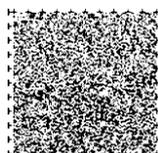
通番	事業名	事業内容		所管課
18	地域の子どもの居場所づくりの推進	地域資源を活用して子どもの居場所づくりを行う。		子ども若者計画課
	平成 30 年度現在		令和 6 年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	居場所づくり推進会議の開催 3 回・現地インタビュー実施	居場所の現状を把握し、居場所について検討を行った。	市が周知する居場所に関する情報について、全ての市民が把握している。	子どもが自分らしくいきいきとして過ごせる居場所を確保している。

通番	事業名	事業内容		所管課
19	子ども対象事業	子どもたちが自ら公民館に興味を持ち、集うように、芸術、文化、科学、スポーツなどあらゆる分野の学びの機会を提供する。		公民館課
	平成 30 年度現在		令和 6 年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	公民館全 5 館で子ども対象事業を 15 事業実施。	公民館全 5 館で実施した子ども対象事業の参加者アンケートの平均満足度は 84.4%であった。	公民館全 5 館で子ども対象事業を実施。全館で 25 事業以上の子ども対象事業を実施。	公民館全 5 館で実施する子ども対象事業を通して、芸術、文化、科学、スポーツなどの教育機会が提供され、事業の平均満足度が 80%以上となっている。



通番	事業名	事業内容	所管課	
20	子ども活躍の場の創出	図書館が子どもたちの居場所となるよう、子ども本人が参加することのできる事業を実施する。	図書館課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	並木図書館で実施	参加型事業として並木公民館まつりや子どもまつりでワークショップを開催し成果品は一部並木図書館に展示した。また、第五中学校図書委員会と連携して、共同で図書リストの作成やポップづくり等を実施し関連本は、図書館と学校で展示した。これらの取組を通じて、子どもたちと図書館の交流を実施することができた。	市内2か所の図書館での実施	図書館が子どもたちの自主活動拠点の居場所となり、子どもたちが事業を企画・運営し、発表している。

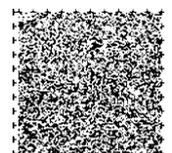
通番	事業名	事業内容	所管課	
21	児童館における行事の充実	児童館において、事業の充実や施設のPRに努め、子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所として、乳幼児期、児童期及び思春期の発達段階に応じた子どもたちの健全な遊びや日常生活を支援するとともに、各年齢や発達段階等に応じた様々な行事等を実施し、子どもたちの健全育成を進める。	子ども子育て事業課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	全児童館延べ来館者数：167,098人 全児童館行事実施回数：1,022回	各児童館において、各年齢や発達段階等に応じて事業を実施することができた。	全児童館延べ来館者数：173,880人 全児童館行事実施回数：1,100回	各児童館において、事業の充実や施設のPRがなされ、各年齢や発達段階等に応じた様々な企画が実施されている。



通番	事業名	事業内容	所管課	
22	スポーツセンター、プールの個人開放	スポーツセンター、プール等を個人に開放し、多くの市民にスポーツに親しむ機会を提供する事業。これにより、生涯スポーツ社会の実現を目指す。	スポーツ振興課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	個人開放（市民スポーツセンター、ひかりスポーツセンター、室内プール）を利用した中学生以下の人数 ：14,071人	各施設で個人向けの事業や開放が実施されたことにより、子どもが個人でもスポーツに親しめる環境を充実させることができた。	個人開放（市民スポーツセンター、ひかりスポーツセンター、室内プール）を利用する中学生以下の人数 ：16,800人	子どもが個人でもスポーツに親しめる環境が充実している。

通番	事業名	事業内容	所管課	
23	国分寺市プレイステーション事業	乳幼児とその保護者及び青少年が生き生きと安全に遊べる冒険遊び場・居場所として、国分寺市プレイステーションを運営する。	社会教育課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	年間来場者数 ：10,726人	青少年が生き生きと遊べる遊び場を提供することができた。	年間来場者数 ：15,000人	乳幼児とその保護者及び青少年が生き生きと遊べる遊び場・居場所を提供できている。

通番	事業名	事業内容	所管課	
24	こくぶんじ青空ひろば	市内の公園を活用し、児童へ安心して過ごすことのできる遊びの場を提供する。	子ども子育て事業課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	5公園	公園を活用した遊び場を提供したことで、児童へ放課後の居場所を提供することができた。	6公園	児童の放課後の居場所として、公園を活用した遊びの場が提供できている。

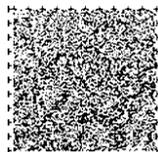


通番	事業名	事業内容	所管課	
25	公園・緑地の整備	公園・緑地の整備を行い，子どもを含む利用者が遊べる場を拡充する事業	緑と建築課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	緑地1か所開園 緑地1か所一部公有化	恋ヶ窪用水路周辺緑地を開園した。 恋ヶ窪緑地の一部を公有化した。	都市公園1か所の開園	市民が憩える場を整備し，子どもたちが安心・安全に過ごせる場所が増えている。

通番	事業名	事業内容	所管課	
26	遊具の更新	「公園・緑地の総合的な維持管理計画」に基づき，遊具の更新をする事業	緑と建築課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	遊具修繕25件	子どもたちが安全・安心に利用できるよう遊具修繕を適宜実施した。	令和2年度から延べ183公園の遊具を更新する。	老朽化した遊具を更新することで，子どもたちが安全・安心に利用できている。

通番	事業名	事業内容	所管課	
27	放課後子どもプラン	文部科学省の「放課後子供教室」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」との連携事業。地域・学校・行政の連携による学校等を利用した安全で安心な子どもの居場所づくりを行う。	社会教育課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	市内全市立小学校10校で計1,449日実施	子どもが安心して過ごすことのできる放課後の居場所を提供することができた。	市内全市立小学校10校で計1,700日以上実施	子どもが安心して過ごすことのできる放課後の居場所を提供している。

☞ 放課後子どもプランに係る量の見込み・確保方策については，(p125)を参照



## 施策（４）安全・安心な生活が保障される環境を整える・・・・・・・・

### 【現状・課題】

本市では、市民による防犯パトロールや、交通安全の啓発活動、子ども110番の家の設置、生活環境測定を通して、安全・安心な生活の基礎となる環境づくりを実施しています。

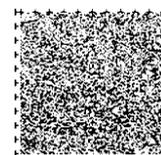
安全・安心のまちづくりについては、ベビーカーや車いすの移動のしやすさについて改善が図られている一方で、市内の住宅街では、交通安全等の課題もあります。

アンケート調査結果をみると、子どもの学校生活で心配なこととして、小学生保護者では、「通学途中で交通事故や犯罪にあう」の割合が34.3%と最も高く、安全・安心なまちづくりについての保護者の関心は高くなっています。

今後も、安全な道路交通環境の形成に向け、道路の安全設備の設置等、道路交通環境の整備や、交通マナーやルールの周知に係る取組が必要です。

犯罪予防については、見守り活動の実施等、地域との連携による活動を推進し、子どもを犯罪等の被害から守る地域づくりを進めることが重要です。

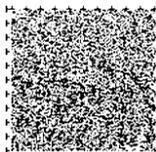
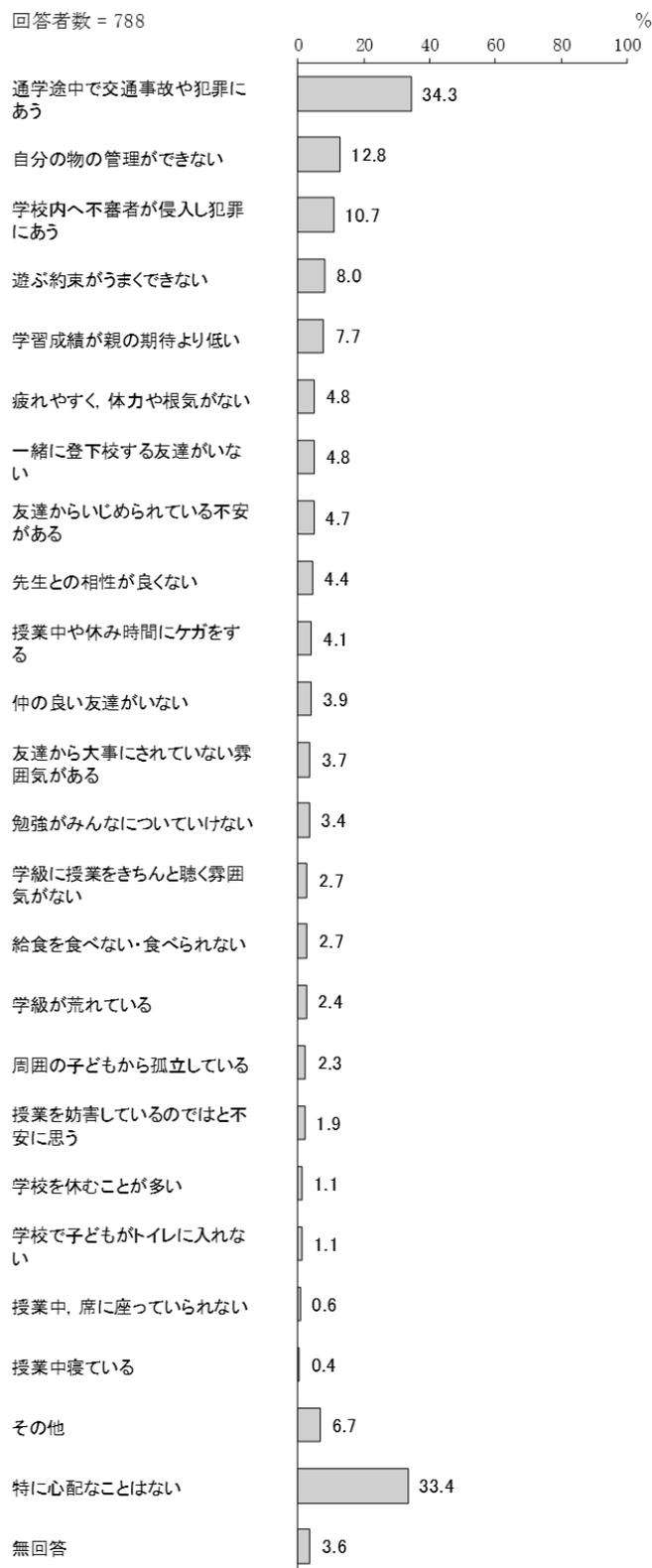
また、施策（３）の【現状・課題】でも記載しましたが、アンケート調査結果をみると、小学生及び中学生の子どもたちが1年間に利用した主な施設では、「公園」の割合が高いことから、子どもの遊び場所・居場所となる公園等の屋外環境の安全性を保っていく必要があります。



## 子どもの学校生活で心配なこと

<小学生保護者>

回答者数 = 788



## 【 方向性 】

子どもや乳幼児等の親子連れに対する交通面での安全性に留意し、交通安全設備の設置、安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、子ども自身が交通事故に遭わないよう学校の児童・生徒などに対する交通安全学習を実施していきます。

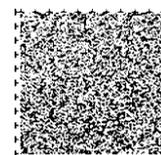
また、子どもたちが犯罪に遭わないよう、安全なまちづくりに向け、地域住民による見守りやパトロール、事件情報等の迅速な提供といった体制を確保していきます。

そのほかに、子どもの遊び場・居場所となる公園等や、水や土等子どもが触れる自然環境等子どもを取り巻く生活環境が安全に保たれるよう、引き続き各種生活環境調査を実施していきます。

## 【 重点事業 】

通番	事業名	事業内容	所管課	
28	安全設備の設置	道路照明灯、道路区画線等の交通安全施設を整備することにより、交通危険箇所を解消し、交通事故の防止を図る。	道路管理課	
	平成 30 年度現在		令和 6 年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	反射鏡修繕： 7,989,516 円 反射鏡新設工事： 1,641,600 円 LED灯新設工事： 492,480 円 道路照明灯 LED 化工事： 49,140,000 円 道路区画線等路面表示の修繕： 6,610,628 円 自治会街灯 LED 化補助金： 9,655,388 円	基準に基づき、優先順位をつけて設置。破損等に対しては速やかな修繕を行った。	基準に基づき、優先順位をつけて設置	適正な場所に交通安全設備が設置され、子どもとその保護者を含めた市民の安全が守られている。

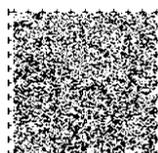
通番	事業名	事業内容	所管課	
29	交通安全運動市民のつどいの開催	交通安全運動市民のつどいを開催し、交通安全に対する周知を行う。	交通対策課	
	平成 30 年度現在		令和 6 年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	交通安全運動市民のつどい（年 2 回）を開催した。	交通マナー及びビールの周知を図ることができた。	交通安全運動市民のつどいを年 2 回開催する。	交通安全を周知する事業として、交通安全運動市民のつどいを開催することで、交通マナー及びビールの周知を図る。



通番	事業名	事業内容	所管課	
30	交通安全教室の開催	中学生等を対象としたスケアードストレイト方式の交通安全教室を開催する。	交通対策課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	交通安全教室を年に2回市立の中学校で開催した。	スタントによるリアルな事故再現により、交通安全意識を高めることができた。	交通安全教室を年に2回市立の中学校等で開催する。	スタントによるリアルな事故再現により、事故の発生事例を伝えるとともに、交通安全意識を高める。

通番	事業名	事業内容	所管課	
31	自主防犯活動団体及び地域防犯パトロール協力事業者による防犯活動の実施	子どもたちの安全確保など防犯対策のため、防犯リーダー養成講習会を修了し、地域の自主防犯の中心として活動する市民が属する自主防犯活動団体や地域防犯パトロール協力事業者による防犯パトロール及び登校時や子どもの見守り放送を受けての下校時の見守り活動など防犯活動の実施を推進する。	防災安全課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	実施団体数 自主防犯活動団体数：43団体 協力事業者数：16事業者	自主防犯活動団体及び協力事業者が各地域で活発に防犯活動を実施した。	実施団体数 自主防犯活動団体数：56団体 協力事業者数：23事業者	自主防犯活動団体及び協力事業者が各地域で活発に防犯活動を実施している。

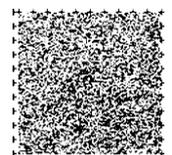
通番	事業名	事業内容	所管課	
32	事件情報等の迅速な提供	事前に登録した市民等に不審者や事件情報等を電子メールで迅速に配信する。	防災安全課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	登録数：18,185件	市民等に事件情報等を迅速に提供した。	登録数：21,000件	市民等に事件情報等を迅速に提供する。



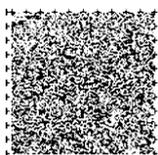
通番	事業名	事業内容	所管課	
33	水質分析等調査	安全な河川等の水質調査として野川水質分析、湧水分析、野川水生生物、井戸水水質などの調査・分析を実施する。	環境対策課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	水質：年1回3地点 湧水：年7回2地点 水生生物：年1回1地点 井戸水：年1回20地点	水辺環境を守るため、調査・分析を実施することができた。	水質：年1回3地点 湧水：年7回2地点 水生生物：年1回1地点 井戸水：年1回20地点	潤いと安らぎを与える水辺環境を守り、子どもたちが水に関する文化や知識を深めることができています。

通番	事業名	事業内容	所管課	
34	大気環境分析等調査	児童が通園・通学に利用する幹線道路沿線の大気調査、自動車排気ガス測定、自動車騒音・振動・交通量及び酸性雨等の調査を実施する。	環境対策課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	市内7地点4項目、二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )、一酸化炭素(CO)、二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )、浮遊粒子状物質(SPM)の大気環境調査を年1回、自動車の排気ガス測定、騒音、振動調査及び酸性雨調査を毎月実施した。	大気環境、騒音及び振動等の状況を定期的に監視、把握することができた。	大気、排気ガス、騒音・振動 ：年1回7地点 酸性雨 ：毎月1地点	公害等から良好な生活環境を守り、子どもが安全・安心して通園、通学ができています。

通番	事業名	事業内容	所管課	
35	ダイオキシン類調査	人体に有害な物質、ダイオキシンについて、学校、公園で隔年において大気、土壌の調査を実施する。	環境対策課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	一般大気中のダイオキシン類調査・分析を市内4か所で実施した。	調査を実施したところ、全ての調査地点で環境基準を満足していることが確認できた。	調査・分析実施回数 ：1回	公害等から良好な生活環境を守り、子どもが安全・安心して生活できている。



通番	事業名	事業内容	所管課	
36	放射能対策	空間放射線量，給食食品等の放射性物質濃度，プール水・親水施設等の水の放射線物質濃度等の測定を実施する。	環境対策課	
	平成 30 年度現在		令和 6 年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	「国分寺市放射線対策に関する基本的な対応方針」に基づく測定を定点 32 か所で実施した。	「国分寺市放射線対策に関する基本的な対応方針」に基づく測定が実施でき，子どもたちが安全・安心して通園，通学することができた。	「国分寺市放射線対策に関する基本的な対応方針」に基づく測定の実施。	公害等から良好な生活環境を守り，子どもが安全・安心して通園，通学ができている。



基本目標Ⅲ

多様な子育て支援サービスを充実します。

施策（1）各家庭に応じた子育て支援サービスを充実する・・・・・・・・

【現状・課題】

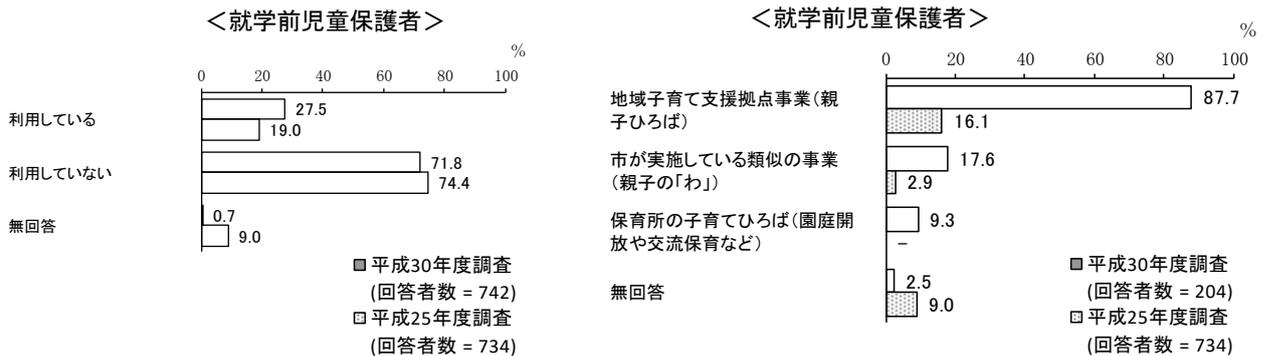
アンケート調査結果から分かるニーズや、個々の家庭の状況に応じた必要なサービスについての現状と課題には、5つの視点があります。

1つ目は、子育て中の保護者や妊娠中の方の交流の場です。アンケート調査結果をみると、妊娠中や出産後の支援として重要なサービスでは、「子育て中の人との交流」の割合が48.7%と最も高くなっており、子育て中の保護者同士の交流の場のニーズが高くなっています。

「子育て中の人との交流」に係る本市の事業の利用状況について、アンケート調査結果をみると、就学前児童の保護者において、「地域子育て支援拠点事業（親子ひろば）」などを利用している人の割合が27.5%となっており、平成25年度調査と比較して増加しています。また、利用されている地域子育て支援拠点事業のうち、親子ひろばの利用割合は、87.7%となっており、親子ひろばのニーズの高さがうかがえます。

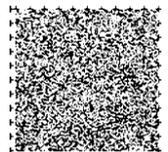
このことから、地域での親子交流事業等の継続や拡充など、子育て家庭が交流し、相談できる場を地域の中に広げていくことが重要となります。

地域子育て支援拠点事業（親子ひろば）などの利用



※ 平成25年度調査では、「保育所の子育てひろば（園庭開放や交流保育など）」の回答項目はありません。

2つ目は、保育サービスです。本市においては、多様な保育サービスを提供しておりますが、「国分寺市子育て・子育ていきいき計画推進協議会」からは、産休明け保育事業や障害児保育事業についての量的な拡充が期待されています。今後も延長保育、産休明け保育、障害児保育、病児・病後児保育、一時預かり事業等について、個々の家庭の状況に応じて実施していくことが必要です。



3つ目は、障害のある子どもへの支援です。障害のある子どもが様々なサービスを長期にわたり一貫して受けることができるよう、本市では「国分寺市障害者計画（第3次）・同計画実施計画・第5期国分寺市障害福祉計画・第1期国分寺市障害児福祉計画」を策定し、その体制づくりを進めています。今後も、この計画に基づき、発達段階に応じた切れ目のない支援体制を構築していく必要があります。

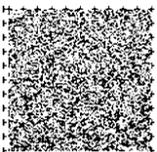
4つ目は、子育ての相互援助です。仕事等と子育ての両立のための多様な働き方の支援策の一つとして、本市ではファミリー・サポート・センター事業を実施していますが、援助会員数の伸び以上に利用会員数が伸びている状況があります。ファミリー・サポート・センター事業の利用状況について、アンケート調査結果をみると、就学前児童の保護者でファミリー・サポート・センター事業をこれまでに利用したことがある人が12.1%、今後利用したいと思う人が12.9%いることから、今後も一定のニーズが予測されます。

5つ目は、医療費等の経済的支援です。アンケート調査結果をみると、子どもを安心して産み育てる環境をつくっていくために、市に期待することとして、就学前児童の保護者では「医療費、養育費、教育費などの子育てに関わる経済的負担の軽減を図る」が最も高くなっており、小学生の保護者においても「医療費、教育費、養育費に関わる経済的負担の軽減を図る」の回答が多いことから、今後も子育て家庭に対する経済的支援が必要であることがうかがえます。

## 【 方向性 】

交流の場については、市内各所で実施している親子ひろば事業や乳幼児母性健康相談等を充実させ、地域の中で孤立しがちな子育て中の保護者や妊娠中の方が、身近なところで気軽に交流し、相談できる場を提供していきます。また、各種相談事業では、一人ひとりの状況を受け止め、相談者の不安を解消していくとともに、相談内容に応じて必要な支援を受けることができるよう情報提供を行うことや、継続的に支援が必要な方に対しては、子育て世代包括支援センター事業で庁内各課や関係機関とともに連携しながら、支援を行っていきます。

保育サービスについては、個々の家庭の状況に応じた多様な保育ニーズに対応するため、各種の保育事業を今後も充実していきます。また、子育て中の保護者が落ち着いた時間を過ごすことができる事業を実施していきます。



障害のある子どもへの支援については、心身に障害のある一人ひとりの子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら地域で安心して暮らせるように、国分寺市障害者地域自立支援協議会において、地域の課題等について協議・検討を行い、各家庭が適切なサービスを受けられる体制を整備するとともに、医療的ケア児支援の協議の場を設置します。また、こどもの発達センターつくしんぼにおける相談支援の更なる推進を図るとともに、地域の中核的な療育支援施設として児童発達支援センターを整備します。

子育ての相互援助として、今後も一定のニーズが見込まれるファミリー・サポート・センター事業を、より多くの希望者が利用できるよう体制を整備していきます。また、援助会員数及び両方会員数の増加を図るため、事業の周知を図っていきます。

医療費等の経済的支援については、保護者の負担を軽減するため、各種手当や助成事業を引き続き実施するとともに、必要な方が手当や助成を受けることができるよう制度の周知を図っていきます。

【重点事業】

通番	事業名	事業内容		所管課
37	親子ひろば事業の充実	地域の中で孤立しがちな乳幼児とその保護者及び妊婦に対して、安心して立ち寄り、遊びと交流ができる場所と機会を提供するとともに、子育てについての相談を受けることや、情報の提供、助言その他の援助を行う。		子育て相談室
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	親子ひろば11か所のうち地域子育て支援拠点事業実施箇所6か所	子育てをする保護者の子育てに対する不安を解消し、安心して子どもを遊ばせ、交流できる場として機能している。	親子ひろば12か所のうち地域子育て支援拠点事業実施箇所9か所	身近で気軽に子育てに関する相談に応じられる場となっている。

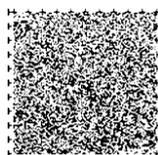
☞ 子ども・子育て支援法に基づく量の見込み・確保方策については、(p129)を参照



通番	事業名	事業内容	所管課	
38	乳幼児母性健康相談 (保健センターミニ相談会含む)	乳幼児の発育・発達の観察, 保護者の育児不安を軽減することによって, 母子の健康保持・増進を図る。	健康推進課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児母性健康相談 : 9回実施 (新規: 168人 延べ: 512人) 相談件数(計) 保健: 121件 母性: 102件 歯科: 86件 栄養: 163件</li> <li>・保健センターミニ相談会 : 18回実施 (来所者数: 135組) 体重測定: 93人 相談件数(計) 保健: 35件 母性: 18件 歯科: 59件 栄養: 65件</li> </ul>	相談を必要としている市民が各相談を利用できたことで, 育児の不安の軽減につながっている。	乳幼児母性健康相談 : 9回実施 保健センターミニ相談会 : 20回実施	身近な場所で市民が専門職に相談することができ, 育児の不安を軽減することができている。

通番	事業名	事業内容	所管課	
39	病児・病後児保育事業	病後児保育事業は保育施設に入所している児童の病気の回復期に集団保育を受けることが困難な場合に児童を一時的に預かる事業である。 また病氣中に自宅保育が困難な場合に実施する事業が病児保育事業である。	子ども子育てサービス課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	4施設 (16人 内2人)	実施4施設と市で年間4回の連絡会を実施し, 情報共有, 意見交換を行い質の向上に努めた。課題に対しては, 実施施設と市で協議しながら解決に取り組んだ。	5施設 (22人 内7人)	質の高い病児・病後児保育が実施され, 手続が簡略化されている。

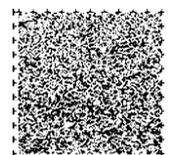
☞ 子ども・子育て支援法に基づく量の見込み・確保方策については, (p132) を参照



通番	事業名	事業内容	所管課	
40	障害児保育事業	保育所において、保育に欠け、かつ、心身に障害がある児童を当該障害児のよりよい心身発達と豊かな人間性の育成に資するため、適切な環境のもとで保育が実施できるよう支援する事業である。各保育所が、心身に障害がある児童を受け入れるに当たり、適切な環境・体制を整えるため、保育士等の加配などに対して補助を行う。	子ども子育て事業課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	受入施設数：16施設	職員加配に対する補助を実施したことで、適切な環境・体制で保育が実施できた。	受入施設数：26施設	職員加配に対する補助を実施することで、適切な環境・体制で保育を実施できるようにする。

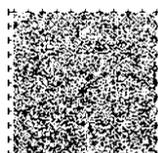
通番	事業名	事業内容	所管課	
41	支援ニーズに応じたサービス提供の充実	ファミリー・サポート・センター事業，育児支援ヘルパー，ひとり親家庭ホームヘルプサービス，ショートステイの4サービスについて、必要とする方の支援ニーズに応じたサービスの周知及び提供を行う。	子育て相談室	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	ファミリー・サポート・センター事業援助活動件数：5,363件 育児支援ヘルパー：86世帯 ひとり親家庭ホームヘルプサービス：12世帯 ショートステイ：2世帯	利用を希望した市民にサービスの提供ができています。	事業評価は数値化しづらい。	必要としている市民が利用している。

☞ 子ども・子育て支援法に基づく量の見込み・確保方策については、(p126, 133)を参照



通番	事業名	事業内容	所管課	
42	公民館保育室事業	就学前の子どもがいる親の学習活動を支援するため、保育・託児付の事業を実施する。 また、公民館で活動するグループの学習活動を支援するため、グループ活動に合わせた保育を実施する。	公民館課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	実施事業数：14事業	全館で保育・託児付事業を実施したことにより、幼い子を持つ親が落ち着いて学習する環境を提供することができた。 また、学習活動が、幼い子を持つ母親同士の仲間づくりの機会となり、保育室に預けられた子ども同士においても育つ仲間づくりの機会となっていた。	実施事業数：20事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼い子を持つ親の学習権を保障し、落ち着いて学習する環境をつくることのできている。</li> <li>・幼い子を持つ親が学習活動を通じ、地域の中で仲間をつくる機会を持つことのできている。</li> <li>・保育室に預けられた子どもも地域でも育つ仲間づくりができています。</li> </ul>

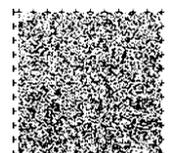
通番	事業名	事業内容	所管課	
43	障害児支援の提供体制の整備	地域支援体制を構築するとともに、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援と、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制を整備する。	障害福祉課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	平成31年3月提供分 児童発達支援：99人 医療型児童発達支援：3人 放課後等デイサービス：207人	市内に事業所を開設する事業者へ重症心身障害児の受入れ等について働きかけを行った。 医療的ケア児支援の協議の場の設置に向け、国・東京都・他市区の設置状況や運営方法等の情報収集を行った。	児童福祉法に基づく障害のある子どもが通所により利用できるサービスの各年度末月における月間の利用見込数 ※障害児福祉計画による	主に重症心身障害児を支援する市内事業所の確保とともに、医療的ケア児支援の協議の場が設置されている。



通番	事業名	事業内容	所管課	
44	障害児相談支援	障害児通所支援等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画を作成する。	障害福祉課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	平成31年3月提供分 障害児相談支援 : 51件	障害児通所支援等のサービスが適切に提供された。	各年度の末月における月間の利用見込数 ※障害児福祉計画による。	障害児通所支援等のサービスが適切に提供されている。

通番	事業名	事業内容	所管課	
45	児童発達支援センターの設置	未就学児童の児童発達支援、18歳未満の障害のある児童や発達が遅れている児童とその家族を対象とした相談及び支援を行う。また、保育所等訪問支援を実施し専門的支援も行う地域の中核的な療育支援施設として整備する。	子育て相談室	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	—	—	1か所	地域の中核的な療育支援施設として整備されている。

通番	事業名	事業内容	所管課	
46	義務教育就学児医療費助成事業	義務教育就学期にある児童の医療費の自己負担分を助成。ただし、通院1回につき200円の一部負担金あり。児童手当に準拠した所得制限あり。国や東京都へ制度の拡充を要請する。	子ども子育てサービス課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	受給者数：6,620人	制度周知により申請漏れを防ぎ、義務教育就学児家庭の経済的な負担を軽減した。また、平成29年度より小学校1年生から3年生の所得制限を撤廃したことで、より多くの対象者の経済的負担軽減を行った。	事業評価は数値化しづらい。	制度周知による申請漏れを防ぐことにより、義務教育就学児家庭の経済的な負担が軽減されている。



## 施策（２）親子の健康支援サービスを充実する・・・・・・・・

### 【 現状・課題 】

本市では、産婦・新生児訪問、妊婦・乳幼児健康診査・歯科健康診査、疾病の予防に向けた各種の予防接種、両親学級等での健康教育、各種の相談事業などを実施し、親子の健康づくりや、育ちの上で困難を抱えた子どもの支援を進めています。

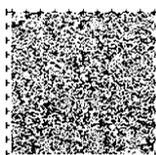
産前産後に利用したサービスについてアンケート結果をみると、就学前児童保護者において「助産師・保健師の家庭訪問」の利用割合が高くなっており、妊娠中や出産後の支援として重要だと思うサービスについても「助産師・保健師の家庭訪問」の回答割合が高く、特に0歳から1歳は5割を超えていることから、本市において実施している産婦・新生児訪問については、今後も実施していくことが必要です。

また、本市では、食を通じた健康づくりや食事・栄養のバランスについての相談や情報提供等、食育についても取組を進めています。

今後も、関係機関で連携し、各部署・施設において実施している食育活動を継続的に実施していく必要があります。

アンケート調査結果をみると、子どもを安心して産み育てられる環境をつくっていくために、市に期待することとして「夜間や休日の医療体制を充実させる」の割合が就学前児童保護者で35.3%、小学生児童保護者で28.2%と、平成25年度調査と比較すると減少していますが、依然としてニーズは高いことがうかがえます。

本市では、休日における小児医療については、隣接している府中市の都立小児総合医療センターや市内の医療機関で実施していますが、アンケート調査結果をみると、休日や夜間に受診できる医療機関について知らない人が就学前児童保護者で20.8%、小学生児童保護者で14.8%となっています。急に医療が必要になったときに、受診することができるよう情報提供の充実を図ることが必要です。



妊娠中や出産後の支援として重要だと思うサービス

<就学前児童保護者>

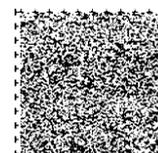
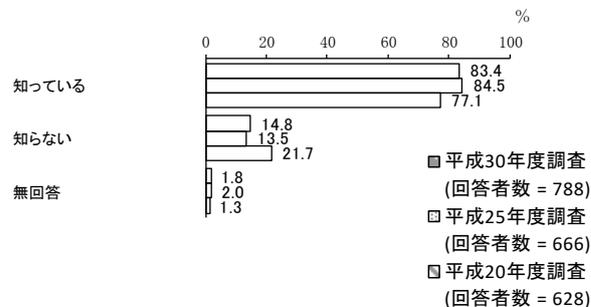
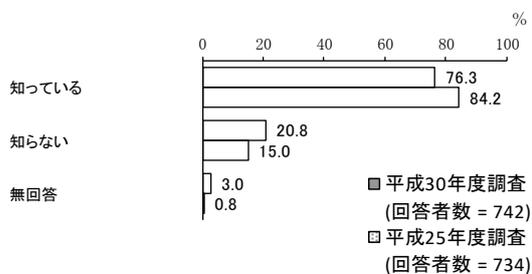
単位：％

区分	有効回答数 (件)	産後支援ヘルパー制	子育て中の人との交流	子育て経験者から話を聞く機会の提供	その他	無回答							
0歳	129	51.9	14.7	38.8	31.0	25.6	32.6	44.2	43.4	47.3	26.4	3.9	4.7
1歳	144	54.2	15.3	48.6	28.5	27.1	43.1	43.8	36.1	49.3	27.8	4.2	4.9
2歳	44	38.6	13.6	43.2	29.5	15.9	43.2	40.9	27.3	43.2	20.5	2.3	6.8
3歳	59	47.5	6.8	49.2	39.0	20.3	37.3	45.8	40.7	49.2	28.8	0.0	8.5
4歳	131	45.0	18.3	46.6	27.5	26.0	38.9	43.5	29.0	44.3	23.7	3.1	6.9
5歳	135	45.9	8.9	37.0	27.4	20.7	35.6	37.8	31.1	49.6	28.1	1.5	5.2
6歳	89	42.7	5.6	48.3	23.6	24.7	43.8	43.8	30.3	56.2	16.9	3.4	3.4

休日や夜間に受診できる医療機関の認知度

<就学前児童保護者>

<小学生保護者>



## 【 方向性 】

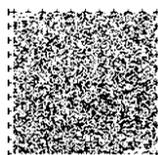
乳幼児の成長・発達段階に応じた健康診査や相談を通して、疾病の早期発見・早期治療と親子の健康維持，障害の早期発見・療育につなげる取組を進めるとともに，育児不安の軽減を図るため，妊娠時期からの健康教育や相談事業を実施していきます。

また，成長・発達段階に応じて，関係機関と連携しながら，食に関する情報や学習機会を提供することにより，食育を推進していきます。

休日においても，必要なときに医療機関を受診することができるよう，引き続き休日診療・休日準夜診療事業を実施します。また，受診できる医療機関について市報・ホームページ等により情報提供をしていきます。

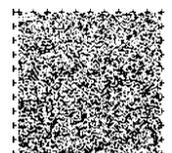
## 【 重点事業 】

通番	事業名	事業内容		所管課
47	乳幼児母性健康相談 (保健センターミニ相談会含む)	乳幼児の発育・発達の観察，保護者の育児不安を軽減することによって，母子の健康保持・増進を図る。		健康推進課
	平成 30 年度現在		令和 6 年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児母性健康相談 ：9回実施 (新規：168人 延べ：512人)</li> <li>相談件数(計) 保健：121件 母性：102件 歯科：86件 栄養：163件</li> <li>・保健センターミニ相談会 ：18回実施 (来所者数：135組)</li> <li>体重測定：93人</li> <li>相談件数(計) 保健：35件 母性：18件 歯科：59件 栄養：65件</li> </ul>	相談を必要としている市民が各相談を利用できたことで，育児不安の軽減につながっている。	乳幼児母性健康相談 ：9回実施 保健センターミニ相談会 ：20回実施	身近な場所で市民が専門職に相談することができ，育児不安を軽減することができる。

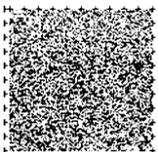


通番	事業名	事業内容	所管課	
48	乳幼児健康診査 (3～4箇月児健康診査・1歳6箇月児健康診査・3歳児健康診査)	乳幼児に対する健康診査など保護者の育児支援を実施し、乳幼児及び保護者の健康保持増進・育児支援・虐待予防・発育発達上の早期発見・早期支援を図る。	健康推進課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	乳幼児健診受診率 3～4箇月児健診：98.1% 1歳6箇月児健診(医科)：99.4% (歯科)：99.3% 3歳児健診(医科)：94.6% (歯科)：94.4%	多職種が各々の専門的視点で健診を実施したことで、乳幼児の健全育成・保護者の育児支援につながった。	健診受診率100%	病気・障害・要支援家庭の早期発見と育児中の保護者の育児不安軽減など虐待予防の視点をもって育児支援につなげる。

通番	事業名	事業内容	所管課	
49	各種栄養関連事業 (離乳食講習会・両親学級・食育講座)	各種栄養関連事業を食育事業に位置づけ、食育の推進を図る。	健康推進課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	離乳食講習会：年24回1,187人 両親学級わくわくクラス：年4回212人 食育講座：年3回78人 栄養講座：年5回77人	離乳食講習会・両親学級については、育児不安の軽減と健全な発育の推進に、栄養講座・食育講座については、健康の保持・増進につながっている。	離乳食講習会：年24回 両親学級わくわくクラス：年4回以上 食育講座：年3回以上 栄養講座：年3回以上	妊婦・乳幼児・保護者の健康の保持・増進を図る。参加者が今後の食生活や子育てなどについて自信を持つきっかけや方法を学ぶ。



通番	事業名	事業内容		所管課
50	休日診療・休日準夜診療事業	日曜・祝日・年末年始の昼間及び準夜に外来急病患者に対する診療を行う事業。医師会・歯科医師会に委託し、市内医療機関の輪番方式で実施する。		健康推進課
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	年間医科 ：休日 3,873 人 準夜 312 人 歯科 ：休日 265 人 準夜 56 人 薬科 ：休日 3,426 人	昨年度に引き続き、医科，歯科，薬科の連携のとれた事業を実施できた。	事業評価は数値化しづらい。	必要としている市民が受診できている。



## 基本目標Ⅳ 子ども・若者の健やかな成長と自立を支援します。

### 施策（１）子どもの権利を理解し、守る・・・・・・・・

#### 【 現状・課題 】

子どもたちは、一人ひとりがかけがえのない存在です。

本計画の基本理念「一人ひとりを大切に みんながみんなの中で心豊かに 育ち合い、支え合う」のとおり、障害のある子どもも、外国にルーツを持つ子どもも、LGBT等である子どもも含め、全ての子どもがみんなの中で育っていくことのできる環境を社会全体でつくっていく必要があります。

「国分寺市障害者計画（第3次）・同計画実施計画・第5期国分寺市障害福祉計画・第1期国分寺市障害児福祉計画」策定の際に行ったアンケート結果をみると、暮らしやすくなるために充実して欲しいこととして、「障害への理解を深めるための啓発」と回答した人が最も多く、周囲の理解が非常に重要となっています。

外国にルーツを持つ子どもについては、国籍にかかわらず、互いの違いを認め合い、異なる文化を受け入れることのできる環境をつくっていくことが必要です。

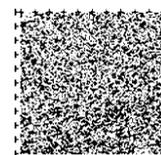
LGBT等については、多様な性についての理解を促すとともに、子どもに対するきめ細やかな支援を関係機関と連携して行うことが必要です。

また、いじめ及び虐待は、子どもの尊厳及び人権を脅かし、侵害するものです。いじめ及び虐待をなくすためには、子どもたちが生まれながらにして一人の人間として尊重され、成長及び発達が保障される環境を社会全体でつくっていく必要があります。

本市においては、いじめについて、より丁寧に実態を把握するため、平成29年度から認知方法の転換を図りました。このことにより、大幅に件数が増加しています。

虐待についても、相談窓口における相談件数をみると、平成26年度に100件を下回ったものの、その後、増加傾向にあります。

以上のことから、今後も引き続き子どもの権利を守る取組や普及・啓発に係る取組を進めていく必要があります。



【 方向性 】

子どもの権利の趣旨について、様々な機会を活用し、幅広く市民への啓発を行うとともに、子どもの視点に立った施策の実現に努めます。

障害のある子ども、外国にルーツを持つ子ども、LGBT 等である子ども等も含め、全ての子どもの個々の権利や個性が、あらゆる場面で守られるよう、障害、異文化、多様な性等に対して理解を深める事業や啓発事業を実施していきます。

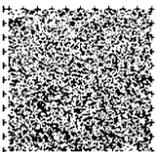
また、いじめについては、早期発見・早期対応はもちろんのこと、防止のための啓発事業や児童・生徒の豊かな心の育成を図る取組を充実させていきます。

児童虐待の防止・予防対策の充実としては、育児負担の軽減を図るとともに、要保護児童対策地域協議会を核とする虐待防止のための具体的な連携を強化し、地域ぐるみで、虐待の防止や早期発見・子育て困難家庭への支援や見守り等の連携のとれた活動を拡充します。また、体罰や暴力が子どもに及ぼす影響と体罰によらない子育てに関する理解が地域で広まるよう普及啓発に努めます。

【 重点事業 】

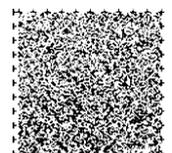
通番	事業名	事業内容		所管課
51	学校全体での人権教育の取組の充実	人権について重点的に考える人権週間に合わせて、全市立小・中学校で、人権集会や人権標語づくり、人権メッセージや人権作文の発表会等の取組を充実するとともに、人権教育推進委員会作成のリーフレットを活用して、人権教育の指導の充実を図る事業		学校指導課
		平成 30 年度現在		
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	全校が教育課程作成時に、人権教育の全体計画を作成し、計画に基づき実施した。	人権教育推進委員会において指導案を含む指導資料等を作成し、全教員に配布した。	全校が人権教育の全体計画と年間指導計画を作成し、計画に基づき実施できている。	人権教育推進委員会において指導資料等を作成し、全校に周知している。

通番	事業名	事業内容		所管課
52	障害への理解促進・普及啓発事業	障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害及び障害のある人に対する理解の促進を図り、普及啓発に努める。		障害福祉課
		平成 30 年度現在		
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	年 12 回	障害への理解促進事業としての映画上映会と障害者週間行事を開催した。	市主催の障害への理解促進に関する啓発活動を年 12 回実施している。	障害への理解促進、差別解消に関する講演会等や障害者週間行事を開催している。



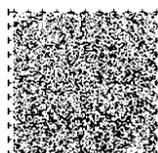
通番	事業名	事業内容	所管課	
53	たがいの性や性の多様性を理解し、尊重するための学習機会の提供	男女平等推進センターにおける講座等を通じて、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)」及び性の多様性への理解促進を図る。	人権平和課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質的実績	量的目標	質的目標
	講座1回 （「思春期ノート」を使った児童館職員デパートDV研修）	児童館職員に対し、思春期の心とからだ、LGBT等についての情報提供を行うとともにワークショップを実施し、学習機会を提供した。	毎年又は隔年で1回の講座実施	性の尊重や生殖に関する自己決定権について、定期的に情報を提供することや啓発する講座を開催している。

通番	事業名	事業内容	所管課	
54	児童虐待防止に関する啓発活動	「国分寺市子どもいじめ虐待防止条例」に基づき、以下の事業を実施 ①市報・ホームページ掲載 ②講演会の実施 ③全小・中学校への訪問啓発 ④街頭での防止キャンペーンの実施	子育て相談室	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質的実績	量的目標	質的目標
	15校全て訪問し、こそでんカードを7,665枚配布した。 また、こそでんカードの配布に合わせ、小・中学校各1年生を対象に子どもに対する虐待・いじめ・差別の防止リーフレットを1,623枚配布した。 市民講演会参加者数：68人	市内全小・中学校、市民講演会に来られた市民に対し、いじめ虐待予防についての周知を広く実施することができた。	①～④ 各1回/年実施	体罰や暴力が子どもに及ぼす影響と体罰によらない子育てに関する理解が広まっている。



通番	事業名	事業内容	所管課	
55	児童虐待に対する早期発見・深刻化防止	児童虐待の未然防止・早期発見のため、保育施設・学校巡回、研修の実施により、養育環境に不安のある児童の共有、通告の必要性に対して、関係機関の理解を得る。また、関係機関の密な連携を図り、虐待の深刻化を防止する。	子育て相談室	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	事業評価は数値化しづらい。	庁内・庁外の連携により、児童虐待の未然防止・早期発見に対する理解を深めることができた。	事業評価は数値化しづらい。	庁内・庁外連携が図れており、児童虐待の未然防止・早期発見を行うことができ、虐待の深刻化を防止できている。

通番	事業名	事業内容	所管課	
56	いじめ防止に向けた取組の充実	児童・生徒が自分を大切にするとともに、他者を認め、いじめを許さない勇気を持ち、互いに思いやりをもちながら生活することができるよう、「国分寺市子どもいじめ虐待防止条例」に基づき、学校・家庭・地域が一体となっていじめ防止教育の充実に取り組む事業	学校指導課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	学校が認知したいじめについて、全件、対応を図った。	学校が認知したいじめの内、年度末に対応しているものはなく、その都度対応が図られていた。	学校は認知した全てのいじめについて、対応をしている。	学校は認知したいじめについて、早期に対応をしている。



## 施策（2）確かな学力と豊かな心を育む・・・・・・・・

### 【現状・課題】

現在、いじめの問題をはじめとした児童・生徒の規範意識や自らの価値・存在意義を前向きにとらえる自己肯定感の向上が重要な課題となっています。また、学習の基盤となる資質・能力の育成も重視されています。

本市では、児童・生徒の確かな学力と豊かな心を育むために、小学校・中学校における学校教育に加え、体験学習や環境学習等に取り組んでおり、目的に沿った事業推進が図られています。

また、学校教育においては、学習指導要領に基づき、児童・生徒が学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に努めています。

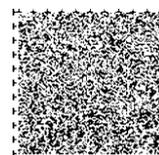
「確かな学力」を育む取組については、小学校・中学校において、一人ひとりの理解度や習熟度に合わせた習熟度別指導やサポート教室における個別指導等を実施しており、また、生活福祉課において、生活困窮世帯の子どもへのボランティア個別指導等を行っています。

また、本市では、特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援の実施を目指して、平成29年2月に「第3次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」を策定し、特別支援体制の整備を進めてきました。

「豊かな心」を育む取組については、小学校・中学校における道徳教育はもちろんのこと、職場体験活動やボランティア活動等を行っており、小学校・中学校以外においても、様々な体験学習や野外事業を実施しています。

自己肯定感に係るアンケート調査結果をみると、自分に対する思いや気持ちについて、「自分のことが好きだ」、「私は困っている人の役にたてる」、「私は自分を頑張る人だと思う」、「私には良いところがたくさんある」、「私は家族から大切に思われている」において、小学生を中心に生活困窮・困難層又は「生活が困難」な傾向となるおそれのある者で、「あまり思わない」と「思わない」を合わせた割合が高くなっています。

子ども・若者が様々な体験の機会を通じて、関心や興味を見つけ出すことによって自己肯定感を高めて、他者と互いに尊重し合えるようにしていくことが必要です。そのためにも、学校と地域の双方で、連携・協働するための組織的・継続的な仕組みを構築し、芸術・文化・科学・スポーツを通じて、子ども・若者に魅力のある体験の機会を創り、「豊かな心」を育むことが重要です。



## 【 方向性 】

確かな学力を育むために、今後も小学校・中学校において、児童・生徒が基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、主体的に学習を進めていくことができるよう、一人ひとりに応じた教育を進めていきます。

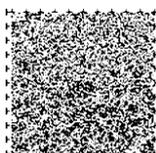
また、将来の自立した生活を確保するため、家庭の経済状況等に左右されることなく、全ての子どもの学びの機会が保障されるよう努めていきます。

特別支援教育においては、支援を必要とする児童・生徒一人ひとりが、その特性に合った教育的支援を受けられるように、その充実を図ります。

豊かな心を育むために、子どもたちが、自然に触れる機会、野外での遊びなどを体験する機会、芸術や伝統芸能に触れる機会、社会体験や職業体験、ボランティア体験などの環境学習や体験学習を実施します。

## 【 重点事業 】

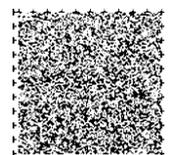
通番	事業名	事業内容		所管課
57	習熟度別指導の「基礎コース」の工夫改善	市立小・中学校で算数・数学を中心に実施している習熟度別指導において、基礎的・基本的学習内容について学ぶ「基礎コース」の児童・生徒には、既習学年にさかのぼり、未定着な部分を補充する学習を行う事業		学校指導課
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	全校が習熟度別指導の「基礎コース」を設定し、実態に応じた学習内容を計画している。	全国学力・学習状況調査の算数・数学の平均正答率が小・中学校ともに東京都平均を上回っていた。	全校が習熟度別指導の「基礎コース」を設定し、実態に応じた学習内容を計画している。	全国学力・学習状況調査の算数・数学の平均正答率が東京都平均を大幅に上回っている。



通番	事業名	事業内容	所管課	
58	学校生活支援シートの活用の推進	障害のある児童・生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、長期的な視点で一貫して的確な教育的支援を行うために、学校生活支援シートを作成し、児童・生徒の進級に合わせて引き継ぐ事業	学校指導課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	学校生活支援シートが必要な児童・生徒の内、99.1%が作成済となった。	学校生活支援シートや個別指導計画を活用して、個別の課題に応じた支援が全校で実施された。	学校生活支援シートが必要な児童・生徒の内、作成されている割合が100%になっている。	学校生活支援シートを活用して、個別の課題に応じた支援が全校で実施されている。

通番	事業名	事業内容	所管課	
59	子ども読書活動推進計画事業	読書を通じた子どもの情緒や感情の育成、子どもの成長に合わせた語彙力・読書力の向上、読書による自己能力と自己解決力の向上を目指して子どもの読書環境の整備を図る。 読書活動や図書館利用に配慮が必要な子どもへの支援として、特別支援学級への学級文庫の定期設置やそのPR、図書館内の読書環境の整備を行う。	図書館課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	—	—	第二中学校，第二小学校への実施	学校と連携を図り，読書活動や図書館利用に配慮が必要な子どもの読書環境の整備や支援が拡充されている。

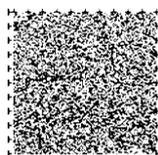
通番	事業名	事業内容	所管課	
60	生活困窮者自立支援事業（学習支援事業）	家庭の経済的な事情で学習塾に通えない、家庭教師がつけられない小学校3年生から中学校3年生を対象に、ボランティア講師による個別指導、交流行事や地域イベントへの参加を通じた学習支援・居場所づくりを行う。	生活福祉課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	新規相談者数 41人 利用者数 33人	学習習慣が定着し、居場所をつくることのできた。	新規相談者数 55人 利用者数 44人	学習習慣が定着し、居場所ができている。



通番	事業名	事業内容	所管課	
61	受験生チャレンジ支援貸付事業	一定所得以下の世帯の子どもへの学習などの支援を目的とし、学習塾などの費用や、高校や大学などの受験費用について貸付けを行う事業。貸付対象である学校へ入学した場合、免除申請を行うことにより返済が免除（償還免除）される。	生活福祉課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	相談件数：732件 貸付決定件数：70件	進学を希望する子どもが進学することができた。	相談件数：841件 貸付決定件数：84件	進学を希望する子どもが進学できている。

通番	事業名	事業内容	所管課	
62	道徳教育に関する実践的研究や研修の充実	市立小・中学校における道徳教育の一層の推進を図るために、指導方法や指導内容の充実・改善に関する実践的研究や研修を実施する。	学校指導課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	全校が道徳教育の全体計画と年間指導計画を作成し、計画に基づき実施した。	道徳教育推進委員会において、指導案を含む指導資料を作成し、全教員に配布した。	全校が道徳教育の全体計画と年間指導計画を作成し、計画に基づき実施できている。	道徳教育推進委員会において指導資料等を作成し、全校に周知している。

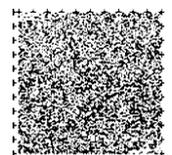
通番	事業名	事業内容	所管課	
63	ジュニアサマー野外活動交流会	平成元年に国分寺市と旧真野町が姉妹都市の盟約を結んだことをきっかけとして、国分寺市の小・中学生が佐渡の自然や文化に触れる機会を創出することで、佐渡市との友好関係を次世代に引き継いでいくとともに、佐渡市の子どもたちと一緒にスポーツなどの活動を通して交流を深めることを目的とする。	スポーツ振興課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	国分寺市参加者数：30人	佐渡市の子どもたちとの交流を図ることができた。	国分寺市参加者数：30人	佐渡市の子どもたちとの交流が図られている。



通番	事業名	事業内容	所管課	
64	小・中学生被爆地派遣（ピースメッセンジャー）	次世代を担う子どもたちを被爆地へ派遣し、平和記念式典への参加や被爆体験者の講話の聴講、原爆関連施設等を見学することを通じて、核兵器と戦争の悲惨さ及び平和の大切さについての認識を深め、平和をつくる意識を醸成する。	人権平和課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	・1回実施 ・小学生6人，中学生6人派遣	児童・生徒が広島で様々な体験をしたことで、核兵器と戦争の悲惨さ及び平和の大切さについて認識を深めることができた。	年1回実施	児童・生徒が被爆地で様々な体験をすることにより、核兵器と戦争の悲惨さ及び平和の大切さについて認識を深めている。

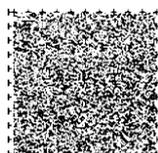
通番	事業名	事業内容	所管課	
65	史跡駅伝事業	歴史や自然等、国分寺で魅力あふれる史跡武蔵国分寺跡周辺で、市内小・中学生による駅伝を実施する。	スポーツ振興課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	小学生37組 中学生27組	史跡駅伝事業により、小・中学生の体力・競技力の向上が図られた。	小学生40組 中学生40組	歴史や自然を生かしたスポーツイベントを開催するとともに、小・中学生の体力・競技力の向上が図られている。

通番	事業名	事業内容	所管課	
66	国分寺市プレイステーション事業	青少年が生き生きと安全に遊べる冒険遊び場として、国分寺市プレイステーションを運営する。	社会教育課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	年間来場者数：10,726人	青少年が自然や野外での遊びを体験できる場を提供することができた。	年間来場者数：15,000人	青少年が自然や野外での遊びを体験できる場を提供できている。



通番	事業名	事業内容	所管課	
67	子ども対象事業	子どもたちの豊かな心を育むために、芸術、文化、科学、スポーツなどあらゆる分野の学びの機会を提供する。	公民館課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	公民館全5館で子ども対象事業を15事業実施。	公民館全5館で実施した子ども対象事業の参加者アンケートの平均満足度は84.4%であった。	公民館全5館で子ども対象事業を実施。全館で25事業以上の子ども対象事業を実施。	公民館全5館で実施する子ども対象事業を通して、芸術、文化、科学、スポーツなどの教育機会が提供され、事業の平均満足度が80%以上となっている。

通番	事業名	事業内容	所管課	
68	児童館での学生等の職場体験・実習受入事業	地域に開かれた児童館として、中・高校生世代、大学生等を対象とした職場体験及び実習の受入れを行う。	子ども子育て事業課	
	平成30年度現在		令和6年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	職場体験及び施設実習の受入人数：合計29人	中・高校生及び大学生を受け入れることができ、職場体験や実習の場を提供することができた。	職場体験及び施設実習の受入人数：合計60人	児童館の仕事を幅広く体験できるような体験・実習の活動内容となっており、参加者にとって貴重な学びの機会となっている。



### 施策（3）困難を有する若者を支援する・・・・・・・・

#### 【現状・課題】

産業・就業構造が大きく変化し、雇用形態が多様化・流動化している現在では、若年無業者（ニート）やひきこもりの状態などにある若者の増加が指摘されています。

本市においては、これまで東京都のひきこもりサポートネット事業の受付を行っており、潜在的に支援が必要な若者の存在が推察されますが、その相談件数は年間数件に留まっていました。本市は、この状況に対し、関係機関と連携して取り組むため、子ども・若者育成支援推進法第19条第1項に規定する子ども・若者支援地域協議会として「国分寺市若者支援地域ネットワーク会議」（以下「ネットワーク会議」といいます。）を設置しました。

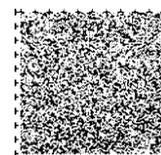
また、ひきこもりの状態などにある当事者の家族は、自らの状況や気持ちを外部に伝えることが難しいことから、家族セミナーや相談会を実施するなどの支援を行いました。しかし、これらの方たちにとっては、相談すること自体がためらわれることが多く、その機会を失ったまま時間が経過してしまい、当事者の高齢化が懸念されるなどの問題点があります。

18歳～39歳のアンケート調査結果をみると、将来に対し大きく不安を感じており、その内容も「収入・生活費」の割合が大半を占めています。

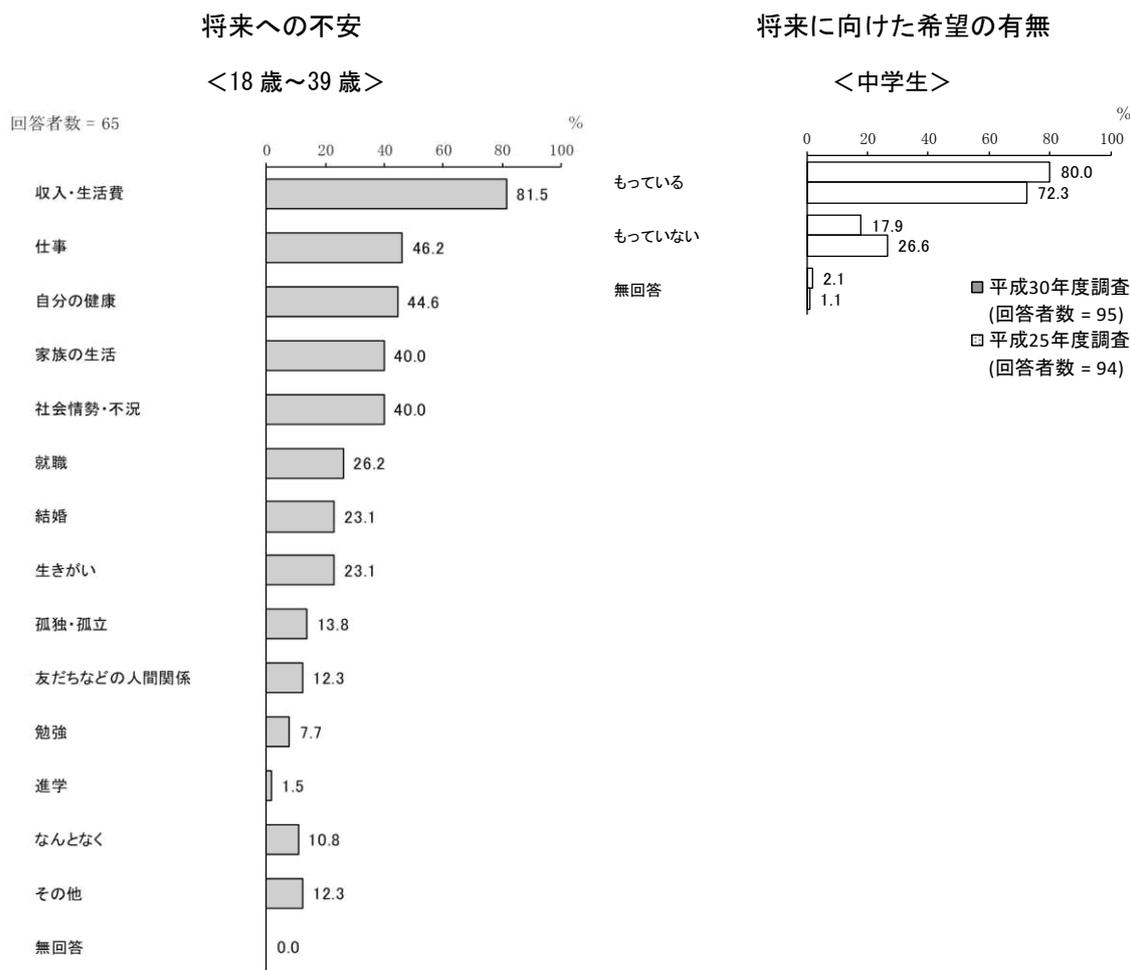
若年無業者（ニート）や、ひきこもりの状態の長期化は、将来、自身の職業的自立を困難にするだけでなく、社会生活の再開が著しく困難になりかねないことから、若者が意欲をもって能力を発揮し、それぞれの特性にあった自立の方向を見出すことができるよう支援していく必要があります。

中学生本人のアンケート調査結果では、将来に向けた希望の有無について、概ね「もっている」という回答となっているものの、「もっていない」という回答の割合も2割弱となっています。

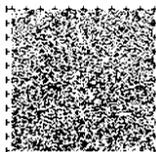
若者の就労や社会貢献に対する意識や能力を育み、自己の職業適性や将来の設計について主体的に考えられるようにするなど、次代を担う若者を望ましい環境へ誘う必要があります。



困難を有する若者の抱える不安や悩みについては、専門家による支援とともに、地域とつながる仕組みが必要になります。困難を有する若者が気軽に相談できる環境を整えることは、予防的な支援として必要です。同時に、その保護者への支援も必要です。しかしながら、困難を有する若者の支援については、必要とする人がその情報を十分に把握していない傾向が見受けられ、その周知については、課題があるものと言えます。



また、社会生活が多様化する中で、子どもたちの育つ環境も大きく変化しており、児童・生徒が抱える友人関係などの悩みは複雑化しています。このような中で、発達や発育の悩みなどを抱えた保護者も増えていきます。



このため、総合的な支援や専門的な相談、適切な関係諸機関への接続など、多様なニーズに応じた教育相談機能が求められていることから、小学校・中学校では、スクールカウンセラーを配置するとともに、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを定期的に派遣し、関係機関と家庭を結び付けるなど、解決の一助にしています。今後も悩みを持った児童・生徒・保護者等が気軽に相談できるようにしていくことが必要です。

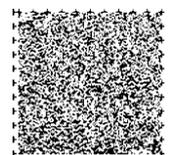
さらに、様々な理由により不登校の児童・生徒は増加傾向にあり、特に、中学校では、その傾向が顕著になっています。不登校児童・生徒個々に応じた支援や学習・体験活動等を通して、一人ひとりと向き合っていくことが必要です。

## 【 方向性 】

若年無業者（ニート）やひきこもりなどで悩む若者や家族に対し、それぞれの状況に応じた専門相談を実施し、自立に向けた支援を行います。支援には、高い専門性と各機関との連携が必要であることから、ネットワーク会議において各専門分野の機関による連携を強化し、必要なネットワークを構築することで、支援体制の充実を図ります。

また、自立に困難を有する若者やその家族が、各専門分野の機関を利用することの重要性を理解し、相談支援機関や身近に地域のサービスがあることを知ってもらうことで、必要なときに必要なサービスが利用できるように、広報・周知する際には、内容の分かりやすさや活用する媒体、頻度などにも工夫を図ります。

一方で、自立に困難を有する若者やその家族には、各専門分野の機関による連携した支援だけでなく、地域の身近な住民による支援も必要です。援助を求める若者やその家族にとって、『自分たちを心配してくれる人がいる、自分たちと向き合おうとしてくれる人がいる』と感じることは、大きな支えとなります。自立が困難な状態に至る要因には多様なものがあり、誰もが同じ状況になりえます。決して特別な人が陥ることではないという理解を地域に浸透させ、偏見を無くしていくために、若者を取り巻く現状を伝える講演会の実施等によりその普及啓発に努めます。加えて、地域住民が長期的な視点に立って援助を求める若者やその家族を見守り、ときには相談窓口や相談機関に「つなげる役割」を担う存在になり得るよう取組を進めていきます。



学校教育においては、全ての児童・生徒に対して、授業等を通して必要な資質・能力を育み、一人ひとりのキャリア発達を支援します。

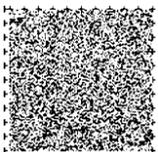
また、児童・生徒等が毎日元気に充実した生活を送るために、各学校において、児童・生徒・保護者等が相談しやすい体制や環境を整えます。さらに、教育相談室においても悩みを持った児童・生徒・保護者等がいつでも気軽に相談できる体制や環境を整えます。

不登校児童・生徒に対しては、相談活動を充実させ、一人ひとりに適切な支援を行っていくとともに、児童・生徒が不登校にならないよう居場所のある学級づくりに努めていくなど、対応を強化していきます。

【重点事業】

通番	事業名	事業内容	所管課	
69	若者支援事業	社会生活を円滑に営む上で困難を抱える若者について自立に向けた支援を行うため、庁内関係課と各種専門的な支援を行う機関や地域で活動する団体で構成する国分寺市若者支援地域ネットワークで連携し、包括的支援を継続的に行う。当事者とともにその家族への支援を行うため、相談会等を実施する。地域の各種機関によるネットワークの強化を図り、関係機関の連携を更に推進するとともに、地域で支えるしくみを構築する。	子ども若者計画課	
	平成 30 年度現在		令和 6 年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	相談窓口利用件数：28 件 個別相談会（家族セミナーも同時実施）：1 回 講演会及び勉強会：1 回	家庭の中から表面化しづらい当事者を、地域のつながりで支えるしくみをつくるため地域住民と支援者の勉強会を実施した。	相談窓口利用件数：30 件  個別相談会及び研修会実施回数：3 回	地域に暮らす全ての人々が、当事者を正しく理解し支えることができるよう、講演会など理解を深める取組が実施されている。

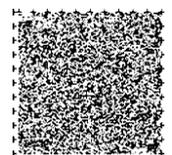
通番	事業名	事業内容	所管課	
70	不登校児童・生徒への支援の充実	不登校問題に対応するために、適応指導教室（トライルーム）において、体験活動等を通して、児童・生徒一人ひとりと向き合い、学校復帰と社会的自立を目指す指導を実施する事業	学校指導課	
	平成 30 年度現在		令和 6 年度目標	
	量的実績	質の実績	量的目標	質的目標
	小学校 8 人、中学校 25 人が通室をした。	不登校状態にある児童・生徒の状況の好転化を図った。	不登校の状況にある児童・生徒の通室数をできる限り増やす。	不登校児童・生徒が支援により学校復帰することができている。





## 第5章

# 教育・保育の量の見込みと 確保方策，実施時期



## 1 本計画上のつながり

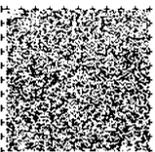
第1章に記載のとおり、本計画は、「子ども・子育て支援事業計画」をはじめとして、様々な計画を包含し、複数の位置づけを持つものとなっています。

第5章では、主に子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」として、同法に定められた事業等について、各年度の量の見込み及びその確保の方策等について記載（一部第4章にも記載しています。）します。

## 2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「国分寺市子育て・子育ていきいき計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育施設の整備に当たり、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため、市全域を1つの区域と決めました。本計画においても、この考えを踏襲し、市全域を1つの区域とします。



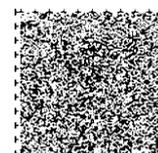
### 3 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口は、平成26年から平成31年の各年4月1日時点の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により下表のとおり、推計しました。

人口推計によると、0歳から11歳までの子どもの将来推計は、令和6年度まで増加していきますが、0歳から5歳までの子どもの将来推計は、令和3年度がピークとなっています。

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	1,010	1,010	1,008	1,008	1,008
1歳	1,021	1,059	1,059	1,057	1,057
2歳	1,029	1,024	1,062	1,062	1,060
3歳	1,108	1,035	1,030	1,068	1,068
4歳	1,114	1,124	1,050	1,044	1,083
5歳	1,016	1,123	1,133	1,058	1,053
6歳	1,064	1,044	1,154	1,164	1,087
7歳	1,020	1,077	1,057	1,168	1,178
8歳	1,002	1,032	1,090	1,069	1,182
9歳	1,001	1,012	1,042	1,101	1,080
10歳	1,033	1,024	1,035	1,066	1,126
11歳	1,035	1,050	1,041	1,052	1,084
0歳から5歳計	6,298	6,375	6,342	6,297	6,329
0歳から11歳計	12,453	12,614	12,761	12,917	13,066

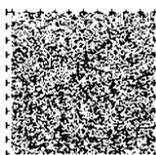


## 4 幼稚園，保育所，認定こども園，地域型保育事業等

各認定区分に応じた量については，以下のとおり見込み，確保方を定めました。

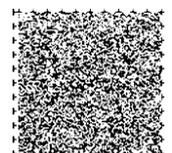
### 【 令和2年度 】

		令和2年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		
				2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		3,238		1,029	1,021	1,010
量の見込み（A）		1,476	1,762	592	578	311
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園，保育所，認定こども園	92	1,775	554	486	278
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	1,384	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育等	—	—	8	8	4
企業主導型保育施設の地域枠		—	0	8	8	3
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	54	38	28	15
確保方策合計（B）		1,476	1,829	608	530	300
過不足（C）＝（B）－（A）		0	67	16	▲48	▲11
3号認定保育利用率（%） （D）＝（B）／児童数（推計）		—	—	59.0	51.9	29.7
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（E）		0	156	48	48	24
確保後の過不足（C）＋（E）		0	223	64	0	13



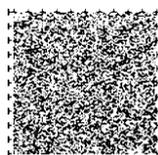
【 令和3年度 】

		令和3年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		
				2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		3,282		1,024	1,059	1,010
量の見込み（A）		1,421	1,861	589	608	311
<b>確保方策</b>						
特定教育・保育施設	幼稚園, 保育所, 認定こども園	83	1,931	602	534	302
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	1,338	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育等	—	—	8	8	4
企業主導型保育施設の地域枠		—	0	8	8	3
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	54	38	28	15
確保方策合計（B）		1,421	1,985	656	578	324
過不足（C）=（B）-（A）		0	124	67	▲30	13
3号認定保育利用率（%） （D）=（B）/児童数（推計）		—	—	64.0	54.5	32.0
<b>当該年度までに新たに確保する量</b>						
特定保育施設（E）		0	117	36	36	0
確保後の過不足（C）+（E）		0	241	103	6	13



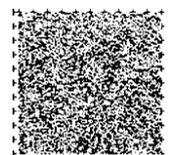
【 令和4年度 】

		令和4年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		
				2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		3,213		1,062	1,059	1,008
量の見込み（A）		1,347	1,866	620	608	311
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園, 保育所, 認定こども園	71	2,048	638	570	302
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	1,276	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育等	—	—	8	8	4
企業主導型保育施設の地域枠		—	0	8	8	3
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	54	38	28	15
確保方策合計（B）		1,347	2,102	692	614	324
過不足（C）=（B）-（A）		0	236	72	6	13
3号認定保育利用率（%） （D）=（B）/児童数（推計）		—	—	65.1	57.9	32.1
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（E）		0	0	0	0	0
確保後の過不足（C）+（E）		0	236	72	6	13



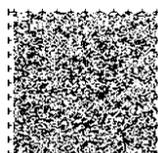
【 令和5年度 】

		令和5年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		
				2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		3,170		1,062	1,057	1,008
量の見込み（A）		1,296	1,874	620	607	311
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園, 保育所, 認定こども園	62	2,048	638	570	302
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	1,234	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育等	—	—	8	8	4
企業主導型保育施設の地域枠		—	0	8	8	3
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	54	38	28	15
確保方策合計（B）		1,296	2,102	692	614	324
過不足（C）=（B）-（A）		0	228	72	7	13
3号認定保育利用率（%） （D）=（B）/児童数（推計）		—	—	65.1	58.0	32.1
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（E）		0	0	0	0	0
確保後の過不足（C）+（E）		0	228	72	7	13



【 令和6年度 】

		令和6年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		
				2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		3,204		1,060	1,057	1,008
量の見込み（A）		1,300	1,904	619	607	311
<b>確保方策</b>						
特定教育・保育施設	幼稚園, 保育所, 認定こども園	63	2,048	638	570	302
未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	1,237	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育等	—	—	8	8	4
企業主導型保育施設の地域枠		—	0	8	8	3
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	54	38	28	15
確保方策合計（B）		1,300	2,102	692	614	324
過不足（C）=（B）-（A）		0	198	73	7	13
3号認定保育利用率（%） （D）=（B）/児童数（推計）		—	—	65.2	58.0	32.1
<b>当該年度までに新たに確保する量</b>						
特定保育施設（E）		0	0	0	0	0
確保後の過不足（C）+（E）		0	198	73	7	13

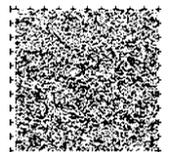


**【 今後の方向性 】**

1号認定に係る量の見込みに対しては、特定教育施設の幼稚園、未移行幼稚園及び認定こども園で確保します。

2号認定及び3号認定に係る量の見込みに対しては、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、企業主導型保育施設の地域枠及び認可外保育施設で確保することとします。

なお、保育施設の整備については、実際の待機児童の状況に即して整備を行うため、市の人口動態、社会情勢の変化及び国・東京都の動向を的確に把握していくことはもちろんのこと、幼児教育・保育の無償化の影響を十分注視し、必要に応じて適切な時期に事業計画を見直し、待機児童を解消していきます。



## 5 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業・・・・・・・・

#### 【概要】

利用者支援事業は、子ども及びその保護者等、又は妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者又は妊娠している方の身近な場所で、専門の職員が、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

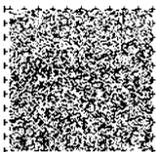
利用者支援事業には、基本型、特定型、母子保健型があり、以下の事業を実施しています。

型 式	該当する事業名	担 当 課
基本型	利用者支援事業（子育て応援パートナー）	子育て相談室
	子育て世代包括支援センター事業	健康推進課
特定型	保育コンシェルジュ事業	子ども子育てサービス課
母子保健型	出産・子育て応援（ゆりかご・こくぶんじ）事業	健康推進課

#### 【現状】

【か所数】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
基本型	1	2	2	2
特定型	-	-	1	1
母子保健型	-	-	1	1



【 量の見込みと確保方策 】

《基本型・特定型》

【か所数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	5	5	5	5	5
基本型	4	4	4	4	4
特定型	1	1	1	1	1
確保方策（B）	4	4	4	4	5
基本型	3	3	3	3	4
特定型	1	1	1	1	1
差引（B）－（A）	▲1	▲1	▲1	▲1	0

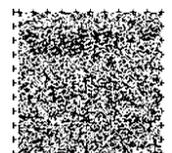
《母子保健型》

【か所数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策（B）	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

令和2年度から令和5年度までの不足分（1か所）は、利用者支援事業（子育て応援パートナー）分です。地域子育て支援拠点事業と利用者支援事業（基本型）を併せて実施する地区拠点親子ひろばは、現在、東部地区と西部地区それぞれに1か所整備しておりますが、市内中央部においても拠点が必要であることから、計画期間内に整備していきます。



## (2) 時間外保育事業 ・ ・ ・ ・ ・

### 【 概要 】

保育所在園児童を対象に、通常の利用日及び利用時間以外において、保育を実施する事業です。

### 【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用人数	1,181	1,209	1,444	1,492

※ 定期利用者に加え、スポット利用者を含めた人数です。

### 【 量の見込みと確保方策 】

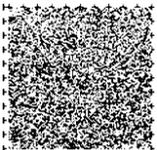
【人】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)	751	792	808	810	817
確保方策 (B)	3,093	3,369	3,558	3,558	3,558
差引 (B) - (A)	2,342	2,577	2,750	2,748	2,741

※ 国の手引きに合わせて、定期利用者数で量を見込んでいます。

### 【 今後の方向性 】

当事業は、在園児童を対象に実施されるものであり、定員以上のニーズが想定されないため、確保方策は、各年度における想定保育所定員数とします。



### (3) 放課後児童健全育成事業（学童保育所） ・ ・ ・ ・ ・

#### 【 概要 】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

#### 【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録児童数	946	1,023	1,077	1,186
定員数	785	825	910	950

※ 登録児童数及び定員数は、中学生を含んだ値です。

#### 【 量の見込みと確保方策 】

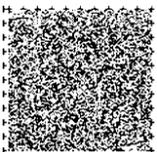
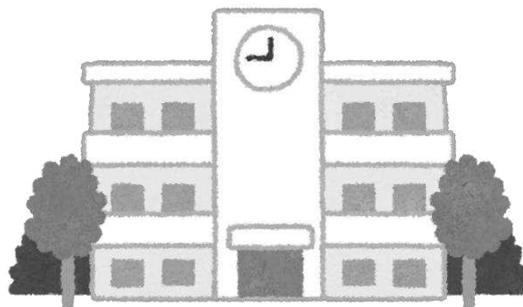
【人】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)	1,447	1,499	1,558	1,639	1,720
低学年	1,263	1,316	1,373	1,447	1,524
高学年	184	183	185	192	196
確保方策 (B)	1,097	1,297	1,377	1,457	1,537
低学年	1,079	1,275	1,355	1,435	1,515
高学年	18	22	22	22	22
過不足 (C) = (B) - (A)	▲350	▲202	▲181	▲182	▲183
低学年	▲184	▲41	▲18	▲12	▲9
高学年	▲166	▲161	▲163	▲170	▲174
当該年度までに新たに確保する量 (D)	200	80	80	80	40
低学年	196	80	80	80	40
高学年	4	0	0	0	0
確保後の過不足 (C) + (D)	▲150	▲122	▲101	▲102	▲143
低学年	12	39	62	68	31
高学年	▲162	▲161	▲163	▲170	▲174



### 【 今後の方向性 】

狭隘状況解消のため、まず低学年の不足する分について、各年度で新しく量を確保するとともに、狭隘状況解消が見込まれる際には、高学年の受入れについて検討します。



#### (4) 放課後子どもプラン（放課後子供教室）・・・・・・・・

##### 【 概要 】

学校や地域、学童保育所が連携しながら、学校の施設を利用して、大人の見守りの中で学習できる「学びの場」、自由に遊べる「遊びの場」、地域の方々と交流できる「交流の場」等、子どもたちが放課後の時間を過ごすことのできる居場所を提供する事業です。

現在、国分寺市内の小学校全 10 校において、事業をしています。

##### 【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用人数（人日）	54,665	75,846	78,885	82,139

##### 【 量の見込みと確保方策 】

【延べ利用人数（人日）】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（A）	81,950	84,700	88,000	90,750	93,500
確保方策（B）	81,950	84,700	88,000	90,750	93,500
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

##### 【 今後の方向性 】

当事業で放課後を過ごすことを希望する児童（量の見込み）は全て受け入れていくこととします。また、新・放課後子ども総合プランに沿って学童保育所と放課後子どもプランを一体的に、又は連携により実施していきます。



## (5) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）・・・・・・・・

### 【概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、子どもを預かり、必要な支援を行う事業です。

### 【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用人数（人日）	10	11	15	6

### 【量の見込みと確保方策】

【延べ利用人数（人日）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	41	41	41	41	41
確保方策（B）	362	362	362	362	362
差引（B）－（A）	321	321	321	321	321

### 【今後の方向性】

多くの方に利用いただけるよう、事業についての周知を図ります。



## (6) 乳児家庭全戸訪問事業 ・ ・ ・ ・ ・

### 【 概要 】

生後 120 日までの乳児のいる全ての家庭を訪問し，乳児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等，育児上重要な事項及び産婦の健康状況・生活環境・疾病予防等，産後に必要な事項について，情報提供を行うことや，必要なときに適切なサービスへ結びつけることにより，母子の健康の保持・増進を図り，安心して育児に臨むことができるよう支援する事業です。

### 【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ訪問人数	1,177	1,177	1,090	1,229

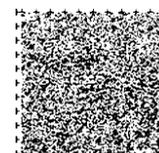
### 【 量の見込みと確保方策 】

【延べ訪問人数】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)	1,192	1,192	1,190	1,190	1,190
確保方策 (B)	1,192	1,192	1,190	1,190	1,190
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0
確保内容	実施体制 : 訪問指導員又は市保健師で実施 (訪問指導員と市保健師と一緒に実施する場合あり。) 実施機関 : 健康推進課 委託団体等 : 訪問指導員				

### 【 今後の方向性 】

生後 120 日までの乳児のいる全ての家庭に対して訪問します。



## (7) 養育支援訪問事業 ・ ・ ・ ・ ・

### 【 概要 】

養育支援訪問事業は、保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的として、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。

### 【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ訪問世帯数	91	81	83	104

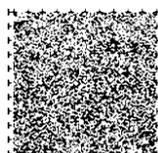
### 【 量の見込みと確保方策 】

【延べ訪問世帯数】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)	112	112	112	112	112
確保方策 (B)	112	112	112	112	112
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0
確保内容	実施体制 : 子ども家庭支援センター及び委託で実施 実施機関 : 子育て相談室 (子ども家庭支援センター) 委託団体等 : ヘルパー派遣事業所				

### 【 今後の方向性 】

養育支援訪問事業については必要なときに実施するものであるため、見込まれる量に対して訪問します。



## (8) 地域子育て支援拠点事業 ・ ・ ・ ・ ・

### 【 概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行ったりする事業です。

本市では、市民活動団体独自の運営等との連携を図りつつ、市と市民活動団体との協働事業・委託事業・指定管理者によるものなど、様々な運営形態の地域子育て支援拠点事業（親子ひろば）を実施しています。

### 【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開設日数	487	748	1,081	1,049
延べ利用人数	26,980	39,968	44,705	47,503
実施か所数	2 か所	4 か所	6 か所	6 か所

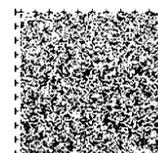
### 【 量の見込みと確保方策 】

【延べ利用人数】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)	56,414	57,021	57,685	57,648	57,611
確保方策 (B)	52,303	55,903	56,383	57,103	57,679
実施か所数	8 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
差引 (B) - (A)	▲4,111	▲1,118	▲1,302	▲545	68

### 【 今後の方向性 】

利用意向に応じた地域子育て支援拠点事業を充実させ、妊娠期の方、乳幼児とその保護者が孤立することなく子育てをすることができる環境を整備していきます。



## (9) 一時預かり事業 . . . . .

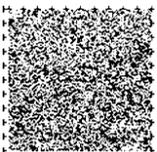
### 【 概要 】

日常生活上の突発的な事情や社会参加等により、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用人数	2,693	3,349	25,967	25,312
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	856	869	23,034	21,709
2号認定による 定期的な利用	-	171		
その他	1,837	2,309	2,933	3,603

※ 子ども・子育て支援法における一時預かり事業に加え、認可外保育所等で実施している自主事業も含めた値です。



## 【 量の見込みと確保方策 】

【延べ利用人数（人日）】

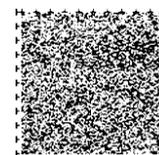
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）		28,219	28,571	28,348	28,119	28,289
幼稚園型	1号認定による利用	8,075	8,185	8,013	7,906	7,991
	2号認定による利用	5,397	5,471	5,356	5,285	5,342
幼稚園型以外		14,747	14,915	14,979	14,928	14,956
確保方策（B）		20,272	25,456	28,919	28,741	28,883
幼稚園型	1号認定による利用	8,075	8,185	8,013	7,906	7,991
	2号認定による利用	5,397	5,471	5,356	5,285	5,342
幼稚園型以外		6,800	11,800	15,550	15,550	15,550
差引（B）－（A）		▲7,947	▲3,115	571	622	594
幼稚園型	1号認定による利用	0	0	0	0	0
	2号認定による利用	0	0	0	0	0
幼稚園型以外		▲7,947	▲3,115	571	622	594

※ 子ども・子育て支援法における一時預かり事業のみの値です。

## 【 今後の方向性 】

幼稚園型の量の見込みについては、在園児を対象としていることから、各幼稚園で見込まれる量について確保します。

幼稚園型以外の量の見込みについては、一時預かり事業を実施している認可保育所及び新しく整備する認可保育所で確保します。



(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業） ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

病院又は保育園に付設された専用スペースにおいて、病児及び病後児を一時的に預かる事業です。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用人数（人日）	1,487	1,512	1,483	1,491

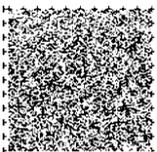
【 量の見込みと確保方策 】

【延べ利用人数（人日）】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（A）	1,772	2,005	1,999	1,991	2,002
確保方策（B）	4,720	5,280	5,280	5,280	5,280
差引（B）－（A）	2,948	3,275	3,281	3,289	3,278

【 今後の方向性 】

新規施設を含め、利用希望に対応できるよう、適切に事業を実施します。



## (11) ファミリー・サポート・センター事業 . . . . .

### 【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用人数（人日）	6,902	6,767	5,983	5,363

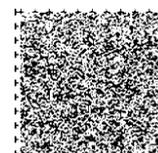
### 【 量の見込みと確保方策 】

【延べ利用人数（人日）】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（A）	5,878	5,878	5,878	5,878	5,878
確保方策（B）	5,878	5,878	5,878	5,878	5,878
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

### 【 今後の方向性 】

量の見込みに対して、より多くの希望者が利用することができるよう体制を整備していきます。



## (12) 妊婦健康診査事業 ・ ・ ・ ・ ・

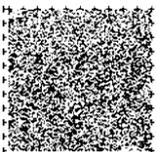
### 【 概要 】

指定医療機関等において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の予防を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて、公費負担の対象となる妊婦健康診査（14 回分）・超音波検査（1 回分）・子宮頸がん検診（1 回分）の受診票を交付します。

### 【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診対象者数	1,094	970	1,030	996
健診回数（延べ）	11,126	10,560	9,972	10,438
受診者数：1 回目	1,054	935	984	939
受診者数：2 回目	1,052	941	967	951
受診者数：3 回目	1,029	944	955	931
受診者数：4 回目	1,015	960	930	933
受診者数：5 回目	1,004	957	917	924
受診者数：6 回目	996	932	886	916
受診者数：7 回目	926	880	819	891
受診者数：8 回目	864	804	754	826
受診者数：9 回目	792	738	676	760
受診者数：10 回目	716	697	632	686
受診者数：11 回目	626	640	547	630
受診者数：12 回目	487	534	442	510
受診者数：13 回目	357	378	296	354
受診者数：14 回目	208	220	167	187
超音波検査	984	893	869	897
子宮頸がん検診	-	852	952	899



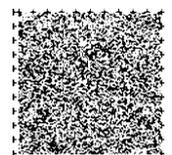
## 【 量の見込みと確保方策 】

【人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,021	1,021	1,019	1,019	1,019
確保方策（B）	1,021	1,021	1,019	1,019	1,019
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
確保内容	実施場所：東京都内契約医療機関（里帰り出産等東京都外医療機関で受診の場合、助産院での受診の場合は助成金交付制度あり。）				

## 【 今後の方向性 】

受診対象者全員が受診できるように、見込まれる量に対して体制を確保します。



### (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業・・・

#### 【 概要 】

保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本市では、市内に新規に設置された保育施設（法人等）を含め全ての保育施設等が円滑に運営することができるよう、基幹型保育所の保育士が巡回等により相談・助言等を行っています。

#### 【 今後の方向性 】

引き続き市内に新規に設置された保育施設（法人等）へ巡回支援等を行っていくほか、国の動向等を踏まえ、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用の観点から効果的と考えられる事業の実施を検討していきます。

### (14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業・・・・・・・・

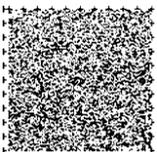
#### 【 概要 】

保護者の所得状況等を勘案して、保護者が幼稚園等へ支払う副食材料費等の実費徴収費用について補助する事業です。

本市では、令和元年10月1日から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者の負担軽減のため、副食材料費の実費徴収費用についての補助事業を行っています。

#### 【 今後の方向性 】

引き続き国等の動向を勘案しながら、実費徴収に係る補足給付事業を実施していきます。



## 6 教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項

### (1) 認定こども園の普及に係る考え方・・・・・・・・

保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の普及については、定期的を開催している合同園長会議等の場を活用しながら、教育・保育事業者等の意向も勘案し、認定こども園への移行等について必要な情報提供を行います。

### (2) 教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方について・・・・・・・・

教育・保育施設での生活と大きく異なる小学校生活になじむことが難しく、スムーズな接続ができていないという事象が指摘されています。

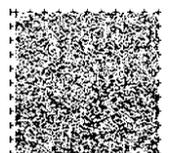
教育・保育施設における教育・保育と小学校における教育との円滑な接続を図るため、教育・保育施設と小学校が連携して、それぞれの段階における役割と責任を果たし、子どもの発達や学びの連続性を確保するため、体系的な教育・保育等を行います。

また、特に卒園を迎える年度の子どもへは、同じ就学予定先の子ども同士の交流や就学への期待を高めることができる事業を実施していきます。

### (3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保・・・・・・・・

保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行っていきます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、東京都や関係市区町村との間で適切に情報共有を行い、連携を図りながら実施していきます。



## 7 その他の取組

### (1) 教育・保育の質の維持・向上等に係る取組の推進・・・・・・・・

提供する保育の質の維持・向上のため、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者に対する適切な指導監督を実施していくとともに、基幹型保育所システム事業を通して保育士等に研修等を行うことや、専門的知識・技術に基づいた助言等を行う事業を実施していきます。

また、本市では、施設同士の交流と情報共有を促す取組として、保育交流や職種別連絡会を実施しています。これらの取組は、教育・保育施設及び地域型保育事業者の相互連携のために重要であることから、今後も実施していきます。

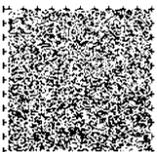
さらに、事業者が福祉サービス第三者評価を受審することを推進し、市はその結果を毎年把握し、評価結果を基にした各園の改善内容等について、法令や保育所保育指針等に基づいているかを確認し、必要な指導を行います。

### (2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保の推進・・

保護者の産休・育休明けの希望に応じて、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業期間中の保護者に情報提供や相談支援等を行うとともに、1歳から2歳を中心に待機児童が発生している本市の実情に応じ、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業の整備を行います。

### (3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する東京都との連携・・

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、東京都が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を展開します。特に、障害児等特別な支援を必要とする子どもが、希望する教育・保育を円滑に受けられることができるよう配慮するとともに、事業者や関係機関との必要な連携を図ります。



#### (4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境整備施策との連携・・・

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し、仕事と子育ての両立のための基盤整備について、東京都、地域企業、労働者団体、地域活動団体等と連携しながら、本市の実情に応じて施策に取り組んでいきます。

また、本市では、国分寺市男女平等推進条例に基づき、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第2次国分寺市男女平等推進行動計画」を策定しています。この計画に基づき、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた具体的な事業を実施します。

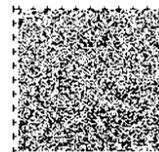
#### (5) 要保護児童対策地域協議会実施による関係機関連携の強化・・・

児童虐待相談件数が増加傾向にあることから、要保護児童対策地域協議会の代表者会議・実務者会議を実施し、関係機関と市における体制強化を検討していきます。また、個別ケース検討会議を適宜実施し、関係機関の密な共有・役割分担を行っていきます。

要保護児童対策地域協議会を通して、要保護児童等の適切な支援を行うことで、虐待の深刻化を防止していきます。

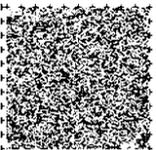
#### (6) 保育士等の確保・定着・・・・・・・・

待機児童解消のためには、施設整備とともに、保育士等の確保及び定着が重要です。本市では国や東京都の補助制度を活用し、保育士等の処遇改善のための補助金を交付するとともに、市内で保育施設を運営する法人が雇用する保育士等向けに宿舍を借上げた場合に要する経費の一部を補助する宿舍借上支援事業を行っています。加えて、保育施設の入所において、保護者が市内の保育施設に保育士として従事している又は従事予定である場合に加点対象とするなどの取組も行っております。こうした保育士等の確保及び定着を図るための取組内容を、市ホームページ等を通じて情報発信を行いながら、今後も国や東京都の制度や動向を勘案し、保育士等の確保及び定着につながるような様々な取組を実施していきます。





## 第6章 計画の推進

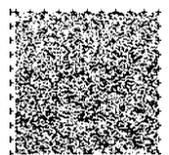
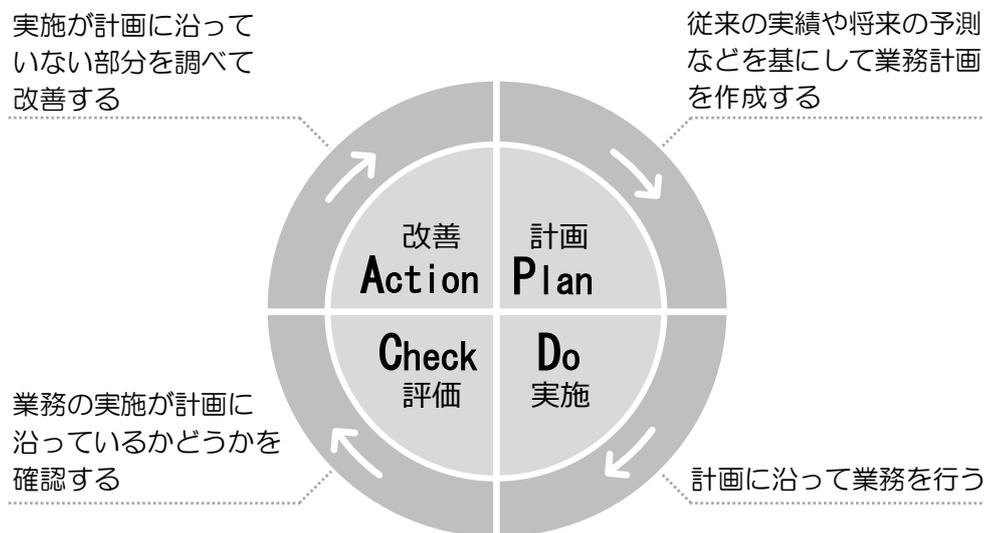


## 1 計画の進捗管理・評価方法

本計画に基づく取組の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえた上で取組の充実・見直しを検討する等、PDCA サイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に施策の進行状況について把握するとともに、市民や識見を有する者などの外部の方の意見もいただきながら、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対策を実施するものとします。

PDCAサイクルのイメージ



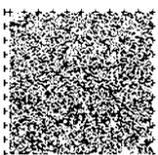
## 2 関係機関との連携強化

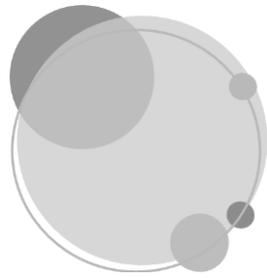
### (1) 庁内各部署の連携強化 ・ ・ ・ ・ ・

本計画は、様々な計画の位置づけを包含しているため、本計画で掲げる基本理念を具現化するための各施策は、健康，教育，まちづくり，防犯など広範囲にわたっています。そのため，子ども家庭部の担当課だけではなく，各部署間の連携を深め，計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

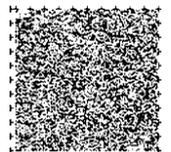
### (2) 関係機関や市民との連携 ・ ・ ・ ・ ・

計画を推進していくためには，児童相談所等の行政組織，民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する市民活動団体等との連携，そして，地域の方たちの協力や参加が必要です。そのため，市民に対して積極的に情報提供をしていくとともに，市と各種団体，地域住民との連携を図ります。





## 資料編



平成30年4月27日 要綱第14号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画，次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条（市町村行動計画）第1項に規定する市町村行動計画，子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条（都道府県子ども・若者計画等）第2項に規定する市町村子ども・若者計画，母子保健計画について（平成26年6月17日雇児発第0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に規定する母子保健計画及び国分寺市における子どもの貧困対策についての計画としての（仮称）国分寺市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を検討するため，（仮称）国分寺市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

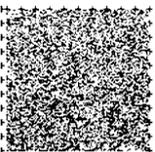
(任務)

第2条 委員会は，計画の策定に関し必要な事項について検討し，その結果を市長へ報告する。

(組織)

第3条 委員会は，次に掲げる18人以内の委員をもって組織する。

- (1) 公募により選出された市民 2人以内
- (2) 識見を有する者 2人以内
- (3) 市内の小学校又は中学校の保護者の代表者 1人以内
- (4) 市内の保育所の保護者の代表者 1人以内
- (5) 国分寺市民生委員・児童委員協議会の代表者 1人以内
- (6) 社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会の代表者 1人以内
- (7) 国分寺子育て支援事業者連絡協議会の代表者 1人以内
- (8) 市内の放課後等デイサービス事業者の代表者 1人以内
- (9) 市内の子ども・若者育成支援に関する活動を行う団体の代表者 1人以内



(10) 国分寺市私立幼稚園協会の代表者 1人以内

(11) 東京都多摩立川保健所の代表者 1人以内

(12) 東京都小平児童相談所の代表者 1人以内

(13) 市の職員 4人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告をもって終了する。

2 委員が欠けたときは、後任の委員を補充することができる。

(謝礼)

第5条 市長は、第3条第2号に掲げる委員に対して、謝礼を支払うものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

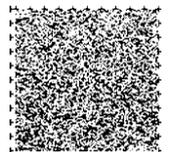
第9条 委員会の庶務は、子ども家庭部子ども若者計画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

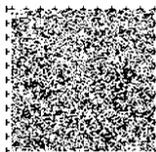
この要綱は、決裁の日から施行する。



※敬称略

	氏名	職	区分
1	池本 昌子	公募により選出された市民	第3条第1号
2	神山 杏理	公募により選出された市民	第3条第1号
3	◎ 深谷 昌志	学校法人 東京成徳学園 東京成徳大学 名誉教授	第3条第2号
4	○ 松原 拓郎	井の頭法律事務所 弁護士	第3条第2号
5	迫田 章子	国分寺市立小・中学校PTA連合会	第3条第3号
6	小俣 幸恵	国分寺市保育園保護者の会連合会	第3条第4号
7	岩澤 美代子	国分寺市民生委員・児童委員協議会	第3条第5号
8	牛田 純一	社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会 事務局次長	第3条第6号
9	山越 邦夫	国分寺子育て支援事業者連絡協議会	第3条第7号
10	本間 浩子	特定非営利活動法人 グリーンハート	第3条第8号
11	高橋 亜美	アフターケア相談所ゆずりは	第3条第9号
12	坂本 敬太	国分寺市私立幼稚園協会	第3条第10号
13	栗原 玲子	東京都多摩立川保健所保健対策課 課長代理 (～平成31年3月31日)	第3条第11号
	小林 冬子	東京都多摩立川保健所保健対策課 課長代理 (平成31年4月1日～)	第3条第11号
14	菅田 弘之	東京都小平児童相談所 所長 (～平成31年3月31日)	第3条第12号
	平見 歩	東京都小平児童相談所 所長 (平成31年4月1日～)	第3条第12号
15	前田 典人	子ども家庭部子育て相談室 室長 (～平成31年3月31日)	第3条第13号
	坂本 岳人	子ども家庭部子育て相談室 室長 (平成31年4月1日～)	第3条第13号
16	本多 美子	子ども家庭部子ども子育て事業課 課長	第3条第13号
17	大谷 明雄	健康部健康推進課 課長	第3条第13号
18	大島 伸二	教育部学校指導課 統括指導主事	第3条第13号

※ 委員長は「◎」、副委員長は「○」で表示



### 3 国分寺市子ども・子育て会議設置条例

平成25年12月24日 条例第55号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条（市町村等における合議制の機関）第1項の規定に基づき、国分寺市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(所掌事務)

第3条 会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第31条（特定教育・保育施設の確認）第2項に規定する事項
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第43条（特定地域型保育事業者の確認）第3項に規定する事項
- (3) 国分寺市の子ども・子育て支援事業計画に関し、法第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）第7項に規定する事項
- (4) 国分寺市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況に係る事項
- (5) 国分寺市における子ども・子育て支援に関する施策に関し、市長が必要と認める事項

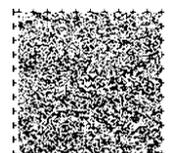
(組織)

第4条 会議は、次に掲げる委員12人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された市民 3人以内
- (2) 識見を有する者 2人以内
- (3) 子どもの保護者 3人以内
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 4人以内

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。



(会長及び副会長)

第6条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会議は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、子ども家庭部子ども若者計画課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

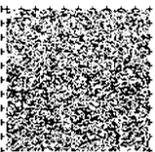
2 国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和40年条例第45号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成26年条例第43号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

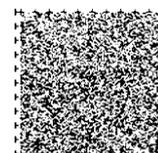


## 4 国分寺市子ども・子育て会議名簿

※敬称略

	氏名	職	区分
1	宮本 安澄	公募により選出された市民	第4条第1号
2	小柳 英梨子	公募により選出された市民	第4条第1号
3	船橋 旭	公募により選出された市民	第4条第1号
4	◎ 民秋 言	学校法人 白梅学園 白梅学園大学 名誉教授	第4条第2号
5	○ 川喜田 昌代	学校法人 十文字学園 十文字学園女子大学 准教授	第4条第2号
6	下平 ゆかり	子どもの保護者（～令和元年7月31日）	第4条第3号
	矢山 浩輔	子どもの保護者（令和元年9月11日～）	第4条第3号
7	西田 信太郎	子どもの保護者（平成30年11月2日～）	第4条第3号
8	加藤 暁子	子どもの保護者	第4条第3号
9	藤井 美樹子	社会福祉法人 浴光会 浴光保育園 園長	第4条第4号
10	久芳 敬裕	株式会社 こどもの森 代表取締役	第4条第4号
11	遊佐 昌憲	学校法人 みふじひかりの丘学園 みふじ幼稚園 園長	第4条第4号
12	太田 裕美	社会福祉法人 ココロ学舎 児童支援課 課長	第4条第4号

※ 会長は「◎」、副会長は「○」で表示



## 5 国分寺市青少年問題協議会条例

昭和39年7月10日 条例第27号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条(設置)の規定に基づき、本市に市長の附属機関として国分寺市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる委員12人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された市民 2人以内
- (2) 学識経験者 8人以内
- (3) 関係行政庁の職員 2人以内

2 委員の任期は、2年とし、再選を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第4条 協議会は、必要の都度、会長が招集する。

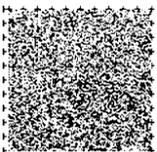
(会議の定足数及び表決数)

第5条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 協議会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例(平成11年条例第26号)第5条(会議の公開)ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。



(庶務)

第7条 協議会の庶務は、子ども家庭部子ども若者計画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和59年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第67号)

この条例は、平成12年1月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成26年条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は平成27年7月16日(以下「施行日」という。)から施行する。

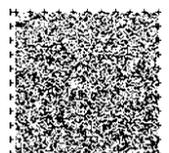
(準備行為)

- 2 この条例第2条による改正後の国分寺市青少年問題協議会条例第2条に規定する委員の委嘱に関する準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則 (平成26年条例第43号)抄

(施行期日)

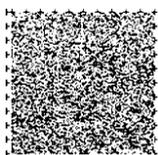
- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。



## 6 国分寺市青少年問題協議会名簿

	氏名	職	区分
1	鈴木 政子	公募により選出された市民	第2条第1号
2	宮脇 総	公募により選出された市民	第2条第1号
3	田中 良人	北多摩東地区保護司会 国分寺分区 分区長	第2条第2号
4	今野 美祈	国分寺市立小・中学校PTA連合会	第2条第2号
5	鴨井 敦子	国分寺市青少年育成北地区委員会	第2条第2号
6	○ 峯岸 桂一	行政相談委員	第2条第2号
7	◎ 村原 町子	人権擁護委員	第2条第2号
8	島貫 金雄	国分寺市スポーツ推進委員協議会 会長	第2条第2号
9	兼田 未加子	国分寺市青少年委員会 会長	第2条第2号
10	平見 歩	東京都小平児童相談所 所長	第2条第2号
11	嶋 幸一	警視庁小金井警察署 生活安全課 課長	第2条第3号
12	茂呂 雅仁	国分寺市立第二小学校 校長	第2条第3号

※ 会長は「◎」、副会長は「○」で表示



## 7 国分寺市子どもの居場所づくり推進会議設置要綱

平成29年5月29日 要綱第14号

(設置)

第1条 国分寺市子育て・子育ていきいき計画（平成27年3月策定）に基づき、子どもの居場所づくり（子どもが自らの意思で集まり、語り、遊び、自分らしく過ごせる場所を充実させる取組をいう。以下同じ。）を推進するため、国分寺市子どもの居場所づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもの居場所づくりに関する施策の実施状況の検証に関すること。
- (2) 子どもの居場所づくりに関する施策の計画的な推進に関すること。
- (3) その他子どもの居場所づくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる委員15人以内をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

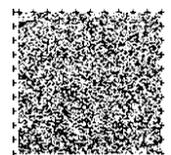
- (1) 公募により選出された市民 2人以内
- (2) 識見を有する者 1人以内
- (3) 子育て支援に関する活動を行う地域活動団体に属する者 3人以内
- (4) 社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会の代表者 1人以内
- (5) 国分寺市民生委員・児童委員協議会の代表者 1人以内
- (6) 市の職員 7人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(謝礼)

第5条 市長は、第3条第2号から第5号までに掲げる委員に対して、謝礼を支払うものとする。



(会長及び副会長)

第6条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第8条 推進会議は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第9条 推進会議に、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第10条 推進会議及び専門部会の庶務は、子ども家庭部子ども若者計画課において処理する。

(委任)

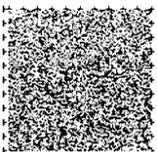
第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

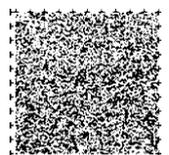
附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。



	氏名	職	区分
1	岡部 実加子	公募により選出された市民	第3条第1号
2	松岡 佑和	公募により選出された市民	第3条第1号
3	◎ 田嶋 大樹	国立大学法人 東京学芸大学 特命助教	第3条第2号
4	鈴木 七重	社会福祉法人 けやきの杜 希望園管理者	第3条第3号
5	太田 久子	国分寺市立ひかり児童館 主任	第3条第3号
6	山越 邦夫	国分寺子育て支援事業者連絡協議会	第3条第3号
7	○ 牛田 純一	社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会 事務局次長	第3条第4号
8	蓮實 麗子	国分寺市民生委員・児童委員協議会 東部地区副会長	第3条第5号
9	勝山 俊也	市民生活部スポーツ振興課 スポーツ振興担当係長	第3条第6号
10	毛利 聡	福祉保健部生活福祉課相談支援係 係長 (～平成30年3月31日)	第3条第6号
	鎌田 都美子	福祉部生活福祉課相談支援係 係長 (平成30年4月1日～)	第3条第6号
11	山元 めぐみ	子ども家庭部子ども子育て事業課いずみ児童館長 (～平成31年3月31日)	第3条第6号
	石川 理江	子ども家庭部子ども子育て事業課いずみ児童館長 (平成31年4月1日～)	第3条第6号
12	野田 貴子	子ども家庭部子育て相談室子ども家庭支援センター 地域担当係長 (～平成31年3月31日)	第3条第6号
	杉野 麻咲子	子ども家庭部子育て相談室子ども家庭支援センター 地域担当係長 (平成31年4月1日～)	第3条第6号
13	小野木 博一	建設環境部緑と建築課公園緑地係 係長	第3条第6号
14	古谷 隆之	教育部社会教育課 社会教育担当係長 (～平成31年3月31日)	第3条第6号
	山田 和啓	教育部社会教育課 社会教育担当係長 (平成31年4月1日～)	第3条第6号
15	豊泉 早苗	教育部公民館課もとまち公民館長	第3条第6号

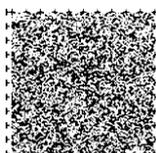
※ 会長は「◎」、副会長は「○」で表示



## 9 計画策定の経緯

### (1) (仮称) 国分寺市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会

日付	会議等	主な内容
平成 30 年度		
平成30年 7 月 26 日	第 1 回 (仮称) 国分寺市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会	・(仮称) 国分寺市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査・意向調査について
平成30年 9 月 27 日	第 2 回 (仮称) 国分寺市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会	・(仮称) 国分寺市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査・意向調査について
平成30年11月1日から 平成30年11月30日	アンケート調査の実施	①就学前調査 1,500 通配布 742 通回収 (回収率 49.4%) ②小学生調査 1,500 通配布 788 通回収 (回収率 52.5%) ③中学生調査 200 通配布 95 通回収 (回収率 47.5%) ④15 歳～18 歳調査 200 通配布 77 通回収 (回収率 38.5%) ⑤18 歳～39 歳調査 300 通配布 91 通回収 (回収率 30.3%)
平成31年 2 月 19 日	第 3 回 (仮称) 国分寺市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会	・(仮称) 国分寺市子ども・子育て支援事業計画策定に係る議論の進め方について ・市の現状課題と (仮称) 国分寺市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査の分析について
令和元年度		
令和元年 5 月 27 日	第 1 回 (仮称) 国分寺市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会	・国分寺市子ども・子育て支援に関する現状と課題の分析報告書について ・(仮称) 国分寺市子ども・子育て支援事業計画策定までのスケジュールについて ・(仮称) 国分寺市子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和元年 7 月 22 日	第 2 回 (仮称) 国分寺市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会	・(仮称) 国分寺市子ども・子育て支援事業計画 (素案) について
令和元年 7 月 29 日	第 3 回 (仮称) 国分寺市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会	・(仮称) 国分寺市子ども・子育て支援事業計画 (素案) について
令和元年 9 月 19 日	第 4 回 (仮称) 国分寺市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会	・(仮称) 国分寺市子ども・子育て支援事業計画の名称について ・(仮称) 国分寺市子ども・子育て支援事業計画 (素案) について



日付	会議等	主な内容
令和元年10月28日	第5回（仮称）国分寺市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（素案）について</li> <li>・（仮称）国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画 概要版（素案）について</li> </ul>
令和2年2月7日	第6回（仮称）国分寺市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（案）に係るパブリック・コメントの実施結果について（報告）</li> <li>・市長への報告について</li> </ul>

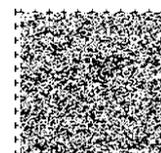
## （2）（仮称）国分寺市子ども・子育て支援事業計画策定関係団体懇談会

日付	会議等	主な内容
平成30年度		
平成31年1月22日	（仮称）国分寺市子ども・子育て支援事業計画策定関係団体懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園・幼稚園事業者，子育て支援団体，社会福祉協議会，若者支援団体等との意見交換</li> </ul>
平成31年2月20日	（仮称）国分寺市子ども・子育て支援事業計画策定関係団体懇談会（歯科医師会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）国分寺市子ども・子育て支援事業計画について</li> <li>・虐待予防に向けた連携体制について</li> <li>・市内保育所の研修及び嘱託医との連携体制について</li> </ul>
令和元年度		
令和元年8月2日	（仮称）国分寺市子ども・子育て支援事業計画策定関係団体懇談会（医師会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）国分寺市子ども・子育て支援事業計画について</li> </ul>

## （3）国分寺市子ども・子育て会議

日付	会議等	主な内容
平成30年度		
平成30年7月20日	第1回国分寺市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成32年度からの国分寺市子ども・子育て支援事業計画の策定について</li> </ul>
令和元年度		
令和元年7月4日	第1回国分寺市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）国分寺市子ども・子育て支援事業計画について</li> </ul>
令和元年8月8日	第2回国分寺市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）国分寺市子ども・子育て支援事業計画について</li> </ul>
令和元年9月11日	第3回国分寺市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）国分寺市子ども・子育て支援事業計画について</li> <li>・（仮称）国分寺市子ども・子育て支援事業計画に係る答申書について</li> </ul>

※ 本計画の策定に係る会議及び内容のみを抜粋して記載しています。



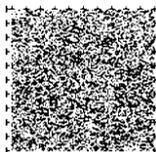
#### (4) 国分寺市青少年問題協議会

日付	会議等	主な内容
令和元年度		
令和元年6月11日	第6回国分寺市青少年問題協議会	・(仮称)国分寺市子ども・子育て支援事業計画策定に係る「市町村・子ども若者計画」作成について
令和元年7月11日	第7回国分寺市青少年問題協議会	・(仮称)国分寺市子ども・子育て支援事業計画策定に係る「市町村・子ども若者計画」に対する答申書(案)について

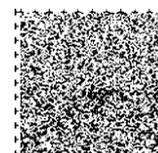
※ 本計画の策定に係る会議及び内容のみを抜粋して記載しています。

#### (5) 国分寺市子どもの居場所づくり推進会議

日付	会議等	主な内容
平成29年度		
平成29年10月3日	第1回国分寺市子どもの居場所づくり推進会議	・国分寺市における子どもの状況確認・意見交換
平成29年12月22日	第2回国分寺市子どもの居場所づくり推進会議	・国分寺市における子どもの状況確認・意見交換
平成30年3月9日	第3回国分寺市子どもの居場所づくり推進会議	・子どもの居場所に関する認識の共有 ・子どもの実態調査について
平成30年度		
平成30年5月22日	第4回国分寺市子どもの居場所づくり推進会議	・子どもの居場所に関するアンケートについての意見交換
平成30年7月12日	第5回国分寺市子どもの居場所づくり推進会議	・子どもの居場所に関するアンケートについての意見交換 ・子どもの居場所に関する実地確認について
平成30年11月29日から12月13日	実地確認	・実地確認場所 国分寺市立しんまち児童館, 東京都立多摩図書館, 国分寺市プレイステーション, 国分寺市立本多公民館, 国分寺市立本多児童館, 国分寺市立本多図書館, 国分寺市立ひかり児童館, 国分寺市立子ども家庭支援センター, 国分寺市立いずみ児童館, 放課後子供教室(国分寺市立第一小学校), 国分寺市立市民スポーツセンター
平成31年3月1日	第6回国分寺市子どもの居場所づくり推進会議	・子どもの居場所づくりについての意見交換(ワールドカフェ方式による。)



日付	会議等	主な内容
令和元年度		
令和元年7月19日	第7回国分寺市子どもの居場所づくり推進会議	・子どもの居場所づくりについての意見交換
令和元年9月4日	第8回国分寺市子どもの居場所づくり推進会議	・子どもの居場所づくりについての意見交換



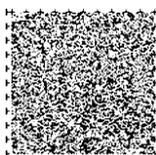
## 10 用語解説

用語	解説
<b>アルファベット</b>	
A I	Artificial Intelligence の略で、人工知能のことです。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術です。
I o T	Internet of Things の略でモノのインターネットという意味です。様々な「モノ」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みのことです。
P D C A サイクル	マネジメントサイクルの一つで、Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Act（改善）のプロセスを順に実施し、継続的な業務改善活動を推進していくシステムのことです。最後の Act（改善）では Check（評価）の結果を次の Plan（計画）に反映することにより、システムを循環させていきます。

数字	
1号認定	子ども・子育て支援新制度における区分で、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、幼稚園や認定こども園での教育を希望している子どもに該当することについて、市町村が行う認定のことです。
2号認定	子ども・子育て支援新制度における区分で、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働や疾病などの事由により、保育所・認定こども園等での保育を必要としている子どもに該当することについて、市町村が行う認定のことです。
3号認定	子ども・子育て支援新制度における区分で、満3歳未満であって、保護者の労働や疾病などの事由により、保育所・認定こども園等での保育を必要としている子どもに該当することについて、市町村が行う認定のことです。

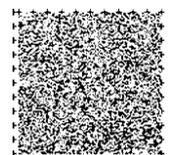
あ行	
医療的ケア児	経管栄養注入やたんの吸引などの医療的な生活援助行為によるケアを日常的に必要とする子どものことです。

か行	
家庭的保育事業	家庭的保育者の居宅やその他の場所で、少人数（定員5人以下）を対象に家庭的な雰囲気で行われる保育のことです。子ども・子育て支援新制度では、市町村の認可事業として位置づけられています。
学習指導要領	全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が学校教育法等に基づき定める、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準のことです。
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産むことが見込まれる子どもの数の指標のことです。



コーホート変化率法	同年又は同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のことです（「国分寺市人口ビジョン」の推計方法とは異なります。）。
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法に基づき、有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして国に設置された会議のことです。また、地方公共団体には、条例により地方版子ども・子育て会議が設置されています。
子ども・子育て関連3法	平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のことです。この関連3法に基づき、平成27年より「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条により、市町村が5年を一期として定めることとされている計画です。この計画では、市町村が取り組む子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と円滑な実施について定めます。
子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための新制度のことで、平成27年度にスタートしました。ポイントとしては、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供として、認定こども園制度の改善、②地域の子育て支援を一層充実させる、③「施設型給付」、「地域型保育給付」の創設が挙げられます。
子ども・子育て支援法	平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」の一つで、全ての子どもの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として定められた法律です。子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化した新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るものです。

さ行	
次世代育成支援対策推進法	急速に進む少子化の流れを食い止め、子どもが健康に生まれ育つ環境を整備することを目的として定められた法律です。仕事と子育てを両立できる環境を整備・拡充するため、地方公共団体や従業員101人以上の企業に行動計画の策定が義務付けられています。平成15年に成立、令和6年度までの時限立法。
市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村が策定する計画のことです。具体的には、①地域における子育ての支援、②母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進、③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、④子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、⑤職業生活と家庭生活との両立の推進など、子どもと子育て家庭への支援に関連する施策及び事業を体系的に盛り込んで策定されます。
児童発達支援センター	児童福祉法に定める児童福祉施設の一つで、障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設です。
児童福祉法	児童についての根本的・総合的な法律です。児童等の定義のほか、児童福祉審議会、児童委員、児童相談所、福祉事務所、保健所等の児童福祉機関の役割と業務、各種在宅福祉サービス、児童福祉施設及びそれらに要する費用等が規定されています。
若年無業者（ニート）	15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者のことです。



新・放課後子ども総合プラン	次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等の「小1の壁」を打破するため、平成30年9月に国が制定した計画です。この計画では、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等を内容としています。
スクールソーシャルワーカー	学校をベースにしたソーシャルワーク（福祉）的なアプローチによって、子どもたちの生活の質を高めるためのサポートをする人のことです。活動の基本的な姿勢は、子どもの人格を尊重し、子どもの利益を最優先に考えた関わりをし、困難な状況を改善するために、子どもを取り巻く様々な方（家族・教員・友人など）や地域の環境にも注目し、それらの関係の中で問題を解決するための活動をする専門家です。

た行	
地域型保育事業	<p>19人以下の少人数の単位で、主に3歳未満児の保育を行います。市の定めた基準による認可事業で、以下の4類型（地域型保育）を行う事業をいいます。</p> <p>○類型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育・・・家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。</li> <li>・小規模保育・・・少人数（定員6人～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。</li> <li>・居宅訪問型保育・障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。</li> <li>・事業所内保育・・・会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。</li> </ul>
地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法第59条に定められた事業のことです。同条では、第5章に記載のある13の事業が定められており、各自治体では、子ども・子育て支援事業計画において、それぞれの事業の量の見込みと確保方策を定めることとされています。
特別支援教育	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。平成19年4月から、学校教育法に位置づけられ、全ての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実していくこととされています。
トライルーム	国分寺市の不登校児童・生徒対象の適応指導教室のことです。学校に登校できない子どもに対し、外出の機会や学習・生活の場、人とのふれあいの場を提供しています。少人数の温かい雰囲気の中で、様々な活動を通して社会性や自立心を養い、集団生活への適応力を高めて学校復帰を支援します。 (所在地/国分寺市光町1-46-8 ひかりプラザ3階)

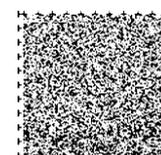


な行	
認可外保育施設	児童福祉法に基づき市町村が設置を届け出た施設及び同法に基づき民間事業者等が都道府県知事の認可を受け設置した「認可保育所」以外の子どもを預かる施設のことです。同法第 59 条の 2 に基づき、都道府県知事への届出が必要になります。
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設のことです。認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地域裁量型」の 4 つの種類があります。

は行	
発達障害	発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定められているもの」とされています。
ひきこもり	仕事や学校に行かず、かつ、家族以外の人との交流をほとんどせずに、6 か月以上続けて自宅にひきこもっている状態のことです。
ビッグデータ	利用者が急激に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれた GPS（全地球測位システム）から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなど、ボリュームが膨大であるとともに、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群のことです。
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く。）に就学している障害児に対して、放課後及び夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための各種療育、社会との交流促進、創作活動や余暇活動支援等を行うとともに、放課後等の居場所を提供する通所サービスです。

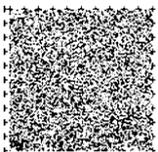
ま行	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され社会福祉の増進に努める無報酬の非常勤地方公務員です。地域において、生活上の問題、家族問題、児童福祉などあらゆる分野の相談に応じ、助言・調査などを行います。

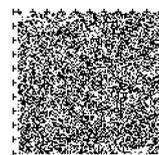
や行	
幼児教育・保育の無償化	令和元年 10 月から実施された制度で、幼稚園、保育施設、認定こども園などを利用する 3 歳から 5 歳児、住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児の利用料が無料になりました。
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のことです。
要保護児童対策地域協議会	児童虐待の防止、早期発見、要保護児童に対する、地域における支援のネットワークです。



ら行	
療育	発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助することです。

わ行	
ワーク・ライフ・バランス	個人が、仕事と、家庭生活や余暇、地域活動、自己啓発などの個人的生活とのバランスを保ち、仕事と私生活のいずれにおいても自己実現が目指せることです。なお、この計画においては、主に「仕事と子育ての調和が図られている。」という意味で使用しています。
若者	この計画では、「15 歳以上 39 歳以下の方」と定義して使用しています。





国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画  
(令和2年度～令和6年度)

発行 令和2年3月  
編集・発行 国分寺市 子ども家庭部 子ども若者計画課  
〒185-8501 国分寺市戸倉一丁目6番地1  
電話 042-325-0111 (内線439)  
FAX 042-359-3354  
E-mail [kowakakei@city.kokubunji.tokyo.jp](mailto:kowakakei@city.kokubunji.tokyo.jp)

